

島津家文書（日置文書）



(包布ウハ書)

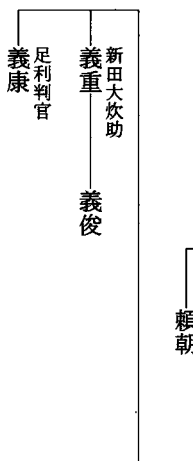
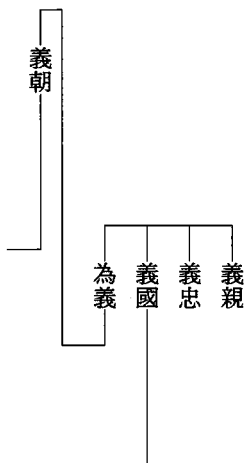
「御談合可入条々」

○ 一 御談合可入条々

御談合可入条々

一御當家古之御繼圖ニハ對馬守義親公より六条之判官為
 義御法名義法ニ被相讓、左馬頭義朝公・右大將征夷將
 軍頼朝ニ續候事、

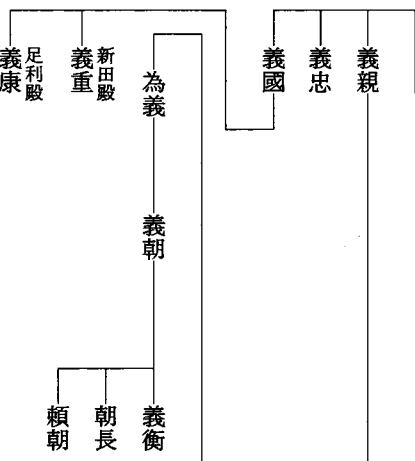
如右之續候へハ、式部太輔義國為新田之元祖、



右ハ古御繼圖之写

一右之御繼圖かミそこね候苦間敷哉之事、

竜伯様御再治之御繼圖ニハ



如右之兩様ニ見得申候、いつれを可被差出哉之

事、但 竟伯棟御再撰之御本ニハ、大岳より四代被追加候故実有之事、

一 日本之惣繼圖并平家之劍之卷は古之御繼圖ニ合申候、惣繼圖ニハ為義より義朝ニ續候、平家劍之卷ニハ四男六条判官為義ニ讓ト書付候事、

一 國分より御相續之御繼圖ニハ 忠久公称親王云々、福宇征夷將軍、或判官、或大政大臣と御座候證文見合申度候事、付御繪旨可有之候哉之事、

一 古之御繼圖ニ 忠久公分國七ヶ國、越前・若狹・伊勢・信濃・薩摩・大隅・日向、三ヶ國下向、治承四年庚子御誕生と御座候、文書見合之事、

右之儀ニ付而信濃國太田庄地頭職之由、承久三年五月日、陸奥守平朝臣在御判と書付候写と見へ候、又越前國守護人たる事、承久三年七月十二日、陸奥守平在御判と書付たる写も御座候、嶋津三郎兵衛尉忠義為越前國生部庄并久安保重富地頭職之事、承久三年八月廿五日、陸奥守平在御判とも御座候、本書見出申度候事、外ニ久時公へ伊賀國長田庄之事、鎌倉殿依仰下知如件と書付、文永八 月廿四日、相模

此間虫喰不見得

守平朝臣書判、左京権大夫平朝臣同文書有之事、

一 前右大将家政所下 左兵衛尉惟宗忠久と有之文書書判有之、大隅・薩摩兩國家人奉行入致沙汰条など、書付候、年号建久八年十二月三日之日付有、か様之文書も可被差出哉、又周防國楊井庄 道鑑公御領所之事、正慶元年十二月日と書付たるも有之事、但文書数如何程可被召上哉、今分ハ虫喰散々之様躰ニ候、如何様ニ申候をも御繕ハせ可被成哉、御談合之事、

一 此節急度御使可被罷立候哉、御談合之事、付海上御念遣之事、

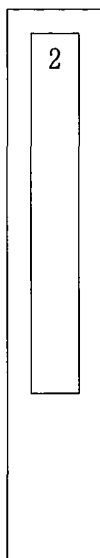
一 忠久公頼朝公之御直子たる事記録ニハ見え不申候へ共、古之御繼圖ニハ慥ニ御座候、古之御繼圖を被差出むかしより此分ニ家傳候と計も可被仰上哉之事、

一 御氏之事、

寛永十八年 將軍家光之御代諸家之系圖文書可有 上覽与被 仰出、光久公御在國之刻、同年九月申來り候時御内談之目錄

嶋津彈正久慶書之

〔卷子表紙〕



〔包布ウハ書〕

〔嶋津丹波之奥方と書出有〕

○ 二 島津光久書状

〔封紙〕

〔（シリー）〕



嶋津丹波之
（久竹・久通）

奥方

はたのまふり

はたよりちきにかけ

あるへくそろ

たんはとのうち

おかる

ミツ

〔紙縫目〕

なおくさやさほめいけんいたし候、きしよくあたりたることもなく候や、むねいきつかいなとおなしことにあり候や、かわりたることあり候ハ、かぎつけにてつかハしあるへく候、かさねて申候へく候、こんはんのおくかたのきけんさためていよくよく候ハんとそんし候、しよくなとは此中よくもなり候や、又はたのまふりつかハし候、かけそろハんとそんし候、ころもちハいかゝ候や、うけたまはりたく候、かしく、

〔端裏ウハ書〕

〔墨引〕



かるまいる

ミツ
より

〔紙縫目〕

食の事

一朝晩食ニてもかゆニて、毎月五六日程ハ、八文ほともちゆあるへし、八文うゑハなり候ても無用ニあるへし、次第ニ食かさみ申候あひた、今ほとハ八文はかりもちゆ、そのうゑかさみ候へハゑつきいて申候、かならずくきんしあるへく候、

十一月十三日

一しよくもおえざるほどにおよそとありいろくくのくわし・このみ・さとう又ほしひ・かんさらしのもちひ・たこなとすこしもむゆうにあるへし、よくくきんしあり候て候へく候、



(包布ウハ書)

「忠朝主御筆」

口上之覚

一 拙者事 於江戸ニと書出有」

○ 三 島津忠朝口上覚

口上之覚

一 拙者事、於江戸ニ御旅方役儀被仰付ニ付、毎度御断申上候へ共、重而被仰付より御詫重ク奉存、御意次第御請申上候、左候て其刻鎌田藏人殿迄申入置候も段々御断申上候へ共、重而被仰付候条、乍此上ハ最早可申上様無御座候間、御意次第ニ奉存候、此度被召仕御免被上候ハ、少も難渋ニ御断不申上、我等之無調法之躰相知不申間、重而御わひ可申上候間、被聞召可被下之由申上置候、就夫申上候、弥以此度役儀御免被遊被下候様御断ニ奉存候間、宜被仰上頼入存候、

七月

(ハリ紙)
「寛文十三年癸丑延宝改元」

○ 四 島津忠朝願書案

(四の1) 去冬為 上意諏方采女殿ニ而其儀種子嶋(久時)左近殿隔番ニ高

輪御屋敷御留主居可相勤之由被仰付候、然者來之春我等

在江戸之管ニ御座候、就夫御断ニ奉存候、我等儀者度ニ

在江戸御奉公勤申、先年者卯之歳(寛文三年)より午之歳(寛文六年)迄父子長詰

仕、申之年同性(姓)又十郎(久竹)ハ御礼使被仰付、又戌之歳(寛文十年)より

我等在江戸仕、去々年末罷下、近年相續借銀過分仕出候、

又十郎事ハ在國迄ニ而旅之御奉公時分後ニ候、然時ハ父

子在江戸相續弥以借銀過分ニ罷成、行々御奉公難叶候、

其上我等儀去々年於江戸落馬仕痛共御座候而、于今馬ノ

乗おり不自由、殊寒氣之時分ハ折々筋痛候へハ旅之御奉

公心之まゝニ難勤奉存候間、於御當地相應ニ被召仕在、

江戸之儀被差置、又十郎へ御見合を以被召仕度候、此等

之趣宜御披露願存候、以上、

十二月

(ハリ紙)
「延宝二年甲寅」

(四の2) 右者三郎右衛門忠朝之自筆也、故為一軸貽後裔者也、

寛延四年八月日

(島津)
久富

○ 五 島津久慶覚

笠屋弥右衛門南蛮文并不審成所之女へ文取かは

し候ニ付而、御不審就有之ことわけ之事

一南蛮文一但封ながら弥右衛門格護候而、闕所之時出由候、

此文由來弥右衛門口から平田盛右衛門・有馬主馬被承

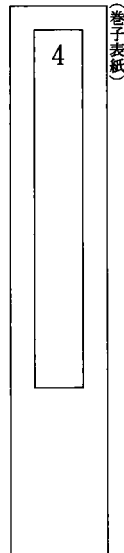
候聞書之内ニ見え候、并先年琉球江町田勘解殿逗留之

時、同心衆関九郎左衛門・黒葛原千兵衛之證文ニ見え

候、然時ハ此儀ハ御不審もうすく成申候哉、其上ニも

別物を其文と申あやつり候との御不審於有之ハ、長崎

ニ被遣候者此文之実否可致落着之事、



一喜入撰州之内之文六ツ有之ニ付、撰州之内儀きり(永使女妙春)

したんにて候つるニ付、流罪被 仰付置候、其人の宿之女ニ隠蜜に文ニ取かへし御不審ニ候、右六ツ之内ニ四ツハ恋慕之文、二ツにむかし之御おんと有之所御不審可立事御尤候、此所於御不審ハ弥右衛門へ可被成御尋候、又右之女へも可被成御穿鑿候、右之女ハよく承候へハ、南蜜名之付たる女之内にてハ無之、撰州方之女にて候、其比ハめくと申候、頃ハ小へにと申、于今罷居由候、右之文ニ宗旨之事ハ見え不申候へ共、穿鑿被 仰付候ハ、細之穿鑿可申付候、然ハ世上之風聞御吟味之事、

一士衆之召仕候女ニ蜜通、誠曲事之至候、公儀ニさのミ御構之儀にてハ有間敷候哉、乍然是程ニ 上覽候上よりハ右之曲事ハ遁間敷候哉、於其儀ハ撰州之役人家老之身として門外之町人を引入、女房衆を引合せ候もの共也、御囑弥右衛門よりも可重候、左様ニ無之候へハ、御憲法ニ而ハ有ましく候、

一南蜜宗ニ落着候共、弥右衛門一人於落着ハ先例いか程

も御座候、兄弟迄ニかゝりたる事ハ歴々之上ニも無之候、自今以後ハ可被相懸候哉、御吟味之事、

一右同南蜜宗之所ハ、申遁候者不入文を今までかくこ申候、琉國より帰朝候者即勘解殿へ可申出を油断仕候所ハ、其身の油断一篇たるへく候哉、撰州之下女ハ蜜通ハ尤曲事ニ可罷成候、乍去是も就中兄弟ニ相かゝり可申事、如何可有御座候哉之事、

一か様之改被 仰付上ハ精ニ入御國御為可然様ニこそ可申付内存候、不及儀ハいか程も可有御座候、御家老衆へ幾度もく可^(久懸)得 御内意候、如右江戸より御さし圖候儀、一段彈正ためニハ幸之儀ニ候、乍去出水ニも不審深重成もの共御座候、阿久ね并當所ニも既談儀本共見出申候、惣而御分國之不審成者共をたくらべ先例ニも見合せ、一々内穿鑿を手前より究め、科之段々輕重ヲ得 御意、御家老衆御密談にて、御耳ニも被入、其上にて御さし圖候へかすと存候得共、自余ニ申出ル儀ハ難成事ニ御座候、以上、

一上りや之事、

右之段（島津久通）秘書老へ御内談申候、

五月廿三日

○ 六 島津久慶覚

（ハシキレ）

一 御老中ニ我等程の若輩ハ無御座候、病者ニハ我等程お
もく候ハ無御座候、御用を承手前□煎候而申渡候
ハ、若吾等程ニさし過たる人前ハ無之かと存候、畢竟
手前之御事闕を見及候而之儀とハ乍申推参かと存候、
然間我等精不入候、さし取候而不申付なとゞの誂ハ努
々有間敷と存候、無用捨候而さし過候との誂ハ無余儀
存候故念遣ニ候事、

一 乍恐 殿様へ存寄之儀者不残心底申上候、吾等より抽
御氣色ニ違可申儀をも重々被申上候人も候はん哉、其
段ハ 御前ニ御覚可有之候、又以使申上候ハ、大形ハ
町田弥兵衛尉殿・福屋伊賀守殿（兼啓）など可被存候、御使衆
ニハ町田勘解殿・野村大学殿（元輔）被存候事、
一式御談合之儀、式使之時又者書状之返書等之儀何事茂

我等へ申参候、仕にくき段々日々記ニ別帛ニ書載置申
候事、

一 何事を申候而も存候而も御國之行ひニ見え不申候、何
を仕候哉、埒明にくき儀差合申候ひまハ、御為ニ笑止
ニ存候、此段者折々 上様へ不残心底申上候、吾等も
たへ申候儀、老中衆も御兄弟衆も御使衆も時々ニハ可
被聞召と存候、乍去一人にてもたへ申候か悪候はん哉
候事、

一 御前ニ御存之前ニ候、生付も麗相ニ不入才かたてを
仕者にて候へハ、何事を申上ルが悪事にてもや候はん
と存候へ共、萬事調かね候時ハもだへ申候、遮而 上
よりハ御内談之儀も無御座候、ケ様ニ被 仰付候なとゞ
被 仰聞せ時ハ承牀ニ候、然時ハ御尋之儀者申上ケ、
無御尋儀者十度□二□用捨可申候へ共、手前より折
々申上ケ推参の者ニ候、御存候前ニ候事、
一 我等役儀被 仰付候砌、從 黃門様被下候御書御座候
事、
一 右之前方より被 仰聞候子細并御書数多頂戴仕置候事、

一右之段々被存候伊勢兵部少輔殿被相果候、伊東(右昌)二右衛

門尉殿・野村大学殿・東郷肥前入道殿未存生ニ而候間、

少々之儀者覺可有之候事、

一御前代(島津家久)ニ御仕置之御条書を見申候、一ヶ条もあだなる

事ハ無御座候、然共國政不調候者、其首尾無之故迄に

て候事、

一當御代(島津光久)ニ被 仰出候儀、過半御尤之儀多々御座候与我

等ハ存候、然処ニ不相達、物毎ニ調かね候処、如何成

處より起候哉、菟角笑止ニ候事、

一手前之儀も若輩不似合役儀共被 仰(付候カ)御借銀ハ大粧

ニ罷成、諸士腰之刀は(取カ)は□は□つし進上被申時節に

て候哉、役分ニ御知行拜領仕候へ共、伊勢兵部少輔殿

ヲ頼返上仕段々之事、

一御老中衆出銀御免之内ニ不混候様子之事、

一上洛之時拜領銀之事、

一御法度之物之事、付寛永十五年船之事、

一御継目之時上洛之事、

一仕にくき儀にて候とて、式口事篇、式人之上の批判之

時其座をはつし、又ハ明日仕にくき御談合候ハんと前
かた相知候其晩なとより咲氣痰(ツマ)

(紙雜目)

我等一身之儀者 殿様御一人を相守罷居候間、少茂身

上之念遣無御座候事、

一我等式申渡儀ニ候故、義与理ニ不當候、諸人不用候へ

ハ依物毎ニ調かね候、左様候へハ御法も猥ニ罷成儀ニ

候、義理法道之四ツ亂る時節、物之埒明申物にてハ無

之与昔より相見え候、又物不調候而國盛ニ長久成儀、

昔より稀ニ御座候、こゝを以已來念遣ニ存候間、遮而

役々儀御侘存候□

寛永十八年

○ 七 島津久慶覚

覚

一吳國船方被 仰付候ニ付而、去年天川使者船帰帆之刻、

各いづれも以相談、御國自然之時之御軍役可難調段々、

今度於長崎

御公義之被 仰付様并諸家之行之儀、去年九月十七日より態本田内膳方至江戸差上せ候處ニ、其時分犬追物御興行之御取籠之由候而、御耳ニも不被入由候而、内膳被罷下候、其後者 御嫁迎之御取籠ニ候、當春可被入 御耳由候而、江戸御両老よりも御状共御下シ候、就其万事大粧之用意者御返事を相待罷居、餘々御下向之間を氣遣ニ存、相良助太夫方差上せ候ハ、川上因州^(久國)江各打寄以相談之上被差上せ候、御談合ニ候つる彼人も於備前下津井 御下向之御船立ニ参合、幸 松平隱^(定行)州様へ被得 御内意分者於伊豫三之浦被 仰談由候条、其段ハ目出度奉存候、其外之儀者被成 御帰國候て万事於爰元可有御談合之由ニ候而、助太夫御先ニ被罷下候、漸々吳國船参候時分ニも罷成候、御談合如何様ニ候哉、被 仰聞度候事、

一九州之御衆御用意者、寛永十八年之正月此方 殿様、松平下総守殿・黒田右衛門佐殿、右御三人へ御當之年より用意之由候、其時分も隣國之様子聞ニ一人被差遣候へと申候へ共不相達候、^(山田有榮)民部殿御覚可有之候、其上

正保二年從天川使者船可渡与聞得候而より者、別而用意為在之由候、其時分も御隱蜜与候而手廣用意者不罷成候つる、其後正保三年十月廿一日之 御奉書ニ、日根野織部殿・^(松平定行)隠州様・^(松平忠之)右衛門佐様・^(忠房)長崎御奉行高力殿へも被為相加候、自然人数入儀候ハ、彼御人数より可被仰遣御手筈与見え申候、其 御奉書次去年之春正月御上洛前ニ我等手前ニ被下候、預置申候其刻茂申上候へ共、吳國船方被承候衆も此方へ少も不被 仰聞、方々被召遣被相逃、野村大学一人ニ而老病つとめも成かね候内ニ、去年黒船長崎へ参、俄ニ人数賦等仕迷惑ニ候つる段ハ各御存之前ニ候事、

一今度二月廿六日之御日付之 御奉書御給と見得候而、預可置由候而格護申候、御書面拜見仕候ニ、今度者自然不義之子細も候ハ、御見計ニ無御越度様ニとの御文牒与見え申候、是ハ新敷存候、其子細者、此中迄ハ長崎御奉行之御下知次第と有之間、少ハ御心安義ニ候、去々年最早人数之儀九州摸寄之御衆へハ被 仰渡与見得候處ニ能とおもく御評説も候哉、四國・中國之御衆

御暇被遣候ニも被 仰含、御暇為被遣由候處ニ、當國者御自分之御軍役ニも過分ニ人数不足候、陸地之於働者くり越も可有之候、海上之御用意ニ候ヘ、船なくてハ不罷成候、船不足ニ候、此段者去年も度々至江戸も申上候、不新候事、

一我等へ御預之分 御奉書写之上を以、此両御使衆へ申談候事、

一正保二年春以二階堂安房守從 光久様御書被下候ニ、吳國船之御注進等延引手筈違候ハ、彈正可為越度との 御書頂戴仕候故、別而氣遣奉存候、手前ニ預置申銀錢ハ無之、吳國船之用意可仕様なく口状迄ニ而申上儀者右之通ニ候、此上ハ彈正として可仕様無御座候、必被聞召置可被下候、當年者御在國之儀ニ候間、少も我等一人之不及氣遣候得共御用意無之候条、俄ニ不慮も候ハん時、兼日彈正別而御老中之御下ニ肝煎申候が、油断仕候との不存衆ハ批判も可仕儀案中ニ候間、御談合之御落着承度旨得御意候、御分國ニ参俄ニ御手もつかへ候ハ、笑止ニ存候、乍推参如此候事、

右之段ニ御家老中へ為内證可有御披露候、以上、

子

三月廿四日

嶋津彈正(久應) (花押)

(慶安元年) 余弘

平田狩野殿

猿渡大炊殿

○ 八 島津久慶覚

覚

一(正保四年) 去々年長崎へ來着之黒船出船之時分、嶋崎・洲崎へ人

をおろし候ハぬ様ニ可入念由被仰聞、其節内藤儀太夫殿、相良李助(長良)へ被仰候ハ、御國ハ諸浦人續之由候間、

手取かハしにも番衆被仰付候共、可罷成由被仰候通承候、其上

(松平定行) 隠岐守様御人数之差出も大分ニ御座候やうに承候、當國之浦々へ罷出候人数ハ些少之儀ニ候条、

寄々外城之衆を定番之様召なし、二万七千余之着當ニ被付候由承候故、左様之間を合せ申たるかと存候つる、

(川上入圃) 因州へも些申談、諸浦之續之夜番等無緩様ニと存焼火

なと申付鹿相之至于今迷惑仕候事、

一石火矢の儀ハ不及申上、此内召上之大鉄放うたせ申た

る儀無御座候、各御存之前ニ候事、

一角材木ぬかへらの類用意之儀者、去々年長崎へ黒船來着之時分肝要用意之物ニ而候通、彼地へ參為被存來被申候故、即其衆被召出吟味被仰付候ニ付被申候ハ、材木などハ冬むきハ賣物ニも罷成候、然時ハ餘り御損亡ニも罷成間敷候条、兼日之御用意可然候ハ、由出合申候間、各いづれも以惣談之上用意之御儀定候事、

一 正保二年閏五月川（川上久國）因州老・顯（久慈）娃左馬頭殿、我等同前ニ

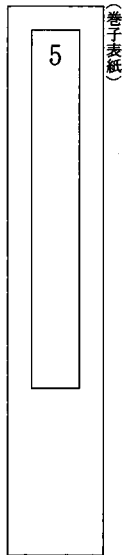
吳國方被 仰付候砌、題目飛脚上中下之位付之吟味共候而相定り候、其後飛脚用談ニ付而御船手へ申談候時ハ、飛脚之位付を以申断候、其外小賦等之差引申たる儀ハ無御座候、

一 不断出來候船之儀ニ付而彈正差引申たる儀無御座候、吳國方之儀ニ付而、内々吟味共申候へハ、御船可為不足かと存、節々存寄ハ申候へ共、とかくと押移候、然処去々年長崎へ黒船來着ニ付而、御隣國之御大名衆船よそおひおびた、敷由見申たる衆被申候故、いづれ共當國之儀も御船不足ニ而ハ、自然之時ニ御手つまり案

中ニ候、又船數御作せ被成候而も御損ニ可罷成儀ニ而も御座有間敷由出合候故、各以惣談之上御船廿艘余出來申候、大小之御吟味までハ無御座かと覺候、いづれも御存之前ニ候事、

一 鉄炮・石火矢・玉葉之儀不足之由吳國方御使衆を以御兵具所より被申出候ニ付、（山田有榮）山民少老へ致御相談奉得上意候へハ、可申付之由被 仰聞候まゝ申渡候、其外何ぞ差引申たる儀曾無御座候事、

一 吳國船之儀ニ付而、御注進状ニハ任上意、御老中衆御同前ニ我等も判形申候事、



「 覚

一 去年御下向被遊候と

書出有」

○ 九 島津久慶寛

寛

一 去年 御下向被遊候而より我等煩ニ付、卯月より 御薬以御談合被下候、五月廿三日祖母相果候ニ付服出仕候、五月廿五日 御光儀被遊候時服ニ罷出候、八月肚脉など可被成御診候、其間ハ 御薬之御談合をも存候間、傳心・二官・紹意服屋程近候間、此三人ニ可申由申上候へハ、可然之由 上意候而如其仕処ニ、ちと風聞候ハ、(島津久元) 下野殿ハ 御薬御給候へハ牛王圓もたべられず候、「紹可・二官ヲさして紹意ノ諱トキク」 彈正ハいしや誰かれ参薬をかへしく用候、上ハ無御存候なと申出合申由候而、いしや衆之内ニも参かねられ候、「此人傳心使ハ中村主水殿」 それより彈正程ノ人ハ出来かね可申候、おしき人ニ候しが 上之御薬をかへして別人之薬被用候、ぬしの為ニ無養生笑止ニ存候などの云なし、誠ニ佞語之至也、右相違、野州ハ御談合之薬にて二官調合

候て進候、かくしも不被成候、無紛事ニ候へ共、彈正をあしく申なし候へんとの妄語也、

一 十月廿日過候而より替衆御煩ニ付而、殿様無御隙、

霜月六日御他界よりハ 御朦氣にて候故、傳心などに申 御薬ノはいさいにて薬被合候、又おこり之時之薬ノはいさい龜庵其体より預置候を被下候、「此時分与所にてハ一人ニ定めくすり被下候へハにて候へんと被申候人も哉候らんと申候ゆり十三日迄之痼病ハ傳心調合薬にて本復、然共誰ソ一へ申たる儀也」 人いしやヲ定め薬を被下度候而傳心・紹意に霜月廿六日之夜以鎌田善内殿申入候ハ、誰そ一人にてさじヲ被為取候へかし、十日か廿日か被下度と申候へハ、承候、うへより御意可有と被申帰候、いち事 うへの御事を押はかり被申候よとふしんニ存候つる、傳心ハ一人にてかい取候てハ念遣ニ候、御佗ヲ申にて候はんかと被申候つる、然時同月廿八夜不圖 御光儀候而二官・紹賀なども参由候間、五人にてくすり誰にても参合ニ可被下由 御意候而御はいさい定り候、瑞仙・紹嘉・傳心・二官・紹意也、左候而御はいさいかへ候ハ、可惡候、殿様よく不被思候なともしめし候衆も哉候ら

ん、四月時分より紹賀なども志摩助迄いか様にも伺公
申度候へ共、御出合候と承事共候間、心ならぬ無音仕
由内意被申候なとハ不被申候キ、服屋にて傳心ノしん
しやくと引合候へハ、又此霜月之ゆき様にてふしんミ
へ候つる事、

一十二月度と煩發候へ共、傳心ハ脉ニよりちくくさし
引候、其外ハおぢふるひ申候、紹意ハ様子違候間(ママ)

.....(紙雜目).....

一よくく承候へハ、和田殿と此いしや智音之由候、此
夏飢饉高百石之下と衆ハ米御カハせ候へ共、九十九石
より上ハ御法度候処ニ、此いしやハ左衛門殿へ直ニ申、
米被下買申由候事、念比かの事、

一去年霜月廿七日、東之丸にて申入様之事、付 殿様御
不合點候を類ニ被申様之事是ハ御前ニ有合候人の、
被申たる由候間音靈也

一正・二月・三月廿四日迄火急之内いしや衆仕にくき段
々之事、瑞仙之被申様無比類候、たとひ果候共身をか
まへ彼一醫之下知之外ニハ、見ながら棄之あたへ手有
ましきと見申ニ付而、造作なからいしや下し申事、

去々
一去年冬左衛門殿役上り候時訴訟共被仰、次ニ大和殿被

走候つるハ、さいそく人有たると被仰候つるよし、上
方知人之状ニかけ參候とれきくの使ヲ以被仰候、誰
と申候哉、いつかたより申來候哉と尋候へハ、左様ニ
尋候へ共曾不被仰候と使被申候、それより承候ハてハ
の事と存、又御尋候へと申遣候へハ、こま書内ニ十程
參候間、見せ候儀ハ難成候、彈正など不承候ハ、こそ
たるへきと被仰候間、可仕様無之と使被申候、か様ニ
わけなき注進共候つるがうへニハ、何とそ被為申上候
哉、園田筑前今度山本内匠へ大和殿などもさいそくの
仕手有之由候、うへニも聞召候と被申由候事、
一琉球出銀未進五千石之沙汰之事、
一錢かいノ事、

一うへさま之御事を分限之衆うたかはしく存候、就中彈
正にくき事ノ由、人々申候と被申届ケにてハ無之注進
ニ候キ、乍去表裏第一ノ風俗のかしらにて候間、以來
ハ彈正ニもさし付て申候なと被申上候へんとのため
ノ届ケとも注進ともわけかたく候、此わき其人ノ宿是ハ十介殿也

ひたと居候人長瀬市郎兵衛上意候而上ル、

一 於江戸矢野ノ家頼ノ儀 上聞之事、

(ハリ紙)
「寛永十八」

〇一〇 島津久慶書状案

猶(伊勢貞昌)二右衛門尉所より、世上之風躰を兵部少輔へ申

越之由候間、定而兵部少輔可被申上候様子、兵部少

へ被成御尋可目出と奉存候、御前之事も細ニ則 御

火中可被遊候、已上、

乍恐奉啓上候、

一 東郷肥前守事、前ニ如申上彼方へちうしん共申、又ハ

被尋候儀をもあなた之ためニよきやうに申候、乍去心

中よりの悪逆 上様ニたいし候て之儀を取覚不申候、

二 右衛門尉と節々内談申候、油断不申候事、

一 大久坊なども悪心之由出合申候、これハつゝゐにかの方

へ申談ぬ人にて、前々よりも大久ハ、相州之事ハ早々

御つぶし候へてハさまだけニ成人にて候など、申候つ

る、ことに 上様へ御一代之御奉公と存入候而居申由、

吾々迄も申候間、御目付なども被 仰付候が、此人の

野心ハ一々無心元存申候、去年已來 尊方へ被召寄候

間上せ申候、其時分世上之事を申上候らんとて、三人

之いこん不大方候由候、我々事も同前ニいこんと聞得

申候へ共、それハとかく不被申出候、大久事ハさん

くニ出合申候、式部太輔殿御つかひ共申候故、大

和殿(津久)よりのつかひの取次、又ハ御參會のあいしらい共

申よしにて候、左様之事を申かけられあしきニ成可申

かと見及申候由申來も御座候、大久も文道うとき人に

て御座候へ共、こゝろニ疎意ハ有之間敷かと見え申候、

真実ニねん遣奉存候ものなとをさほと無之衆よりたを

され申へきハ、なげかしき事にて候、向後之御為いか

と奉存候、又悪心共御座候ハ、能々御糺明可被成候、

兵部少輔事ハ、いつ方のひいきも不申人にて御座候間、

御内談亦可然奉存候事、

一 なにかと御家中のさへぎ申事者、よからぬ事かと若輩

者心遣ニ奉存候、さこそ子細有事にて御座候すれとも

無事ニ有之上ハ無御座候かと奉存候事、

一 彼人今程滞留申へく候間、随分心かけ申候、被仰付候ものもあなたの身ニ罷成取入候へと申付候、左候而ちくく物なとちうしん共申させ、彼人存つかれ候やうにと申付候、就夫あなたの内之者垂水衆へ取入申、老中衆の内證をも承、彼方へ申もの二三人有之候、物ごととに彼人へ相知申候、其衆又われく取入申事をたる水方より此表へもしれ申、難仕事ノミにて御座候事、一 被仰付候文も彼所へ節々参候、念比ニ申候之由候、撰入忠統津守被申候間、此人ハ横目ニ申付候由撰津守一人ニハ申候、別ニふかく數才覚之事ハ乍勿論誰人も不審ニ存候而ハ咲止千万ニ御座候、彼人事よく非人と存候、拙子いもしへ之才覚おそろしき人にて御座候、又おかしき手たて中くの事にて御座候、其後ハ藏人方へ縁クミの才覚被申候、今分ハ左様之物ニ而も無御座候、去年秋之比にて御座候つるかと存申候、右いりくミ才覚の事ハ去年申上せ申候つると覚申候、さやうの儀あしきさまニもれ聞得も申候哉と存候、あなたの内之者へ相州被申事を爰元へも申出候哉らん、撰津守殊

之外被仰付候、猶もあやしかられおかしく御座候、中くニ彼人被申候事つきぬ事にて御座候、御下向之時分可申上候、おかしき文など方々へ被遣候、此儀よく御音密可然奉存候、いろくさまくニ手ニ付申候間、御下向之時分細くハ可申上候事、一 相州おせられ候事共一々内之者老中衆へ申出候事、一 廻之主水之助なと申ものあなたの事を公儀へ申ものニて御座候、又公儀の出合もあなたへ申之由、能く取入申候而手直候事、二 三年まへより申上候奥事、あなたへ老中衆被申候をつけ申候、一 殊之外用心にて番なとかたかくおかれ候よし、一 昨夜も見とり候て参申候、前ニハうらかたのものをそばニおかれ、此方より物なと申させ候へハ、真ニ申たるか偽候而申候かなとらうらなハせ申され候つるが、真実に候なとらうらない申候よし候、はりすぢにて御座候つる、此比ハいつ方之やうにか参候よし候、せつかく精ニ入申候事、

右之旨近比恐多雖奉存候、申上候、可然様可預御披露ニ引取申候

所候、恐々謹言、

九月吉日

御披露

〇一一 島津久慶書状案

去月以伊東祐昌二右衛門尉被成下御條書、先以忝謹而奉得

其意候、

一 御暇何比共御沙汰無御坐之由咲止ニ奉存候事、

一 御支配之儀被 仰下候、尤ニ奉存候事、

一 來年御上洛之由被 仰聞候、奉得其意候事、

一 爰元御番之事、其心得可申候事、

一 東郷肥前重方守事、誠ニ惡心之由慥ニ三人より被申上候哉、

吾々も驚入存候、乍去世間一方ニ難被成事ニ候間肥前二右衛門

肥前へ被成御尋儀肝要ニ奉存候、如 尊意千人万人者左
様ニ候共、肥前事者惡心を起可申事千万無心元存候、

就夫様子承通候事、

一二右衛門尉・仲右衛門尉爰元兩老の藏人肥前へ御尋之事共候旨へ様子申達札

申候へ、藏人を御糺明へ可免候、あなたへ則心得可申候、つけ可申

明可有候つれ共、先糺明へ可為無用候、無別儀事にて

候間、江戸へ御尋可申由被申候つれ共、御意之筋にて候間、つけ

御座候間 御糺明可為無用之由三人達申候へ共 二右

衛門尉・仲右衛門尉申候者 御意ニて御座候間、慥ニ

申上候事、

申聞様子可承申度候、理肥前守へ尋申候由候、

吾々存候者如 尊意如何可然と如此ニ御坐候、

就夫申分承候事、

一 彼方より物毎ニ肥前へ被尋候時、如此彼人より尋にて

候と、老中へ披露不申候事共兩條御座候、前ニ彼人へ御

心遣之儀被 仰聞候時へ、其筋ニ老中へ可申事にて候

を不申由事と出合申候、尤ニ存候事、

湯ニ可参と被申候事、多んしう合候事其所老中へ不申

候、これは不届と存候事、

一 彼人湯へ可参と被申候をとゞめさせ申候様子ハ拙子へ

も肥前物語申候間山川邊へ他國人多所にて候つる、又大野だけ留申其御理我等前使ニ委申上候、あ

参候由候つる間、いか成悪事も可被仕と存、拙子も其さし合ニ留候んしう之事ハ我等も不候つる事、

ハ、よく候はん」と申候つるかゝ寛申事、

一 前々我等へ肥前心中之儀ハ度々申置候、吾等寛候而可

罷の由肥前守申候者、由候にてハ彼人を急ニ何かと御囁被成候ハ、

御袋めしにくき御事ニ候由度々肥前申候、右之旨ハ去

々年 御前ニも申上候由候、又ハ食違之事是非御糺明

有、慥ニ御座候へハと存候由節々肥前申候つる、此

等ハ春之比も尊方へ肥前より申上たる由ニ右衛門尉も

申候事、

一 前々申上候やうに御袋より両使にて吾等夫婦を頼被成

候、食ちかひの事御糺明候而被下候やうに老中へ申候

へと、吉見弥兵左衛門尉と申人、道意と申人兩人を肥

前同心にて此方へ参候而たの申候雖然候へ共拙子若輩ニ御座

候、大事成事にて御座候、食ちかひニ究候へハ咲止成

事にて候、殊ニ肥後へ為御使罷越候間罷成間しき由申

切候、左様之使を取成申候ハ無心元于今存候事、時ハ

一 垂水ニ候奥右衛門尉と申者へ将監などの被申候事を

彼方へもらし候て、彼人も被聞候事細ニ相知候事、御

袋肥前へ被仰候を、やかて将監へ肥前申候由候、又食

ちかへの事御糺明有、慥ニ候へハと老中衆へも申候

由候、右両條を申候ハ、肥前無別心かと存候事、

一 前三此時四月之比、彼人在所へ皿善介立廻候、又藏人内之

者ガなんばんいしやを召つれ候而参申候、是ハ不審ニ候

由彼人より肥前へ被申候、右いしやの事ハ彼方内之者

肥前へ物かたりニ申候由候而、肥前もた多申候ハ、食

ちかひの事も御糺明被成之由少も公儀方無別儀由候而、

又かやうの手立候へハ無心元可被存候、咲止ニ候由申

候つる、かやうの事を彼人より肥前へハ被申候時ハ、

よくよく肥前を無隔心被存候ものにて候と存申候、又

肥前事吾々へ申候ハ、肥前ハ又別儀なく候て此方へつ

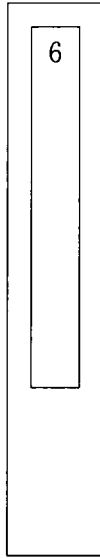
げ申候物にて候かと存候事、

一 おの木と申かミの者、彼人やしき守ニる申候、肥前へ

参候而ハ善助・貞右衛門がねらひ申候、食ちかひハ無
餘儀貞右衛門が仕候、此比ハ善介ナト貞右衛門ナト申
候ナト、方々つげ申候、善助・貞右衛門へハ肥前へ彼
人より何を被尋候使仕候、いかやうに被申候ナト、申
ものにて候か、御座候らんと承得申候、委敷承候而可
申上之旨蒙 仰候間承及候通事細ニ申上候、兵部少輔
へ能々御内談被遊可然奉存候、此旨以御次而可預御披
露候、恐々謹言、

七月廿八日

(卷子表紙)



(包布ウハ書)

「歳久公御筆」

〇一二 島津歳久詠草

刑鞭蒲朽蛭空去

諫鼓苔深鳥不驚

なにはつに さくやこの花 ふゆこもり

いまははるへと さくやこの花

(卷子表紙)



(包布ウハ書)

「又吉郎様蹴鞠御免許状」

〇一三 飛鳥井雅庸蹴鞠免許状

(二三の1)
蹴鞠為門弟葛袴并鴨沓之事、御懇望候、免之候、可有着
用者也、恐々謹言、

六月十五日

(飛鳥井 雅庸)

嶋津又吉郎殿

「さても御りやうてんと書出し有」

(包布ウハ書)

(三の二)
蹴鞠為門弟錦革之事、御懇望候、免之候間、可有着用者也、恐々謹言、

六月十五日

(飛鳥井 雅庸)

嶋津又吉郎殿

○一四 島津歳久夫人申状案

くりかへしおちうこんなからも、けさ菊(常久)か事(万事)はんし

頼あけまいらせ候、此ふみのていミくるしなから、

せんかたなさのおもひにひかれ候て、なかふみなか

ら上申候、たゝ上さまの御一けんちかい候へは、

うき世のなかへなさげなく、しつのめにいたるまで、

へるくちさまくにて、きよねんよりこゝまで□か

たならぬおもひ、むさしのへたねをまくともせまく

もやあらんく、

さても 御り(西殿)やうてんはるくくの御さ(在陣)ひちんにて、御心

つかい御しんらうの御事、中々に申せはおろかのやうニ

こそ候へ、さやうなるところまされさるそんし(去年)より候

へ共、さためてきこしめしさもおよひ候らん、こそ(不慮)のな

つの暮、おもひよらさるふりよのきとも候て、めいわく

ともなかく申候するやうなくこそ候へ、それによりけ

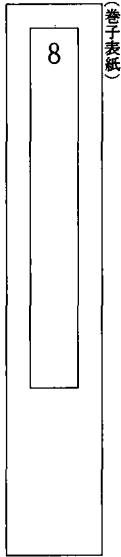
(三の三)
蹴鞠為門弟菊之紋并筋之事、雖有子細之儀免之候、可有

御受用者也、恐々謹言、

六月十五日

(飛鳥井 雅庸)

嶋津又吉郎殿



さ菊身上もめいわくのていにて、ゐまいらせ候へは、つかひを一人さしあげ候すること成かたく候て、こゝまで存なからの御ふさたをこそ申上まいらせ候、あまり御ふさた申あげまいらせ候、又けさきく身上も御りやうてんにたのミあげ候する、かれこれのためニ、しそうをやとい候てあげまいらせ候、せいさかねくくのふんへつても又物かたりにも御りやうてんニたいしたてまつり候てハ、たとへはらをつかまつれと候するもきよいしたいにて候する、一めい(命)をすて御ほうくうとこそ存候ところニ、世中ミたれ候て、御りやうてんたひく御しやうらく(上落)ともめしまいらせ候ところニ、ミたれまへよりちうふ(中風)つらい、たひく御さひきやうに一同御とも申あけ(煩)す候、くちおしく候とこそ、つねのことくさニ付ても、ねてもさめても申され候ところニ、てんたうにもちかひ(天道)候や、むめきたはういつきとも申され候ニ、せいさかせ(梅北)物あひそひさしきニ参候て、りよくハひ共申まいらせ候(佐敷)それにより、れうはくさまもなこやより御きたくともめ(龍伯)しまいらせ候、大口より御ししやとして、ひししまきし(使者) (比志島園貞)

う御こしなされ候て、うけたまはり事ニも、此たひむめきたいつきにより、さつましよへんおきめのため、ほそ(諸篇) (置目) (細川)川との御とうしんなされ御くたりにて候、さ候へはせい(同心)さもいそきかこしまへ参、ひやうきのていをも御めにか(病氣)け、又此たひいつきのやうもそんしなきよしをも申のへ候やうにと、さまくかたしけなくおほせにて、日夜ニ(町田久倍)よらすはやつかいたまはりまいらせ候、又またちとのよ(早使)りも、かすくのつかいにて、せひくいそき御参候や(腹中)うにとうけたまはり候つれ共、そのころせいさかねてのひやうきニ又ふくちうをハつらい、誠ニしうしのていに(笑止)て候つれ共、あまりかたしけなきおほせにて候ニ、この(腹中氣)たひふくちうけと申しくう申さす候へは、かねてそんし(伺候)候しんていかいたつらニまかり成候まゝ、ミちにてむなしくまかり成候する事、かくこのまへにて候へ共、うつ(身)たち候すると申、文月十日ニミヤのしやうをうつたち参(官之城)られ候とき、ミもしおやこニおほせ事ニ、我ハひやうきと申かやうに参候、またかへり候する事あるましく候まゝ、(身上)けさきくしんしやうハ、御りやうてんの御りやうはい

ニるまいらせ候て、御けちをもつてほとをもおうし候や
 う（分別）ニふん（へつ）申候やうニ、我おやこもゆたん申候など申
 おき、うつち参れ候まゝ、あとよりミおくり候て、さ
 てもくあのでいにて御参候こと申候て、上下によ
 らすなミたをなかしまいらせ候ところに、おもひのほか
（京儀）にきやうきと候て、ちうとににてめし（召）つ（禿）し候とつ（告来）けき
 たるをうちきくより、ゆめうつゝともわきまへす、こゝ
 ちまといながら、せいさかやうにめしつふし候うへハ、
 あとくのところもとうせん（同前）の御あつかいにてこそ候す
 る、待候てゐまいらせ候ところニ、七月廿日ころにて
 も候つるか、ひし（比香島國貞）しまきいとの大むらまでこへなされ、
 御ししやとしておほせられ事に、けさ菊か事ハ御とりハ
 けなされ候するとのおほせにて候、その御（返事）へいしニ申こ
 とに、せいさあとのところ御とりハけと候、かたしけな
 くそんしまいらせ候、さりながら、せいさかやうニ御な
 り候上ハ、たすかり候てもいらさるきにて候まゝ、たゝ
 とうせん（福昌寺）の御あつかいをねかハしくそんしまいらせ候と
 申上候へは、そこより（花）ふくし（わ）やうし御まへより、くわゆ

舞（舞）けんれうこんしをしそうとして御かけひきにて候へ共、
 さきのことく御へいし申まいらせ候、そのゝちふくしや
（新納忠元）うし・むさしとのりやうしよ（両所）、ミヤのしやうニさしこし
 なされ候て、しきりニ御とりハけ候する、たすかり候や
 うにとおほせにて候とて、二人もおほせられ候、そのと
 きこなたより申ことに、御とりハけ候するとうけたまハ
 り候、誠にかたしけなくそんしまいらせ候、せんねんま
 んねんめしハけながら候とそんし候する、さりながら
 せいさかねての（存分）そんふんにも、何（篇）へんニ付 御（家）いゑの御
 ほうくうにハ、一（命）めいをもすて候するところ申され候、
（紀伊殿）ましてきいと（紀伊殿）の御ししやとして御こし候ときハ、そこを
 こそも（専）つはらニ申され候する、せいさ一人にて、御いゑ
 又ハ御（國許）くにもとの御ためニまかりなり候ハ、はらをも
 つかまつり候するまゝ、すくニおほせきかせ候やうにと
 こそ申され候つるところニ、それハさにてハあるましく
 候と候て、あまりく御ぬき候て、七月十八日ニ、ちう
（途）とニおひてめしつふし候ときハ、御とりハけと候ても、
 たすかり候する事いらさるきニ候、せいさまへよりも、

山くゝりを一人つかハし候て、我ハ存かけなきところニ
（上意）しやういにてそ候らん、人衆さしかけられしやうかひ申
候、さてあとのところもさためて（同前）とうせん御あつかい
にてこそ候するまゝ、おんな（女子）こ（童）ハハとハ申ながら、
きハをかひ分しつし候へと申候てつかハされ候ときハ、
あとハなき物ニそんじされため、かやうニまかりなられ候
ときハたすかりかたく候、かやうにハ申ながら、せいさ
（存命）（京儀）
（堅固）
（得）
（堅固）
けんご御たすけ候するよしをせいさニおほせられ、とく
しん申され、そこより我おやこにもせいさまへより申き
かせられ、そこよりしやうかひを申され候ハ、おほせま
ても入ましく候、たすかり候すると申あげ候へは、その
とき、れうはくさまきよひとして又うけたまはり事ニ、
まきれざるそのきハにおひて、おほせられ候するとめし
候へ共、せいさかせ物とも、その御しそをよせつけ申
さず候まゝ、こなたより申あげ候ところハもつともにて
候へ共、御ちからニ御およひなきよしにて候、せいさの

事ハ御いゑ又國もとの御ため、かやうにまかりなられ候
ところニ、おんなことハ申なからくちなる事を申候、あ
（愚痴）
さましき事にて候、あまりさやうニ申候へは、せいさ御
ほうくうもいたつらニまかり成候する、さやうニ申なら
は、さつまにてほそ川との御あつかいぬる候とて、あ
（浅野長政）
さのたんしやうとのさしくたり候ハ、りんはうこと
く、そのうへさつまの事も一へん申候する事にて候
（変）
よしおほせにて候まゝ、さてハおほせニまかせ候する、
せいさハ御ほうくうと候ときハ、さてちぎやうのところ
（知行）
ハいかゝにて候するかと、ふくしやうし・むさしとのへ
尋申候へは、二人よりうけたまはり事ニそれハちかひ候
（宮之城）
する、さて候てミヤのしやうハ下城申候やうニとうけ給候、
こなたより申ことに、さてハたすかり候てもいらざるき
にて候、ちぎやうニもはなれ、その上ところにもはなれ、
けさ菊こゝかしこのかたハラニかゝミ、かせ物一人もめ
（生甲斐）
（身）
しつかハぬ成ニまかり成候てよりハ、いきかひなきしん
（上）
しやうにて候するまゝ、こゝはりうはくさまニひたすら
御（詫）
（報恩）
御ワひにて候、御はうおんとしてめしつふし候てたまハ

り候へ、上下ニよらすい（命）のちほと（憎）をしき物ハ候ハね共、
 なかく（見苦敷）ミくるしきていをいやニそんしまいらせ候とお
 つて申上候へは、又その御へ（返事）いしニ、まつこ（京）ハきやう
 衆かやうニいさせられ候まゝ、そのおそれとしていつせ
 つ下城申候やうに、きやうしゆも御のほり候ハ、もと
 のすかたとめしたて候すると、かやうニおほせにて候、
 そのときおんな（愚痴）のくちさにて、またもうたかい（疑）、まつこ
 を下城御させ候するための御やくそくにて候すると、ふ
 くしやうし・むさしとのへ申候へは、その時むさしとの
 ことはニ、けさ菊しんしやうニ付候てハ、すこしも（別）へつ
 きあるましく候、御ハひ申候する（砌）ミきりハ、我うけとり
 候する、しせん御ハひ申た（立）す候ハ、その日むさしハ
 御いとま申候するとまてかたく御やくそくうけ給候て、
 八月十一日ニ入來のことく下城申、こゝまてかんにん申
 まいらせ候、きよねん十月ほそかハとのより、入來のゐ
 んよりのあけち（落之原名）たうのはらミやうの内ニちきやうをすこ
 したまハリ候する、御たすけ候からハ、かんにんのため
 ニとおほせ候まゝ、りうはくさまへきよいうけ候へは、

ちきやう申候てよく候するよし、おほせにて候まゝ、さ
 てハと申、つほ（坪）付ちやうたい申候へ共、なかく（悪）ハるい
 ところにて、殊すこしのきにて候へは、いまふんにてハ
 かにんていめいわくにて候まゝ、きよねんノ御やくそ
 くのすちにて、かこしまへさま（義弘）御ハひをこそ申上ま
 いらせ候、とかくけさきく身しやうのところ、ふこさ
 ま（久保）・又一さまをこそゆく（俵体）たのミ上候するまゝ、きよ
 ねんよりのやうたい（長文）、なかふミなからあけまいらせ候、
 ふこさま御まへより、又もしさまへ御ひろうは（義弘）かり
 なから頼上まいらせ候、此よしよきやうニ御申頼入候、
 よめましく候、御すもしにて、此内ことすミ候ハ、やか
 てなつむし、めてたく、又々かしく、

（文禄二年）
 菊月日

（本文書ハ「旧記雜録後編」二二〇八号文書ト同一文書ナルベシ）

（卷子表紙）



(包布ウハ書)

「家康様以來於嶋津家御厚恩之條」と

書出有」

○一五 家康様以來御厚恩之條々

家康様以來於嶋津家御厚恩之條々

一大閤之御時、於京都家中之唐人醫者三官与申者、大閤之御事を訕文ニ書候之由執沙汰候而、既五山之衆及批判六ヶ敷候處、家康様御助言共候而、事能為相濟之由古來之者共申候事、

一先年高麗江被差渡人数刻、肥前之内名護屋へ龍伯罷越(義久)

候時分、家康様別而被仰合由候、然者軍衆相集時分、

當家中梅北宮内左衛門尉与申者不思儀之一揆を企、肥

後之内佐敷邊放火仕ニ付而及御沙汰時節、龍伯儀者留

主ニ而候つる間存間敷由 家康様御取成候故、彼徒黨

を為致誅伐迄にて國家無事ニ相濟候事、

一高麗へ龍伯可致渡海之旨、以御朱印被仰下刻も兵庫頭・(義弘)

又一郎罷渡上者、龍伯儀者極老にて候間、可被差免之

旨 家康様以御助言為罷留由候事、

一於伏見龍伯屋敷へ 家康様被成御光臨、種々御懇之事、

付兵庫頭所へも御礼事、

一別而當家古風ニ候而、龍伯在京之内不如意ニ付致借銀

候処、從 家康様為御合力黄金三百枚致拜領、利足之

儀者銀主可指免候間、可致返弁旨被 仰出、如其相濟

候事、

一於高麗兵庫頭・又八郎少々相働候由達貴聞、兵庫頭へ

御腰物拜領、又八郎へ御腰物拜領、加之被任少将御知

行御加増之事、

一家老伊集院右衛門太夫入道幸侃雖為譜代之者、内々叛

逆之心依顯然、中納言家久いまた又八郎忠恒ニ而有之

時、慶長四年三月九日於伏見手討果候、因茲伊集院郎

等共立騒候折節、同日從 家康様伊那圖書頭殿為御使、(令忠)

人数共入候へ、早速可被差遣之旨被仰聞候、然者家來

之者とハ乍申、大閤之御朱印之者にて候間、從龍伯・

兵庫頭方も幸侃重罪之旨致披露候而之上可處斬罪之処、

忠恒短慮之殺害、依有其懼、高雄へ一節令逼塞候処、

彼方へも節々御使を被下、偏 家康様御助言迄ニ而本

復仕と存候、剩罷歸候時、京北野迄伊那圖書頭殿ニ馬

乘衆數十騎被相添被差下同道仕候而罷歸候、誠忝儀ニ

御座候、左様候て御暇被下同年歸國仕候事、

一 右幸侘子源次郎居城日向之内庄内都之城、其外城數十

二 閉籠候付、同年六月上旬より圍彼地取詰候処ニ達

貴聞、至遠國為御見廻山口勘兵衛尉殿被差下、加之矢

之根貳千・御維子百・縮百端致拜領、若人数入候ハ、

早速御人数可被差遣之旨被仰下候事、

一 右之城翌年三月十四日迄令籠城之内、重々 家康様御

懇意迄ニ候、殊寺澤志摩守殿被差遣御後見、且又及両

度山口勘兵衛尉殿被差下、依御嘍源次郎身躰も其節者

助命、三月十四日降参仕候、此時之御懇意も難申盡次

第候事、

一 祖父兵庫頭義弘、慶長五年在伏見之折節、不慮之兵亂

出來、城ニ可相籠之由申候へ共、鳥井彦右衛門尉殿無

合点故難就止、西國衆次ニ関ケ原へ致出陳、於戰場漸

遁身命歸國仕、上方之儀を恐候て逼塞之躰ニ罷有候、

龍伯・又八郎事者右兵亂之時節在國候ニ付、上方之様

子をも不存儀候、不混兵庫頭、於 御免許者致上洛度

内存之旨以使者申上候処、兵庫頭於伏見之根本不及了

簡之段々委細被 聞召通、薩摩・大隅・諸縣一郡如先

規被宛行之旨、本多佐渡守殿・山口勘兵衛尉殿以誓紙

被仰聞候条、其翌年又八郎致上洛於伏見御目見得仕、

拜領之品々別紙ニ在之、難有仕合ニ而當家安堵仕候之

事、

一 兵庫頭重 上意、去住所、桜嶋へ流申逼塞仕候處ニ、

掃宅之儀被仰下候、雖然先一節大隅國之傍平松と申所

へ罷在候処、猶々御免許以後在所加治木へ緩々住宅

仕、剩老後之病中ニも至遠國 上使を被差下、死去之

後、為御弔花房五郎左衛門尉殿被差下、ケ様ニ兵庫頭

迄被指捨 御遺恨儀、 御厚恩不淺難伸筆紙次第ニ候

事、

一 忠恒ニ 御氏御字被下、剩度々官位昇進、中ニも被任

宰相候儀者、未被任中將之間、宰相成之儀者難成次第

候之処、元和三年御上洛之刻、七月十七日 秀忠様御

直ニ被任宰相之旨被 仰出、從其以來被任從三位之中
納言、於當家家久程官位昇進之儀先祖以來無之、偏

御厚恩之事、

一琉球國依背舊規、慶長十四年伺 上意、差渡人数候処

ニ、早速平均之由從彼嶋任注進、其段申上候處、即彼

國致拜領之旨、從 家康様同年七月七日之被成下 御

内書候事、

一遠國之故、大坂兩度之御陳ニ家久遲參、誠殘多存候處

ニ却而於伏見參着仕候旨未申上内、以上使御馬拜領難

有仕合候つる事、

一代ニ御普請御免之事、

一家久病中ニ被差下御葉師度ニ御懇、相果候而も 上使

被下種ニ忝様子之事、

一薩摩守儀、光之 御宇、御氏被下、大隅相果候へ者早

速國之儀致拜領、剩繼目之御礼申上候処、家來之者共

迄被召出、御直ニ御懇之御詫之旨前代未聞之仕合、難

在儀共難謝次第ニ候事、

右者、寛永十八年從 御公儀御家之御系圖文書可有御覽

由被仰出付而、以川上(久國)因州御進上候処、太田備中守殿御
前(林)にて道春被為見

御當代ニ御厚恩之儀可書載由被 仰出候付而、伊勢兵部(貞昌)

少家物等見せ候へ共、左様之記録無之、松平隠岐守様へ

も被聞召上、阿蘇主殿助を以被仰遣、九月廿日ニ爰元へ

申來候へ共、古來之御衆然ニ御覺も無之、勿論御記録も

無之故、我等手前ニ廿六歳ニ而御家老役被仰付候時分

中納言様御物語之儀共、又者伊勢兵部少物語、其外波、谷

次郎左衛門尉入道・相良日向入道・祖父柁山権左衛門尉(久高)

入道、或別府信濃守物語、或御代ニ御右筆之八木丹後家

ニ有之御案文帳之内よりも書拔、御當家之御厚恩之儀書

置候を以ケ様之儀共ニ而も候はん哉、公儀へ於被仰上

者、文牒も御直候而可目出由、下野守殿へ相尋候へ者、(久元)

皆々前々古來之者共物語申候へ共、不書付置候処、念を

入たる儀を仕候、早々可懸 御目由、野州任差圖、若輩

乍不似合内證ニ而懸 御目候處、近來御重寶成儀を仕候

由、野村大学助を以被仰下、野州民少其外古來之衆取集(元綱)

り吟味之上ニ而、我等文章之内被潤色、江戸へ被遣候、

就其為後年今度之一卷御記録被留置候、御厚恩之条々ハ
彈正手前より書出由被書留候、偏（家心）黃門様御近所ニ為被
召仕故也、為後證如件、

寛永十八年十月 日

（島津久慶）
彈正大弼（花押）

（卷子表紙）

10

○一六 島津久慶外和歌並詩

（慶）
□安四年大乘寺守清和尚入院のふるまひ之時□を出され
候、當座に

古寺五月雨

ふりにける山寺

野□す□梅□

□花涼し軒の□

同

□（五カ）月雨やふるの寺井のすむ水を

久慶

□（カ）ミてこそしれふかきこゝろハ

同

いく千代もかきりはあらし古寺の

□れたえせぬ五月雨の空

同

忠増

山寺の軒の五月雨たえまなく

ふりにしあとの□からまし

同

守清

古寺来参五月空佳人瑞雨喜玲瓏

玲瓏御座是為所僉謂（マヤ）查々閨市中

同

横山寺
見作

尚底山中亦樂頻蕭然細雨駐馬□

元□此地神仙境祖法君臣不老人

右両寺の□

又

久慶

□たれにあつさわするゝ空の□

亀の上なる山の□

古寺五月雨

川上弥太夫
忠尋

□馬多望五月史閑按選興及偶更

■山寺益梅雨一夜檐声擬感情

同

原口正左衛門
経賢

勿怪雨聲賤安閑文学基

維陳姬死下已起上狂詩

同

涼雨吹晴又欲曇綠陰■高寺掩檐縁

蕭々餘滴染成■木叢林善似藍

慶安四年五月

(卷子表紙)

11

○一七 島津久慶和歌

日置ころひ石やとり木ある松をみて

磯上ふるの山へのころひ石の

うきなき石やとり木の松

久慶

柴立の松を

駒とめて柴立の松にことゝはん

はやいく千とせこゝにふるやと

日置平田の門を

久慶

詠れと花こそなけれしつのおの

かへす平田の春の夕くれ

慶安三年

日置うちかとの村を

誹諧
發

久慶

出て見よ火をうちかとの飛螢

慶安三年正月日

日置のふる郷に

久慶

風にちるさくらかもとはさえかへり

春もめかれぬ雪のふる郷

慶安三年二月

日置の悦窓院は、たらちねの祖母の旧跡也、此寺の

堅山の辺に梅山といふ山ありけり

久慶

古寺のとなりにはほふ梅山を

霞の衣きつゝ詠めむ

慶安三年

日置堀の内にて

久慶

しつらへる里おくふかし堀の内

香こめの梅に春風そ吹

慶安三年

山田にて

久慶

うらとをミことゝひゆけへお山田の

水の行多に蛙鳴也

慶安三年

(卷子表紙)

12

〇一八 島津久慶弔詞並和歌

前下総守藤原朝臣常久ハ、いとおさかなかりし比より父に

おくれ便なき身となり給けるを、君の恵のかしこくも哀

憐をかうふり、あけくれつかへ奉らん事をわすれず、内

には綱常の徳を嗜ひ、外にハ弓馬の術を専とし、人の扶

あるをおのれにあるかことくし、人の彦聖なるを其こゝ

ろに好んで挺出独立の兒にして、家の風も治りぬ、又あ

めのした長閑にて、浪の聲静かなる御代のしるし、関の戸さしもなかりしかへ、ある時へ都のかたへつかへれ風波を凌、ある時はあつまの國のはてまでも寒暑に堪てつかふまつりしかと、慶長きのへ寅さくもち月の末つかた、いつくの風郷の透行けるやらむ、世を早うし給へは

天澤芳春菴主と名付奉り侍りて、ことしハ三そちにもあまれり、羊のあゆみしハしとまらず、ひまの駒の足はやくしはしとまらず、其月の日もめぐりきて、跡問へきも誠なるかな、古人の詞にも蓼蓼たるものハ我なりといへるに、我に匪す伊蒿なりと書しも我にひとしく、父堪能なりといへとも子かならずしも其ころをつかすとかや、いたつらに柴の扉の明かたに、さむひこ鳥の雲井に侘て鳴声も心ありかほなれと、春ハ一樹の花の陰に優遊して春色の滅するをしらす、夏もはや杉の戸の内病の床にふしてかゝる時にあふ事うれしくのミ、軒端にかほる橘ミさへ花さへそのはさへとなんうちすんし、御ましなどかさり、上人を賞すれへ、経うちよみたるに涙のゝこりなく、別れも今の心ちして、和歌のうらたとりかね、こと

はのはやし茂しといへとも、いまた桂林の一枝をも擧す、愁意かきりなしといへとも、かつて崑山の片玉をも拾へず、蟻腰のつゝかざるなからも、尊靈之御まへに手向奉ものならし、

久慶

しほれつる袖もかはかすあやめくさ
曳わかれしは三そちあまれり、
月のゆくかたへの雲ハ晴つきて

にしの山はに夕たちそふる

はかなくもきのふになりぬたらちをの

たまきハりにしきみたれの空

うたかたやきえにし人はなつの空の

雲行水のあはれ世の中

ふかき夜の空のほたる火かゝけてそ

三よのほとけと問へかりける

つくくとなき跡しのふ草の戸を

たゞく水雞そ人たのめなる

とふやいかにやよひすこ鳥我も世に

声ふりたてゝ鳴ぬ計そ

ちりちらすかにもにほへぬ蓮はの

花にへ露もをきところなみ

うへをきしあとへむかしに夏こ立

松吹風もよろつ世の聲

(卷子表紙)



〇一九 飛鳥井雅敦蹴鞠免許状

(二九のし)
蹴鞠為門弟葛袴之事、御懇望候條々、雖有子細之儀、別

而御執心之上免許之候、着用誠以規模珍重候也、恐々謹

言、

八月十五日

嶋津左衛門尉殿
(歳久)

(飛鳥井)
雅敦

(二九のし)
蹴鞠為門弟鴨杵之事、御懇望候條々、雖有子細之儀、別

而御執心之間免之申候、尤以規模珍重候也、恐々謹言、

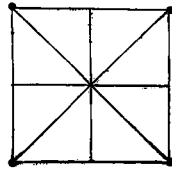
八月十五日

嶋津左衛門尉殿
(歳久)

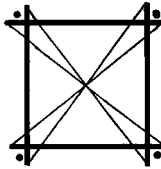
(飛鳥井)
雅敦

〇二〇 蹴鞠八境図・兩分図・対縮図

八境圖



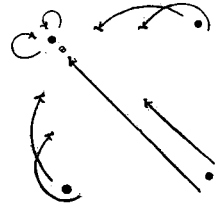
兩分圖



以墨為正分
以朱為次分

(本図ノ太線ハ朱書ナリ)

對縮圖



(本圖ノ線ハ朱書ナリ)

以家説授申嶋津左衛門尉藤原歳久訖、

天正三年七月廿九日

(飛鳥井)
左近中将雅敷 (花押)

(卷子表紙)

14

〇二二 島津家久弓術伝授条書

一 (徒立) かちたちの時、きる物を一ツつゝ前をちかへてハきましく候、一前にきへく候、又袷を小袖に重ねてハきぬ

もの也、小袖はかりハ二も三もきるへく候、又袷の時分袷ハかりハ着へし、

一 扇・はなかミ敷皮の下に置やう、扇をはな紙の上に少すちかへて置て、敷皮の右の前の角にかなめおくになるやうに推入てをくへし、

一 的の時、弓を左に矢を右に持て出候、弓ハ二張も三張もあるへし、おほく持候ときハ、絃を下へなして持候、右には矢つゝ口をさきに成て持候、かけ袋をは矢筒に取添持候、敷皮ハ両の手に掛てもち候、又左ハかりにて持事も候、是ハ我と持出候時の事也、

一 かいそへの持て出候様、弓を右に矢筒を左に持て出候、又掛袋・敷皮ハ同前にて候、此時は掛袋ハ弓にとりそへ右に持候、又かいそへ餘多の時ハ、弓ハ弓、矢筒ハ矢つゝに持ても出候座に置様、敷皮の白毛を的の方に向て毛を上になして敷也、弓を左に立、矢つゝを右の方に立て置也、射弓を身近く張替を外の方にをき候、矢も同心にて候、

一 (下緒) さげをの留様、常のことく刀にかけて前へとりて、右

の脇に帯に下より上ニ推かふてをくなり、

一弓場に立へき様、弓を左に持、矢を右にもち、弟矢を
はゆかけ（膝）にさし候、さて前弓ハ右の肩を的に向てかし
こまり候、さて立て右の足を少よせて、左より踏出て
三足にふミ寄て、小足をよせて、さて的をみて左より
ふミひろげ、右をもふミひろくへし、弓つえをつき候、
弓杖ハ両の足と三ツかなわに弓を立て、弦をさきのか
とへむけて、弓の取所ハ目のとをり指三にてとり、弓
杖によくすかりはたぬき候時、的を又ミてはたをぬき、
ゑりをよくなをし、左の袖の上の折目を取て、刀の下
へまハして前にをしかいて、袖の餘をもゝたちへ推入
候、さて弓を左に取渡候時、弓を横に成絃を上にして、
めのとをりに持、左の手にて拳の前より取下し、拳を
とり候、さて弓を立て矢をつかいて、ひさに弓の立所
を見て本はずを立候、ひさの少上に立たるかよく候、
さて又的を見候、是迄三度的を見候、其後打上て引て
射候、弓を射せしうらを打候、弓たをしとも云、弟矢射
やう同又前のことく弓杖をつき、左の袖のかいたる所

をはつし、袖を前に打かけて肩を入候、先右のかたへ
手さきを入れて、左へひちを入候、其時下かへのゑりを
引候、さて弓を左へとり、右の手にてゑりをよくなを
し候、引足の事、左の足をふミひろけたる半分横に引
て、右の足を左のきひすの方へ引ちかへて、左の足を
其まゝ先へふミ出、右の足にてまハリ、左より三足引、
さて左の足より踏ひろげ、右をもふみひろげ畏也、

一後弓弓矢の持様同前、足ハ左の肩を的にむけて畏、さ
て立て右の足を少ふミよせて、左より三足前へふみ出
て、是も小足をつかい、さて的を見、左の足より踏ひ
ろけ候、射様之所作同引足之事、右の足よりふミよせ
て左をも寄て、右より三足退、右の足より小足をひろ
げ畏なり、

一中（体配）のたいはい、的にむかひ畏候、立て右の足を少よせ、
左よりふミ出し、右の足をゆかめてふミ、左をも同ふ
ミ小足をつかい、的を見て左よりひろげ候、射やう同
引足ハ左の足をすくに半分引、右の足を踏寄的にむか
ひ、ひたりより三足退、左より小足をつかい畏候、

一矢を番時、はやハ先へ、弟矢ハ前へひねりつかい候、
一弓を取落したる時、三足より内なれば肩を入すして執

候、はやの時なればもとの所に立て、弟矢を射候、又

弟矢の時なれば、もとの所に立て、弓杖をつきて肩を

入のき候、三足過れば肩を入れて執候、はやなれハ今一

度(体配)たいはいを仕なをして弟矢を射候、弟矢の時なれば

弓を取、其まゝかへりかしこまり、いはて候をまち候、

一弓のかへりたる時、常のことく弓杖をつきて、肩を入

候、弓杖ハ絃を外に成てつき候、さて足を引、はやの

時なればかへ弓を取て、又たいはいをして弟矢を射候、

弟矢の時なればそのまゝ足をひき畏候、

一矢に失有時、はやのそこねたる時、弟矢に取かへて射

事有へからず、一手なから取かゆへし、弟矢そこねた

る時ハ一ツ取かゆへし、(平題節)いたつきハかりぬけたる時は

其儘も射也、いたつき計ぬけたるをつふぬけと云候、

しの共にぬけたる時ハしのぬけといふ、射にくきもの

にて候へは、射手の覚悟によりて射事も候、有口傳、

一ゆかけの緒、にきりのとけたる時も肩を入足を引て、

ゆかけハをゝかひなをして又射候、拳ハ別の弓をとり
て又射へし、

一射手に失有時、相手の覚悟之事、射手失あればいか

しこまる、射で失あれば射で畏なり、前の射手矢をは

なして失あれば、後の射手もはやを射て畏へし、前の

射手矢を射ぬ先に失あらは、後の射手も矢をいずして

畏へし、小的の時は上矢・下矢一度に立射は、上矢の

射手失あれば下矢此さばき也、若二弓立に立時者、質

ならずとも矢の射手の後の射手其さばき有へし、又一

段者人主人など矢の時は後の射手ハ不及是非、前の一

人も此さばき有事もあるへし、又一弓立に立時、下矢

の人若貴人主人にて失有時、其後の人ハ質ならず共此

さばきする事も有へし、平人にハ有へからず、

一小的のとき一番に矢代ふる人ハ、ゆかけさゝぬ先にふ

る也、後に振人ハゆかけさしなから振へし、物食時ハ

とるへし、但御酒なとたまはるとき急候へは、手覆ハ

かりをもむくり候、

一小的のかけ本地と云ハ二銭也、一あかりといへは四銭、

二あかりハ六錢、三あかり四あかり、此こゝろにて候、又十錢ハ一くゝりとも申候、二くゝりハ廿錢、三くゝりハ三拾錢にて候、

一おちの矢ハ、片矢か一手に向也、一手射あてつれハ四矢になる也、又おちは一も射中すして惣に地一ッ出す時、おちハ二地出すへし、

一張替をまひらする事、弓を右の手に絃を下へなし、う（末）らはす（頭）を先へなし、拳のすこし上を持って出、射手の左の方により絃を上（頭）に成、左の手へ取渡し、そこねたる弓の上より出し、そこねたる弓を右の手にて下より取、前のことく絃を下（頭）になして右の手に提て帰也、

一箭之事、右の手にいた付のきハをもち、羽を後になして、射手の右のきハへより左の手へ取渡して、射手の袖の下より指出す、そこねたる矢を右の手に前のことくもちて帰るへし、はやのそこねたる時は一手持て出、おと矢のそこねたる時は弟矢計持て出なり、
一主人の弓のおれたる時の事、張かへをもちて出、弓前のごとく渡して、かへりさまにおれたる弓を左にてと

り、右へもちて帰るなり、つるつきてあらは一ッ二ッ巻ておれたる弓に取添へし、是もうらはすをさきに、本はすを前へなし、残りのおれを中に持て帰る也、是はやのときのこと也、弟矢の時おれたりとも、張かへを持って出て渡して、そこねたる弓を取て帰るへし、但主人弓をもたれすに座へ御かへりあらハ、張替を置てそこねたる弓計を取にゆくへし、御所的の時は弟箭之時なれとも、張替を取て座へ帰るもの也、小的の時はりかへとらすにかへる也、

一矢筒より矢を移す事、主人の箭をは矢つゝを右のひさに置て口を左の方へなし、緒をときて蓋をのけ、矢をおつとりのふしのへんまで出し懸て、矢をよりて二手取出し、さて矢つゝのふたをして緒を結いて、主人の右の方に立て置へし、今射給ふ矢を御身ちかく立てをくなり、

一我矢を箭つゝより取すやう、左のもゝの上に矢筒を置て口を右の方へ成し、是も矢を本はきのへんまで取出して、今射へき矢とかへの矢二手取出し、箭筒の緒を

ゆふて、矢つゝも矢もたてゝをくなり、

一 かけを質と分て取様、よみ分て取事ハ比興之儀也、同
たけにかさねて半分取へし、一度にかさならねは二度
も三度もかさねへし、かさを持たる人、かけを我前
もちきてわくるとき、賞翫の人ならば敷かハをおりて
とるへし、

一 貴人の御質に参りたる時ハ、惣のかけをとりて貴人の
御前へまハリ、同たけに重ねて置時、貴人これと仰あ
らは一方を取てのくへし、若取て給事あらは左の手を
差出給て右へ移て帰也、若多ハ両の手にもつへし、

一 相手ハ射中で一方ハ射中ぬをハ、いあてぬ方のかけを
取をハ、かさをもつと云也、矢代をふる時ハ射あてた
る人にてかさをもつ人かけを取へし、但貴人相手にて
こなたハいあて、貴人かさをもたるゝ時ハ、貴人に矢
代をふらせ申かけを取へし、矢代ふる事かけを取より
賞翫の故也、主人の御質に参りたらハ、まつくしをふ
り後かけを持て参へし、かけを取後に矢代ふるもよし、
一 矢代の振様、一番にふるへき人、弓立より二杖三杖的

の方へ出て、中程に的を左に見、少的へむき、角かけ
て両のひさを立て、つくはいて居へし、さて射手矢代
を持て来るを、右の手にて取、左へとり渡して矢を立
て持也、若貴人箭代を給は前の矢を下に置て両の手に
て請取前の矢に添へし、さて矢そろひたらは、よこさ
まに向なをり、右の手を上、左を下にして篋中より
少上をとり、三度矢を分て両の手を押さけて、右の手
をはなし、左の手の上をこして、左の手より下を取矢
を負たることく持て、右の手にてすけ節の少上を二ッ
つゝ取て振也、後へ取さまに立て先へ步出て、一番に
的の方をそとみて下矢を直に置、上矢をすちかへて振
懸へし、さて後へ少つゝのきて立ながら腰をたハめて
ふるなり、ミなふりはてゝつくはい、手をつきて退へ
し、右の方へ退時ハ左の手をつき、左へのくときハ右
のてをつくへし、又矢代半なる時者一ッをハ前へとり、
すけ節の上を左の手に持、右の手にてハ筈を取て下に
置へし、矢代うしろ次第ニ下矢の根のかた、的の方へ
よせて振へし、主人の矢代態前にふる事ハ比興の事也、

取當次第にふるへし、くしのいハれなり、

一 箭代多時分て振様、一番に二ツに押分て、左に持たるをは根的に向下に置、右に持たるを両の手にて立て持て、振初むへき所へ行て、矢代のはすの通りより少弓立のかたへよせて、祢的に向様に置て、さて帰りて下に置たる分を三度分て、前のことく振て矢代のはすのかたをとをりて、分てをきたる矢代を取て來り、前のことく又三度分て振つくへし、前に振箭代一ツ残りたらハ、持て引て後のに取添てふるへし、分て置たる矢代を取て帰る時ハ的の方へまはるへし、

一 風吹の矢代のふりやう有口傳、

一 矢代くつすやう、後より崩也、右の手をうつふけて取、左へわたし左の手をあほのけて持也、上矢・下矢一度にハとらず、二度に取て、左へハ一度に渡也、又貴人後の方に座せられたらハ、前よりくつす事もあるへし、又逆羽の有をは上矢をまつ取なをし、さて下箭に取添て左へ渡す也、

一 箭代多て一通りに振あましたらハ、前の矢代よりの

かたにならへて振つくへし、

一 矢代振時遅く出たる射手之事、二くミ三組振たる時矢代出さは請取、前の矢に添て振次へし、それ過たらはい上くつしてふりなをすへし、然間遅參の射手ハ矢代半分もふられたらハ、其一たちハ斟酌すへし、二組三組までハ出すへし、自然貴人遅く御出候て、矢代御出候は、二組三組まで振たり共みなくつして振なをすへし、

一 考番に矢代振人、我矢代を持て出て、左の手に持て右て人の渡すを請取て添へし、若貴人のならは我矢を（箭を）下に置て取へし、

一 主人の矢代をば參て給也、其時ハ先主人の矢代計両の手に持て出て、我矢代をハ心やすき人に申て取寄て添る也、

一 矢代振人に矢代渡す様、右の手に筈を先へなして篋中などを持て出、矢代振人の右の方へ寄て矢を立てわたす也、若矢代ふる人貴人ならハ、両の手にてまいらすへし、又主人の矢代をハかいそひ持て出時は、右の手

にて篋中を持、左に矢頭をすへて持て出てわたす也、

一 卷手矢の逆羽在口傳、

一 三弓立の事、三十人の時之事也、若獨・二人おほく、

獨・二人少き事ハ有へし、矢代を廿と十とを二ツに分て、廿を下に置、十を振初へき所の先に横に置て、先

廿をつねのことく振、さて十を矢代一くミ程に、あひ

を置振へし、若おちあらは後の五組の跡に置へし、た

ちやうの事、前廿人二度に立、後十人卷度に立、故に

三弓立也、廿と十とわけす共多ハ分てふり、十組と五

組との間をすこし置てふるへし、

一 逆羽の事、前廿人ハ上矢・下矢共にうつなり、後十人

ハうたす、卷度に立故也、前廿人の下矢の逆羽のうち

やう有口傳、

一 的弓の事、白木・そは白木・村(摺)こぎ也、但村こぎハ人

毎にハもたす、子細あり、又竹を赤漆にぬりて、そは

をしろくしたるハ、人によりて斟酌あるへし、

一 絃衣の事、赤ハ人により斟酌すへし、紫白きハなを平

人ハもつましく候、

一 少人などのを射らるゝ時は、主人、貴人なり共後に立
申へし、後ハちかく踏寄て被遊ても不苦ゆへなり、矢

代ハ何方にも振次第也、

孟冬廿六日

(鳥津)
家久

(鳥津常久)
又吉殿

(巻子表紙)



(包紙ウハ書)

「嶋津下総守殿 雅庸と書出有」

〇三二 飛鳥井雅庸書状

(封紙ウハ書)

(墨引) 嶋津下総守殿 雅庸 (墨引)

來年於御上洛者、期向顔可申伸候、將亦薰令調合候、
二具・葛布三端進之候、猶休甫江申候、返々鞠道、

御不審之儀候者以一書可承候、以上、

其以來以愚翰不申入無沙汰申候処ニ、芳札殊ニ段子二卷
御調之段本望候、去年者 陸奥守殿御上洛候事、蹴鞠令
張行候、於國許細々御興行推察仕候、仍八境・兩分・對
縮等先十ヶ條之分仕進覽候、随御執心猶可申入候、禁裏
御番和歌御會節之故不得寸隙候間、追而可申達候、恐々
謹言、

夷則廿五日

〇二三 寺沢広高書状

今度其表^處候、處ニ、種々御懇之段、于今不始義ニ
候へ共、別而忝存事候、為御礼以使者申入候間、令啓
逗留中者切々尋弥京泊まで旁以過分至極候、猶
此者可申入候、恐々謹言、

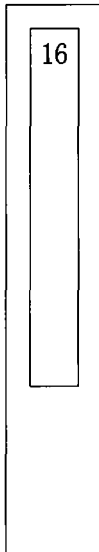
^(寺沢)
寺志摩守

二月廿六日

廣高（花押）

嶋津^(常久)下総守殿

^(卷子表紙)



〇二四 島津久慶覚書

^(ハリ紙)
「久慶自筆」

寛永十五林鐘下旬に武蔵の江戸を立、品川の邊りに日を
歴、月上旬にも成し漸秋の初になりぬ、千種
の花盛り夕露にしほれて、くさむらの虫の声く々催しか
ほに永き夜あかす、いと立離れにくう覚たり、へ武蔵野々
花を見捨くなり都の秋の月の比とて、なんと口すさ
ひ、伊豆の箱根をうち越て、嬾事も旅の慣、爰もうき嶋
か原にきて、へ古郷をおもふに遠きみちなれば帰るさに
たにうきしまか原、右に見ゆるへ富士の嶽、夏山のま々
にてまだ雪げならねは、へ雲とのミおもひし富士の夏山

を雪ならなくに見初ぬる哉、左をみれば田子の浦吹上のはまより釣のをふねに便船してみはか崎まで行に、友とちの方より爰ハたゝにはと御申侍れば、へいにしへの人にとられて田子の浦歌をよむへき言の葉そなき、といひけれど、古キ歌にハかもひなく是非く一首と所望なれとも又へ歌よまむ言の葉そなき田子の浦そのいにしへの人にとられて、とくり返しく侘言して行過ぬ、さらはみほの松原清見^(寺)□、是よりふしもさたかに見得て面白きに何とて歌をよまさらんとて、又友とちより責られて、へ名ところの浦のけしきにけをされて筆にもえやハうつささりけり、頗恥辱か、我此たひ武蔵の國に在旅のうち例ならず煩侍れば、又帰らん事も不定に候しに、快して小夜の中やまを今越るとて、へ世の中に唯とに角に命あれハ往も還るも小夜の中山、通りきて三河の國や遠江、ゆひを折て日をかそふればけふは七夕也、年に一夜の盟といへとも、へ幾とせとかきりしられぬ星相をおもへは長きちきり成らん、明し暮して程もなく都にも着しかは、うら盆の比なり、寺くくの御經の聲、鐘の音、極楽世界

もよそならず、京童どもの詩友ハ詩を吟し、歌友哥を詠し、老若男女さすか都也、かくて時過比されは南呂上旬に都を出、津の國に到り、十五夜の月を住の江にうかへて見るに、かの大坂の川にハ遊女の船あそひ、名におふ月にあくかれて、うたふ聲絲竹をしらへさまくくに、花をかさせる船のかす、幾千萬とも数しらす、歌をよまむとするに月ハ落、朝に成へきかと覚て□おかしあさましく覺たり、へ詠れば爰ハ所も住の江や今宵の月の光のミかハ、へ出るより入まで月を詠めはや影藏るへき山もなければ、又へ今宵しも秋のしらへにことよせて月の夜船の花のかさしハ、補陀洛もかくやと心空なる様に成し程に、いさ枝綱をとき、須磨や赤石の月を詠んとて、そのとも綱を解事六道輪廻のきつなを切よりも大切也、風も順風なれば、深更におよんで須磨の浦につく、正當三五夕、境勝繁舟宜、堪詠須磨麓、難誰赤石濱、風高松韻爽、山聳月光奇、誰識西湖景、今宵此地移、又玉兔擅放帝文章、風度蟾宮桂子香、一望江山皆好景、乾坤無処不清光、夜も明ぬれば播磨瀉をも行過キ、筑紫の海にも成

しかは、へあつまより月の都を分かへりかへりつくしの
八重のしほ路へ、さても遠き海の上、風に任せて行程に
日も夕暮に成にける、船を留めて爰へいつくととへは呼
子の浦と答ふ、へいとよたに都の方の恋しきに誰を呼子
の浦に来つらん、と打侘て答旨の内物さひし松浦かたと
も通来て、へ松浦かたまつしまの瀬にみつしほの高きや
船のかよひ成らん、と打詠め行は、程なく、へ薩摩かた
からの泊に入舟をもろこし船と人やとかめん、と九月三
日ニ薩摩の國川内につきぬ、

(巻子表紙)



17

〇二五 相良頼寛書状

改年之御慶珍重々々申納候、弥可為御無事と令察候、然
者旧冬者御所労差發申候由承候、此中者余寒甚候、御氣

分いか候哉、承度存候、薩摩守殿へ以飛札申上候、乍
次而一筆令啓達候、猶期後喜之時候、恐惶謹言、

相良老岐守

正月七日

嶋津彈正様

人々御中



〇二六 相良頼寛書状

追而留主居之者罷有候間、万事被添御心憑存候、已
上、

其已來者以書状も不得御意非本意候、江戸より新敷御到
來も御座候哉、承度候、拙者事近日江戸へ罷登候付、各
中へも以飛札申入候、然者其御地にて焼申候ほうろく内
々大望ニ存候、御手前御座候へ、可被懸御意、誠無御隔
心之儘申入事ニ御座候、恐惶謹言、

相良老岐守

頼寛（花押）

二月十五日

嶋津彈正様

人々御中

〇二七 相良頼寛書状

追而御病氣いか、御入候哉、時分暖氣ニも罷成候間、
可為御快氣と察存候、以上、

一筆令啓達候、先以薩摩守殿御出船被成、其元弥御無事
各可為御無為と令察候、然者拙者事明後廿日天氣次第當
地可罷立と存事ニ候、留主ニ米良半右衛門・井口八右衛
門指置候間、何ぞ替儀も候ハ、被仰聞被添御心頼存知
候、猶自江戸可申展候、恐惶謹言、

相良老岐守

二月十八日

頼寛（花押）

嶋津彈正様

人々御中

〇二八 相良頼寛書状

已上

態令啓候、頃者大隅様御氣色如何候哉、久志本式部少輔
殿御滞留候間、弥以可為御本復と察存候、御吉左右承度
存計候、仍我等も近日中ニ爰元罷立、江戸へ参上与存候、
從佐敷乗船平戸致下関傳、早晚難渡ニ時日を送申候間、

少はやく存立候、就夫今度大隅守様御見廻不申、残多候、
於江戸者薩州様御座之御事候間、節々可得貴意候、猶京
都江戸より飛札傳ニも可得御意候条、不能詳候、恐惶謹
言、

相良老岐守

二月廿一日

頼寛（花押）

嶋津彈正様

人々御中

〇二九 相良頼寛書状

以上

態啓上候、大隅守様被為成御遠行、貴老御心底之程察存
候、如此之儀早々可申通ニ、遠路故押移所存之外候、必
期面上之節可申述候、恐惶謹言、

相良老岐守

三月十六日

頼寛（花押）

嶋津彈正様

人々御中

〇三〇 相良頼寛書狀

追而南都酒一樽進覽、飛札之驗計候、已上、

一筆申入候、中納言様御氣相倍可為御平愈と目出度申計

候、乍聊尔以飛札中納言様へ得貴意候、御取成所希候、

於江戸者薩州様方端可得御指南候、猶期後音之節候条、

不能一二候、恐惶謹言、

相良老岐守

頼寛（花押）

（寛永十四年）
潤三月六日
嶋津彈正様

人々御中

（本文書ハ「旧記雜錄後編五」一〇二五号文書ト同一文書ナルベシ）

〇三一 相良頼寛書狀

一筆令啓候、其已來以書狀も不申通無音心外之至候、御

氣相いかゞ御入候哉、承度令存候、然者拙者儀、此比下

着時分緩々と在宅申事ニ候、頼娃左馬殿・川上因幡殿へ

以飛札申入候、乍次如此候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

相良老岐守

頼寛（花押）

七月五日

嶋津彈正様
人々御中

〇三二 相良頼寛書狀

一筆令啓達候、其元別条無御座、弥薩摩守殿御堅固ニ可

被成御座と令察候、余御物遠ニ罷過候間、以飛札申上候

条可然様ニ頼存候、随而輕少之至候へとも、鮎船老桶令

進入候、書音之印迄候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

相良老岐守

頼寛（花押）

九月十五日

嶋津彈正忠様

人々御中

〇三三 相良頼寛書狀

追而御所勞煩者いかゞ御入候哉、承度令存候、以上、

其以來者以書狀も不得御意無音非本意候、弥御無事之由

目出度令存候、然者薩摩守殿以使札申上候間、可然様ニ

可預御取成候、随而不玆候へとも、御自分へ羚羊簀卷一

令進入候、書音之印迄ニ候、猶來春可申伸候、恐惶謹言、

(寛永十六年)
十二月廿日

嶋津彈正様
人々御中

相良老岐守

頼寛(花押)

〇三五 相良頼寛書状

已上

被入御念喜平次所迄之御紙面之趣、喜平次具申聞せ候、

(家久)中納言様御喉ニ腫物出来申候へ共、早々御本復之由大慶

此事ニ存候、各御満足令察候、拙者事先書ニも申入候様

ニ、三日中ニ罷立候、猶從上方可申通候間不具候、恐惶

謹言、

相良老岐守

頼寛(花押)

(寛永十四年)

二月廿四日

嶋津彈正様
人々御中

當年ノ御慶多幸々々、猶更不可有其期候、其表御無事各
可為御堅固と目出珍重ニ存候、(光久)薩摩守様弥御無事ニ御在
江戸、頃御到來共無之候哉、承度候、然者拙者事來ル十
日過ニ爰元罷出、江戸へ可致参勤と存候、此地御近所之
儀ニ候間、留主之者へ被添御心頼存候、猶期後音之時候、
恐惶謹言、

相良老岐守

頼寛(花押)

〇三六 相良頼寛書状
追而不珍候へ共、鮎鮪五十入老桶進入候、書音之驗
迄ニ候、已上、

二月七日
嶋津彈正様
人々御中

其已來以書状も不申通無音心外之至候、永々御煩于今寸
ぎと御本復無之由傳承、如何候哉と無心元存候、我等も
今月初ニ致下着候、先為可御左右承飛札如此候、猶期後

音之時候、恐惶謹言、

相良尙岐守

七月廿六日

頼寛（花押）

嶋津彈正様

人々御中

○三七 相良頼寛書状

追而雖不珍候、當所之物ニ候間、素麵尙箱進覽候、

誠書音之驗迄ニ御座候、以上、

其後者致何角無音罷過候、薩州様御左右共可有御座と存

事候、隨而ハ貴様御氣分如何候哉、旁以為可承飛札如此

ニ候、恐惶謹言、

相良尙岐守

頼寛（花押）

九月廿五日

嶋津彈正様

人々御中

○三八 相良頼寛書状

一筆令啓入候、然者先日從薩摩守殿預御使札、別而忝次

第ニ候、早々御禮可申上處ニ、于今遲々背本意候、此等

之儀為可申上捧使札候間、御取成所仰候、仍御自分ハ判

羊寶卷一令進入候、寔不珍候へ共、書音之印迄候、猶万

慶明春可得御意候、恐惶謹言、

相良尙岐守

十二月廿一日

頼寛（花押）

嶋津彈正殿

人々御中

○三九 相良頼寛書状

追而頃御病氣いかゞ御入候哉、無心元存候、以上、

一筆令啓入候、其表相替儀無御座、各可為御無事与察存

候、此表相替儀無之候、薩摩守様於江戸弥御仕合能可被

成御座と目出度存候、御留主中節々不申通所存之外ニ候、

不珍候へとも、鮎鮎五十入一桶進覽候、誠當所物之印迄

候、猶明春可申伸候、恐惶謹言、

相良尙岐守

十二月廿二日

頼寛（花押）

嶋津彈正様
人々御中

○四〇 相良長每書状
以上

先度者以飛札得御意候處、御懇報長存候、隅州様被成御
下國時分可為御休息与察存候、我等も緩くと令在宅候、
仍不珍候へ共、鮎子籠鮪五〇入兩樽令進覽候、書音之驗
迄候、恐惶謹言、

相良左兵衛佐

九月廿一日

嶋津彈正殿
人々御中



○四一 相良長每書状

追而是式候へ共、漆一貫目入式桶進覽之候、書音之
驗迄ニ御座候、以上、

一筆令啓達候、然者大隅守様御在國候處ニ、餘御物遠ニ
罷過候間、為御見舞喜平次令進上候、其許万端可然様ニ

御取成所希候、猶喜平次可得御意候条不能具候、恐惶謹
言、

相良左兵衛佐

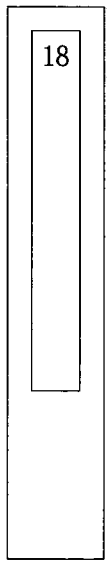
(寛永十三年)
十二月十四日

長每(花押)

嶋津彈正様
人々御中

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」九七七号文書ト同一文書ナルベシ)

(卷子表紙)



(包布ウハ書)

「舊池の□草をもと五行目ニ有、書出ハ虫喰ニて不相
知候」

と独こち、またよひなからの空なれ^(は)□まところミあえず、
夜も明さらるすそ成ける、此寺の住持茶を引所にまかり
て名ヲ問へハ祖鑑トイヒ、寺号を問へハ海樵菴と答ふ、
曹洞薩之玉龍山之石屋門下之末寺といへり、住持之祖鑑
に申越に問山家ニ拾^{ヒロヒ}貝海邊ニ樵^{コル}木自由三昧庵か手挨拶
して退散す、此僧予幼少之時見馴たる人也、祖考之旧跡
海こしの瀧水山に年へたる祖鑑と今つくく^とと見てふる
ことゝもをかたりけり、今日は 光久公近山に御遊也、
春ならハ花さきぬへきほとの木すゑ、ちりしほれたる庭
なとこそ見所おほけれ、ふかき山の杉の梢にミえたる木
の間にかけてる日かけろふ村雨うちふりたる、むら雲か
くれのほと又なく哀也、椎柴・しらかしなどのぬれたる
さまなる葉のうへに、きらめきたるこそ身にシミて、心
あらん人もかなと友とち恋しうおほゆれ、山路さかしき
を御あとよりしたひゆけど、漸牛飼野への邊見えたり、
我なからおかしあさましう独海樵菴に帰り、つれく^な
るまゝに日くらし硯にむかひて、心にうつりゆくよしな
しことをそこはか^となく書付^れは、まつ老母のかたにそ

つかハしける、その中に此所藤野のことを今朝道行ふり
に口すさひしことのはあり、

桜嶋藤野の岡をきてミれは

松のみとりにかへる浪哉

立かへり又も来てミむ桜嶋の

藤野の磯によする白波

此二首文の袖書に書付つかハしけるに、老母かへし

詠むらん心の花やさくら嶋の

藤野の磯を思ひこそやれ

けふハかこしまより御妹をよびまいらせしか、庭前の楊
梅のもとに予もめしによりまかんで侍り、又姫君は捨置
給ふ、つねく^のの御つとくさにもはねをならへえたをか
ハさむと契らせ給ふ心中なるにとてしたひ給しよしをお
ほせければ、御心のほとを、しはかりて御迎船をと申け
れば、貴命もよろしくて御船をそ漕出す、今宵は少波荒
て、姫君ハ御渡りもなく、御妹も楊梅のもとに夜ふくる
まであそひをそし給ふ、同廿六日雨ふる、しかれとも姫
君の御船着 御し給ふ、久く^{にて}見たてまつるにきよ

におよすけたまへれハ、いとゆゝしうおほしたり、予か

旅泊に 光久公御使きたさるゝに珍魚之賜あり、誠に松

江の鱸にもまさる所おほゆ、今日ハ東風けしからず吹雨

ふり山頂も見えず、樺野の邊少見えぬれハ、桜嶋樺野に

たてる輩□足ふみしけき秋そ恋しト、里つゝきこのもか

のを見渡けるに、門を閉て愛せずか、柳暗き陰あり、

あやしう見えたり、所の人に尋ければ、此嶋所々病人多

し、中□(下もツ)此所の辺かの病に死たるものおほけれハ他人

も放し置其身も門を閉といへり、予志ハあれとも薬験を

おほえず、然ともうちをきかたくて往て六脉を診して薬

を置いて帰る、壺の子とも数人□中に十六歳の男子数日飲

食なうして羸瘦甚し、

○年十六歳亀丸、患病十六日、無飲食、脉来ルコト

沈細ニシテ無□或舌紫ニシテ舌出不省人事、

或囊縮譫語妄談、或不□悸□

遺方 方見回春發熱門

外湯散火湯 一服ニシテ快、

○年四十六彦四郎、患傷寒症眼腫痛鼻乾不得眠、或發

熱無汗、或脉来ルコト微洪不有人事、

遺方

柴葛解肌湯 方回春備寒門ニ在、

○年四十長三郎、四肢骨節疼痛シ肢骨頑癱手足癱瘓言

語蹇澁筋脉拘攣、

遺方

芎藭順氣散 加公木當、

○年四十六七兵衛尉、患コト病數日、

遺方

温膽湯 方見回春傷寒門 逐日本復、

○年廿歳女子鶴、大汗後口燥、脉供大ニシテ煩渴シ、

或身熱發赤斑感熱之疫癘熱不□濕温之症也、

遺方

白虎湯 方見回春

此所ノ者薬治といふ事を□誠成哉、山谷曰、巫師司レ

ハ薬石不入市□乃見古今醫統唐礼□召命

此浦ヲ夕陽ニ出 御也、姫君ハ御船□不レ移レ時刻サイ

堂トイヘル浦ニ着 御□給ふ、予か旅宿の主久馬彦左衛

門と云り、今宵ハ御ツレ／＼なれば、くこんなど献し奉りしに、光久公ハ予旅泊に不圖渡 御し給ひて難有芳慮也、折ふし(島津)東市正忠弘・鎌田又七郎政由・圖書頭久通父子も亦参上也、しかれとも古言のことに客なども酒無酒ハあれとも着なし、此良夜をいかんかせんと汗顔之折からに、久通の側に百助といへる若童参て小うたなうたふ、其詞を聴けば過し夜の君のおことはにものたまはく、うき世は夢ぢや、あそべとの御意ぢやといふもあり、又情あるハ仁者、つれなきは不仁君きこしめせ、子曰といへること葉也、音聲といひ、心詞といひ此美□をけさうじて夜も更ぬ、去ハむかし馬上驅といへる事、武之術□(者カ)面白き事といへり、あすハ此学びを御覽せんと仰出されば、少々人数を呼にそつかへさる、福山・牛根・二川・国分江觸状つかへさる、今夜ハ風いと厲う吹、波たゝ爰もとに立くる心ちすれば舟も迫門わたして行也、廿七日雨天但模稜の手也、御休所に参きんしけるに姫君の御菓子なとくたされ、頂戴してそ帰る、御つれ／＼之折ふし安藝守久雄・大膳亮久豫も参上也、又中山國之國

頭の王子を相良内藏丞頼景供奉して参たり、けふの日いつとそともなくくれ来る、かの驅の學ひを 御覽せんと也、此相良といへるハ近年御當家に新参之士也、おかしき人也、今よひはこなたかなたに行めくり、着など所望してそ帰ける在ける、空八方を見めぐらす、餘りに楊梅の菓熟シタル也、一目見て其守人に問へハ、河上久國之うへおけるとて、かたく守を夜更人しつまつて後少ぬすみて君に捧とかや、しかるに薩隅日三州之山を司もの和田貞清とてありければ、これを見てかほとに大きな菓の楊梅いつくより求つらんとあやしむ、頼景鹿兒嶋の市中にふりうりにあひ求たると陳謝ス、しかれとも三州に類ハあらしとて、重て問ければ白状す、とがちんはうに頭ハなるへしおかしきさま也、廿八日明旦に罷出も、きのふよりも風々々々々々々々々立て天曇る、ぜん項よりせこのものとも引取へぎと申遣ければ、可然とて今日も馬上驅之学ひなし、予めし出し、圖書之子千菊丸と彈正に鹿を御見せ御狹ミ給へんとて、巳の下刻より白濱といふ所へ供奉ス、人里のうしろの林にねらひかりのやうなる学ひあり、例ならぬ身十有餘十有餘年鹿の山を走

「しかきてさふらひて積鬱の愁意を忘るゝ処にふくろう驚さ
き、小松の下枝に飛來て目をきら／＼として見たる様こそお
しけれ、真葛の原の物さひ松のむら立潤のはとり狐も叢の間に
かくり大くそおほゆ、狩人□鳥吹声に夢覺て目をきら／＼とさ
はくふくろう
鳥の飛をも見えて積鬱の愁意をわする、千菊丸も鹿を二つ

鉄炮にてうたせらるゝ、誠に難有御心はへと久通感悦

不斜、今日人衆五百有余人也、大膳も亦鹿をうちて恐

悦至極、今日人数五百有余人也、雨うちふりてやかて

召連時に松浦といふ浦まで還 御也、但今夜ハ松浦とい

へる所へ御泊予此うらニたゝにハ過しかたふおほえ、

さくらしま春になりなは花さかり

まつらのうらそ侘しかるへき

春をしもまつらの浦の夕されは

浪の花守さくらしまかな

又此嶋有村といふ所にます権現之やしろ（聖）靈落するよし

貴聞に達、御再興とそ仰出さる、全廿九日雨天、今日細

川（光尚）肥後守殿よりの鷹札飛來す、出水まで水俣より傳たる

丁書と云々、其趣ハ今月十三日方太樹御機嫌能出 御、

下野國日光御参詣、 大納言公ニハ來月十七日御参詣と

肥後國に聞えたる事云々、五月朔日辰ノ下刻白濱の御驅
場に出 御、今日ハぜん項之織石の下よりかやのひれふ
す山大野よりかり下す、此ひれふす山ハ家久卿の御狩場
なり、

思出て （今も）袖をしほる哉

ひれふす山の秋の夕くれ

鹿二百有餘田ニ入て御遊あり、所之草木をおふ馬にて之

御稽古也、或弓手馬手、或弓手すかひ馬手きれすとかふ

弓手なとさま／＼御稽古あり、琉人も驚目、馬上之稽

古の人と嶋津東市正・嶋津安藝守 光久公・嶋津大膳・

和田十介・鎌田又七郎・伊勢兵部少など驅のけいこ也、

御けいこ終てせこの人々へ御酒くださる、此馬場芝之内

に石あり、馬の足にさはるとて、今日之せこの人数石を

拾ふ、数百人の中に七八人にて動へき大石を一人にて肩

越て運もの有、誰成らんと御尋あれハ、福山之任人愛甲

玉右衛門トソ名乗ける、其由来を聞召に八重尾越中とて

むかし勇者のさふらひし二男也、又大きな木の根、大石

にからミて数人除事あたはざるに、革の衣をきたる六尺

ゆたかなる男、抽て是を掘倒さんと下知する風情余人に異ル、是ハ誰ソト御尋あれハ、是も福山の住人八重尾庄兵衛尉と答、昔の越中之弟之子と云々、又年若き男一人下知をなす、人々此下知に属する、之ハ何人ソト御尋あれハ、昔ノ指宿清左衛門尉か子佐藤兵衛□□二男藤兵衛といへる□^(か)といへり、普代之勇士とももの孫今も感給へるこ
と不浅、さこそハ亡父遠祖とも草のかけよりもうれしかるらん、つらくよの中を見るに、あたし野の露きゆる
ときなく、鳥邊山のけふり立もさらてのミすみはつる習ひ、定めなきこそいみしけれ、命有ものをみるに人ハかり久しきはなし、ともうの夕をまたす、夏の蟬の春籥をしらぬたくひ多し、惜哉先忠ノ人、又石を捨て運ふ人々おほき中に、運ふハ遅きとや思ひけん、人を二百か三百か側まで立ならふる下知をなすもの有、誰ソト御尋あれハ、國分之歩卒之内に河上大炊助と答フ、已上かり人二千におよぶ、馬場も今日掃除しけり、やかて馬上驅之御稽古猶々有へぎとの 仰也、もとよりけふは鹿かりにあらず、馬上之御稽古なれば御手つから鹿を捕給ひて困之

一面を明て放給ふ、且復生捕御飼者候□命をそ助らるゝ、古人のいひおきしから國の聖代に三面を開けるにもひとしからんとそ各感したてまつる、御帰りにハ御船に召れ、さい堂のうらの磯にて御手つから小船より海松をそ取給へる、予が舟にめさせ奉りて、花散て□さへぬるさくら嶋みるふさ茂る夏ハ來にけりと口すさむ、御連枝たちも御舟にめされ、これより横山といふ所に御出船、ほとなく横山に着 御し給、予ハ伊賀といへるものハラヤに一夜をあかす、所からうらさひて州崎の松□^(も)ふ□^(も)たり

桜島色はそひけりミさこ居る

州崎に

岩ねに立ける横山の松

濱風のしらへえならぬ横山の

岩に年へし松そことなる

ふるかたをかたらまほしや横山の

松とし聞そ我も年ふる

さくら嶋千とせやへなんしほ風に

うらさひにけり横山の松

こよひは久通之旅宿に 成らせ給ふ、暁かたに還 御也、

海邊にいさり火など御覽してこゝに年月見馴し老翁鹿肉山かつ
を送りけるを、舟便ありけるまゝ郷の野村か元綱老に贈ければ

一軸將傳無窮為龜鑑矣、
享保二十年乙卯八月吉旦

元綱

島津彦太夫久富



とき置し鹿の園生ののりの船の

たよりを得るそうれしかりける

とよみてつかへさる、又此うへに三はちとて山のいたゝ

きに池有、さなから明鏡のことく也、

桜嶋三はちの池ハ夏の月

うつせは岡にます鏡かな

又霧かたけ、亀か尾なといへる山あり、

此霧かたけより月出る也、

桜嶋月の出しほのすゝしきに

千代の声すむ霧かたけ哉

万代やかけて契らむ亀か尾に

君待見たる桜嶋哉

(四二のと)
右一卷者、 太守光久公櫻島渡御、彈正久慶亦供奉時字

盡直筆艸案顯然也、見此書雜紙中殆為朽敗、故繕治之為

日置島津家文書（尚古集成館）

（卷子表紙）



○ 一 島津龍伯義久証狀

於先年日州表京衆着陣刻、親父忠隣被逐戰死、謹吳他者也、頓可申理之處在洛相續、于今背本懷早、右之佳名到向後不可有忘失、仍為證跡如斯、

天正拾九年

卯月七日

（島津義久）
龍伯（花押）

（島津義久）
袈裟菊殿

（本文書ハ、「旧記雜録後編二」七四七号文書ト同一文書ナルベシ）

○ 二 島津龍伯義久書狀

先年 大閣様其表御通之砌、御粮迫ニ候之状、殊矢をも射懸候事無念ニ被思食、今度稠被仰出候事必定候、乍重言家之奉公にて候間、一身之事ハ生害候て、国家者可有連續ニ与申候へ共、結句供衆捨一命候、剩宮之城へ又楯籠事、寔不知 天下故候哉、即可致

得心様ニ懇ニ可被仰分事憑入候、旁龍雲寺へ申達候、以上、

今度晴（歳久）衰進退之事者 御朱印指下、幽齋（細川）老・拙者同前、

去十六日致拜領畢、拟兄弟之別雖難堪、依 上意、外ニ

者不顯患氣、内ニ者沈悲涙、愁腸之餘ニ申出事謹何以期

之乎、抑 御意趣者、先年 大閣様川内へ 御動座之刻、

或者那答院ニ而無馳走之儀、或者梅北逆心ニ付仕立不可

然始末、云恰云恰、御遺恨不浅子細候、然間歳久一身於

生害者可為国家安全之処、供之者共對戰刀、皆及滅却候、

剩其許之衆不見先車、宮之城へ楯籠事、不知天道之恐、

相背君臣之法者欵、倍到恣之衆儀者、後日為私難相如一

言者也、併各翻鬱憤、和尚へ熟談候者、為始袈裟菊丸下

々ニ至迄、可為安穩之基候、此旨入念可有異見事肝要候、

恐々謹言、

（天正廿年カ）
七月廿一日 龍伯（花押）

大窓寺

（本文書ハ、「旧記雜録後編二」九三六号文書ト同一文書ナルベシ）

○三 島津義久起請文

天爵起請文之事

晴養廉中・袈裟菊丸・同母儀三人之事并家來之者ニ到る迄、任今度之噺於致下城者、向後可為安穩者也、

右之趣若於令違犯者、

奉始上梵天帝釋四大天王、下堅牢地神、惣者日本六十余州大小神、別者薩陽鎮守新田八幡大菩薩 開門正一位并天滿大自在天神、殊者鹿兒嶋惣社諏方上下大明神 戸柱大明神 藉荷大明神 春日大明神 若宮大明神 御部類眷屬等、神爵冥罰罷可蒙者也、

仍如件、

天正廿年壬辰七月廿六日

(島津) 義久 (花押)

(島津常久) 袈裟菊殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編」二九四〇号文書・一二二〇号文書ト同一文書ナルベシ、尚コノ文書ハ牛王宝印ノ裏ニ書セリ)

○四 細川幽齋女起請文

天爵起請文之旨

今度(歳久)左衛門入道殿御一身御成敗之事、以御朱印被仰出候、

其外之儀不乘御文言候、然上者、晴養御女中・袈裟菊殿・

御母儀三人并家來之衆之事、下城之上義久次第、向後不可有別儀候、若此旨偽申者、

日本国中大少之神祇、殊春日大明神 諏訪上下大明神

(巻) 愛宕大権現 天滿天神 氏神可罷蒙御罰者也、仍誓状如

件、

天正廿年壬辰七月廿六日

幽齋 玄旨 (花押)

(島津常久) 袈裟菊殿 参

(本文書ハ「旧記雜錄後編」二九四〇号文書・一二二〇号文書ト同一文書ナルベシ、尚コノ文書ハ新熊野牛王宝印ノ裏ニ書セリ)

○五 島津龍伯義久書状案

猶々袈裟菊治少(石田三成)へ御れの儀、事の外安三(安毛秀安)いそぎにて候キ、ゆたん有ましく候、又めつらしからず候へ

共、より拾わけさんニ入候へく候、文もしのしるし

はかりニ候、

去年九月十七日の御文、十一月五日ニ罷着候、それよりとうりう申候間、返事ち々申候、けさ菊身上の儀たのみのよしうけ給候、おほせまでも候へぬよぎなき事にて候

条、別義なく候、然共此比ハ武庫(義弘)しなんにて候、こと更
 この度ハ何事モ幸侃(伊集院忠棟)をたのミ、京儀ヲとのへ候と聞え
 候、幸侃の事、京儀あん内者の事にて候ほとに、定て事
 よくととのをり候へく候、我らハ一かううけ給ハらす候
 間存せず候、かの使モ先下候と申候間、返事申候へく候、
 心もとなく候、又うたか事(宇多與右衛門)、此間ハ色々あたき殿ヲた
 し候欵、あたきとのよりたゞされ候欵、武庫ヲ申くづし
 候すると仕候、その天道つもあり候欵、安宅殿はてられ候、
 さてハたのむ所有間敷候ほとに、うたハ一定はしり候す
 るかと存候、北郷殿へ覚悟させ申せと安宅殿申られ候間(ママ)
 其分ニ申くたし候、能々たしかに覚悟させられ候へと、
 幸侃所より申くたし候へと申付候、しせんくらミ候やう
 ニ候てハ、むつかしき事ハ、けさ菊前ニ参さうニ存候、
 それよりモ北郷殿へ覚悟よく仕候へと仰られ候てしかる
 へく候する、ゆたんにてハくせ事たるへく候、晴蕤かく
 のことく成候て、きとくニけさ菊かやうニ身躰つゞささ
 うニ候処ニ、うたゆへに又とめいわくニ成候する事、な
 けきの上のなけきにて候する、よくく氣遣尤ニ存候、

世間の理法ニもそむき、君臣の道ニモちかい候、さたの
 かぎりの事にて候、一大事ニおほし候へく候、猶かさね
 てめてたくかしく、

〔(ハリ紙)慶長三年〕
 三月廿一日

けさ(墨引)うは
(菊)うは
 まいる人々

りう伯

〔本文書ハ「旧記雜錄附録一」九六七号文書ト同一文書ナルベシ〕

○ 六 島津義弘書状

なをくかたひらをくりあつかり候、き候てかいぶ
 んわかやくへく候、はたまたようのことゝも候て、
 われらにふミつかハされ候ハ、(義弘)ぶこさままいると
 かきつけられへく候、あてところかきハ見ちかへ候
 て、人のひらくこともあるへく候間、こゝろえのた
 めに申候、

たよりうれしく候て申つかハし候、けさ菊とのいよく

せいしん候らんと存はかりに候、よつてわれらこそまかりのほり候折ふし、あたおゝいそのほかとしよりとめしよせ候て、申きかせ候おもむきへ、よく候するちぎやうをえらひ、けさきくとのくらしいにつかまつり候て、ゆく末御ふうくうとゝのをり候するやうにと、しかく申ふくめ候、さためてそのふんにつかまつり候つらん、さりなからわれらめしつかひ候ものさへゆだんいたし候へへ、ゆるかせの事のみおほく候、けさきくとのかせものとも、きまかせに有へく候あひだ、まかりのほり候跡にハ申をきつることもいたつらに成候つらんと存候、まかりくたり候へ、きうめいいいたすへく候、かねてハ又そのはうへも、かうらいの御ばんおほせつけられ候や、ぎよいしだいにんじゆたて候てしかるへく候、かうらいにてばんふしんそのほか、何事もけんこにとちめ候するやうにおほせつけられへく候、いハひはかさねく申ふり候、せいさきまかせに御入候て、世上のおそろしき事をも御そんじなきゆへ、かやうになりゆきなざれ候、それにつき候ても下く心まかせに候てへ、けさ菊殿ため

になるましく候、一大事の世の中に候間、よくおほせつけられ候てかんように候、此ふミをあたおゝいそのほかとしよりとに見せられ候てしかるへく候、いつれもまたく申くたすへく候、かしく、

(慶長三年カ)
七月三日

よし弘

けさき^く殿うはこ
よし弘

まいる

(本文書ハ「旧記雑録附録二」一七九号文書ト同一文書ナルベシ)

○七 島津家久書状

わさと申候、よそへ使にたのみ申度候間、御いて候へく候、待入申候、かしく、

十六日

(端裏ウハ書)

(墨引)

(島津家久)
又吉殿

(島津家久)
少将

〔本文書ハ「旧記雜錄附録二」八九九号文書ト同一文書ナルベシ〕

○ 八 島津家久書状

猶々これハ摩たうのすゝめとこそ存候、かしく、

又吉殿一圓めしなり候ハぬとみえ候、其故候哉、ひふあしく候、これは酒すき候ゆへと、我等かふき事にて候、其分候ハ、不可然儀共候、よくよく内者共へ申聞られ候へく候、為其申事候、かしく、

八月十三日

▽ 比志紀伊守

少将△

〔本文書ハ「旧記雜錄附録二」八九九号文書・九二〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

○ 九 島津忠恒家書状

猶々はんかた必く、かしく、
（晩方）

示現流ノ兵法之事、一覽有度よし候つる、我ら事ハ新学ニて然々不存候、殊にししやうなと申事、身唄ニて候へともくるしからず候哉、さやうニ候者可申候、猶以面談申へく候、かしく、

四月一日

（島津家久）
忠恒（花押）

〔（ハリ紙）忠恒様へ常久示現流兵法奉得 御意度と申上候時之御書、慶長九年比カ〕

（墨引）

又吉殿

忠恒

より

〔本文書ハ「旧記雜錄後編三」一九二〇号文書・「同附録二」九二二号文書ト同一文書ナルベシ〕

○ 一〇 島津忠恒家書状

此木刀不可然候へともたせ候、然者案文之事承候つるま書付進之候、おく書ハそれニて御認候へく候、又雨中さひしくちとく入來待存候、かしく、

四月三日

〔（ハリ紙）慶長九年

兵法 忠恒様へ奉得 御意ニ付、書物進上候刻之 御書并木刀拜領之御書、慶長十年比カ〕

(端裏ウハ書)

又吉殿

□□ (忠恒)

(封紙ウハ書)

より

(墨引)

又吉殿

忠恒

(本文書ハ「旧記雑録後編三」一九三二号文書・「同附録二」九三二号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一二 島津忠恒家久書状

今日御帰候哉、夜前申候つる、いま一ノ書物前書これより可進候、只今相調候てもたせ可申候、又よに入候ての事、必々可申候、かしく、

卯月七日

(ハリ紙)
慶長九年

忠恒様へ常久神文御進上之時之御書、年号へ御城へ有之神文ニ可見」

(墨引)

又吉殿

より

忠恒

(本文書ハ「旧記雑録附録二」九三二号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一二 島津忠恒家久書状

まつく御帰候哉、尤候、然者内々申候談合之儀、正月大稽古各々被参候はん間、其時分之事たるへく候、将又兵法之儀、春ハしつくと稽古可然候、このたひはふたくと御残多存計候、猶重而く、かしく、

極月廿七日

□□ (島津忠恒)
(花押)

(ハリ紙)
慶長九年カ

忠恒様より常久へ被下候、何ソ被 仰聞儀、又兵法奉得 御意候ニ付之趣、并犬追物けいこ之事、但慶長十年之御書歟」

□□

(墨引)

又吉殿

忠恒

(本文書ハ「旧記雑録後編三」一九八一号文書・「同附録二」九三四号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一三 島津忠恒家久書状

態申候、春山之かり可催と覚悟にて候、然者來十七たる

へく候まゝ、被相越候やうにまち入候、用之儀候間、か
りはへ被出立候者物語申へく候、必まかりはへ入來候へ
く候、上洛前無心候へとも申度候事候間、彼表へすくに
御入候へく候、猶別之御用はとても成ましく候く、か
しく、

二月十五日

〔（ハリ紙）
慶長十年

春山御かり御催之事并国分・かこしま方御六かし頃、御内緒忠恒様
より常久へ被下御書」

（墨引）

かこしまよ□

又吉殿

進之候

忠恒

〔本文書へ「旧記雜録後編四」四二七号文書・「同附録二」九二五号文書ト同一文
書ナルベシ）

○一四 島津忠恒家書状

猶々、たひく文にて可申候、もし何たる用共候ハ
ん時のためにて候まゝ、くせに成候へハ、人之心も

付候へす候、為心候、

返事なから申候、春山之かり可催と存候つる處、天氣悪
候て無其儀候、然者 龍伯様御気合あしく候間、明日御
見廻可申と存候、仍上方さうせつ申候、此度へ定むつか
しき事有へく候、心遣迄候、次者いつもの方風躰いよ
く事実なるよし候、然間先度内談申候談合之事、此た
ひ申出候へんと存候、かやうの儀共可申と存候て、かり
場へ御入候へかすと申候つる、別儀なく候、又先度 龍
伯様御のほりにつき、御供之衆ことくしき覚悟にて、
とても此たひ御はて可有とて、かたミ送など候つるよし
候、誠にありかたき事共、又おかしき事共、筆かきり申
つくしかたく候、猶以面申候、かしく、
（慶長十年カ）
二月十九日
（島津忠恒）
（花押）

（墨引）

より

又吉殿

忠恒

〔本文書へ「旧記雜録附録二」九二六号文書ト同一文書ナルベシ）

〇一五 島津忠恒家久書狀

猶々後かたもまち入候、

船中見廻不申候、こと／＼しくこそ候へ、然者子昂之筆返進申候、一たん見ことさ、申計なく候、将又この入道是非共酒を御すゝめ候て可給候、ふしくさに入度候まゝ、使として進之候、かしく、

〔慶長十年四月〕

七日

(花押)

〔慶長十年乙巳三月廿四日午刻日置打立、忠恒様御供仕上落、中國之内津波にて、卯月七日御船ニ伺公候て罷帰候ニ、萩原秀玄為御使被下候時之御書〕

(端裏ウハ書)

(墨引)

又吉殿

より



〔本文書ハ「旧記雑録後編四」四二号文書ト同一文書ナルベシ〕

〇一六 島津忠恒家久書狀

此中ちと其邊へまゝり度候つれとも、ひまなく候て無其

儀候、はんに夜入候時分可参候、いろ／＼下向とりみ

たし候間、そと之ほと可参候、然者御用之事情、使にて申へく候へともいかゝと存候間、以面談申候へく候、

又大坂迄へとかく御出候へく候、其うちに猶々可申候へく候、かしく、

〔慶長十年七月〕

十七日

(端裏ウハ書)

より

(墨引)

又吉殿

進之候

忠恒

〔本文書ハ「旧記雑録後編四」七七号文書・七九号文書ト同一文書ナルベシ〕

〇一七 島津忠恒家久書狀

長々在京辛勞至候、然者為番替伊集院肥前入道差上候、

始町田勝兵衛尉各相替下向尤候、猶真連坊可申候、恐々

謹言、

〔慶長十年在伏見之時、十月廿八日真連坊・伊地知利兵衛為御使上落候

ニ被下候御書〕

〔ハリ紙〕
慶長十年
九月十六日

〔島津家久〕
忠恒（花押）

又吉殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編四」二一〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

〇一八 島津忠恒^{家久}書状

猶く必々内心申度候、此焼物自作にて候まゝ進之候、かしく、

先度申候つるうつらかりとして、可出立よし申候つれとも、伊作へ 龍伯様御供いたし参候まゝ、彼方へ延引申候、然者気合能候者、出合候へかし、つもりぬル事共御ゆかしく思ひまいらせ候、必々六日に御こし成へく候間、其心得尤候、すこしもく気わるく候者、無用たるへく候、又替事候者可申候、かならず待入候、謹言、

十一月二日

〔島津家久〕
忠恒（花押）

〔墨引〕

かこしまより

又吉殿
進之候

忠恒

〔本文書ハ「旧記雜錄附録二」八九七号文書・九二七号文書ト同一文書ナルベシ〕

〇一九 島津忠恒^{家久}書状

猶く気合大かたハ此中よそへ御出候へて、其きのつまりたるへく候、いつかたへも御いて候て可然候はん哉、我らハ此中すこしもふしん御入候ましく候、さてく御ゆかしく思ひ候へく候、かならず申度事共、以面談申候へく候、かしく、やかて火中々、

気合然々御入候へぬよし、無心元思ひ候へく候、如何うけ給たく候、昨日者はま市へをとりをかけ申候、定いつものそしりたるへきおもひ候つれ共、わざと存たち候事候、あまりことく敷やうすにて候まゝ、ひきかへ候ハんと、かくのことくにて候、さてく此中申候ことく、いろく物さた共御き候ハ、必々うけ給へく候、誰人もたのミかひ有へきやうにも不存候、貴所御事ハいまたたのもしく候間申事候、それより御かハリ候ハ、不及是非候、よくく世上之ものさた御き候へく候、猶

これより可申候、かしく、

七 十九日

(島津家久)
忠恒 (花押)

^(ハリ紙)
「常久日置ニ而煩候刻、 忠恒様かこしまより被下候 御書、但国分方、
かこしま方六ヶしく候時分之 御書」

(墨引)

又吉殿

^(より)
□□
忠恒

(本文書ハ「旧記雜録附録二」九二九号文書ト同一文書ナルベシ)

〇二〇 島津忠恒^家書状

猶くはるくと御ゆかしく思ひ候へく候、申たき
事共多つもりぬる計候、かならず皆さんに入申候へ
く候、かしく、

此比気合如何、無心元候、三官事可進よし承候つれ共、
老躰遠路難成候間、先々薬を進し候へと申付候、左様申
候も、いつかたよりも又よひに参候て遣候へねハ、よし
なきうらミをうけ候まゝ、御気合もあまりにて候ハすハ
如何敷候条、先度之使へ参候事ハ、難成よし申候つる、

然々申達候哉、無心元候まゝ一筆催候、もしく気合も

こそり申候ハ、此使へ早々可承候、やかて進し候へく

候、返事ニ可承候、待入候、謹言、

九月廿八日

^(ハリ紙)
「常久於日置煩候刻、從 忠恒様被下 御書、但いしや三官可被遣儀ニ
付、別而忝 御書」

(墨引)

又吉殿

かこしまより
進之候
忠恒

(本文書ハ「旧記雜録附録二」九三〇号文書ト同一文書ナルベシ)

〇二一 島津忠恒^家書状

猶く彼表へかならずこし候者、これよりなをく
申候へく候、又其時分つもりぬる事共可申候、

此間ハ御気合如何候哉、無心元候、いまに然々なく候ハ、
三官申付候て可進候、氣合之やうす為可承候、仍近日中
はまの市へ相こし候、次ハ來月七日八日ころにて候ハ

ん哉、顯娃・ゆふすき彼表未見候間、たか野として可立
出と存事候、然者同道申度候、何とそくハやくとや
うしやう尤候、猶使申候へく候、謹言、

十月九日

（島津家久）
忠恒（花押）

（墨引）

かこ□まより

又吉殿

進之候

忠恒

（本文書へ「旧記雜録附録二」九三二号文書ト同一文書ナルベシ）

〇二二 島津忠恒家書状

猶不及返事、まち入候、かしく、

このさけ緒うつくしくも御入候ハね共、見え來候間、も
たせ進之候、又今夕必まち存計候、かしく、

廿六日

（ハリ紙）
「常久江 忠恒様より 御下緒被下候時之 御書」

（墨引）

忠恒

より

又吉殿

（本文書へ「旧記雜録附録二」九三二号文書ト同一文書ナルベシ）

〇二三 島津家久書状

猶く、けふハ稽古にて候ハん間、まち申候、

先度之籠手之事、如何可有哉と申候つる、ことに十郎左
なども氣に入ましく候哉、さりながらこのたひは、先か
の籠手にもや可有と存候まゝ、音なしに候て、被出候
てよく候へく候、猶以面談可申候、かしく、

十一月十五日

（島津家久）
（花押）

（端裏ウハ書）

より

（墨引） 又吉殿

（本文書へ「旧記雜録後編四」二七四号文書・「同附録二」八六九号文書ト同一文書ナルベシ）

〇二四 島津忠恒家書状

猶く御こゝろえのため進之候、

此度者ふたくと御入候て、不申承候、御ゆかしく思ひ候へく候、世上いろく申たき事共候まゝ、かならずく以面談申へく候、ちとほとへたより申候へハ、人口もいか敷候間、すこしも心かへるとなほし候ましく候、中く此方の儀へ、心安く御入候へく候、何とやうよそへ御なり候哉と、無心元候、又このたきものほう書付進之候、とかく以面談申へく候、かしく、

十七日

〔ハリ紙〕
忠恒様ヨリ常久へ焼物之方被遊付候而被下候時之御書、但国分方・かこしま方と色々御國六かしき比之 御書

(墨引)

より

又吉殿

忠恒

進之候

(本文書ハ「旧記雑録附録二」八九八号文書・九三四号文書ト同一文書ナルベシ)

〇二五 島津忠恒家久書状

昨日よりハ御いてなく候、御ゆかしく候、今日者こゝも

とひまあき候へ、たかのへ御いてのよし候間、われも御とも可申と存候まゝ、まつくこゝもとへ御いて候て、きゝあわせ候へく候、かしく、

廿七日

〔ハリ紙〕
常久へ 忠恒様より被下候 御書、但御鷹符ニ可被召列との趣有

(墨引)

たゝ恒

又吉殿

(本文書ハ「旧記雑録附録二」九三五号文書ト同一文書ナルベシ)

〇二六 島津家久書状

猶く久しくうれしく申候、

態申候、こくふ御煩之よし聞え候て無心元候、されはかやうのおりから、いろく心遣共にて候まゝ、其御心得候へく候、はやこゝ元までくたり申候、さてハこのたひにし表之ことくくたり申候、其邊替事もなく候哉、うけ給へく候、かれこれ為心得一ふて申候、すくに文を

もたせ候へんすれ共、わざと秀賢かたへもたせ申候、いろくこゝ元より心遣すもし候へく候、猶やかて令下向候間、事々、かしく、

(慶長十一年カ)

六月廿七日

家久（花押）

（墨引）

家久

下給殿
(守)
島津常久
まいる

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」九三七号文書ト同一文書ナルベシ)

（墨引）

大坂より

又吉殿

家久

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」九三六号文書ト同一文書ナルベシ)

○二七 島津家久書状

猶々 御れい入來之刻申へく候、以上、

白つはぎ給候てすきをでかし可申と令満足候、 惟新様今日御越候へく候、おり節と申、然者向嶋來廿日にかり候へく候、 龍伯様にも御出候、入來候て、見物候へかしと存事候、ちとく用之事共候間申候、さ候者、十八九之間に待入候、一夜とまりにこし候へく候、拜首、

二月十六日

家久（花押）

(ハリ紙)
「日置」常久居住ニ而、 家久様へ白椿之花進上之時 御返書、但向之

嶋御狩も有之候得者、伺公可仕之旨有之御書」

日置島津家文書（黎明館）

○ 一 日置島津家文書(巻子)

1 島津家久書状

猶くたんもしも、はやうつち候哉と思ひ候事候、
女はう衆、いつれもくふうくう申候やうに、よく
く申候へく候、ことに留すの事に候間、火のゆふ
しん、ゆたん有ましく候、く、かしく、

かいけあしく御入候よし、無心元候、はやり事にて候間、
くすりをのミ、(分陽理心)やしんニやうしやうゆたん有ましく候、

此方ふしの事にて候、明日さと(佐土原)はらまでこし候すると、

おもひ候事候、てんきよく、春のけしき、みなくこと
の外しつかに御入候間、かいしやうこゝろ安く御入候す
る事候、あきの守とのも、その方かちにしかとゐ候てよ
く候、又々、かしく、

十二日

たかおか
より

いわ

いゑ久

むもし

まいる返事

(本文書へ「旧記雑録附録二」七九四号文書ト同一文書ナルベシ)

2 島津家久書状

又五郎わつらいよく候て、下もまいられ候事候、其
後いかゝと思候事候、御さんたい御のふに、よるか
らよるにつめ候てくたひれ、中く申事なく候、又
々、かしく、

一筆とりむかい候、十八日御さんたい、きのふ廿一日に
ちうにて、御のふ一たんとしあへせよく候てめて度候、
ことくしきけん物にて候、諸大ミやう・公家・もんせ
き残らず御入候つる事候、いつれも七五さんの御ふるま
ひにて候、こゝ元かへる事なく候、やかて大坂へ御いて
のよしにて候、いつとへなく候、それよりやかてくわん
きよたるべく候、大かた御ひまもあき可申候、やかて御
いとま出候らんと申候、ことの外御いそぎの事にて御さ
候よし候、此よしたん正とのへも申候へく候、又々、か
しく、

(寛本一年)
七月廿二日

京都
より

たん正との

むもし

まいる

いゑ久

3 島津家久書状

返くくしろへもしけく御入候て、なくさミ候へく候、く、かしく、

ゑとよりもいそぎ候へとうけ給候まゝ、やかて舟にのり可申候、まづくほうさうともたやすくとちめ、一しほめて度候、いよくやうしやうゆたん有ましく候、此たひハやかて隙もあき候すると申候間、やかてくたり可申、留すの事にて候間、おとな衆いもしなとへもねんを入、心をそへ候へと申候事候、心やすく思ひ候へく候、たんもし・おふくろ・いもしへもころへ候て申度候、たんもしよろつゆたん有まじきよし申候へ、やかてくたり可申候まゝ、又々、かしく、

三月三日

より

むもし

いゑ久

まいる

(封紙ウハ書)

たんもし

いゑ久

かた

まいる

4 島津家久書状

かうつゝミをくり申候、かしく、

一ふてとりむかい候、明日廿一日うつたち候て東にくたり申候、かちきの事くれく申事なく候、江戸のしあハせよく、やかてくたり可申候、ほうさうわきにて候間、くすりなとりしんにゆたん有ましく候、たんもしきねんに御すき候まゝ、ふるミこ・ふる山ふしハゆたん有まじきと思ひ候、さてくくこ元ふためき候て、ろしのこしらへとりみたし候事候、しけくしろへも御いり候て、なくさミ候へく候、秋はしめにハやかてくたり可申候、心やすく思ひ候へく候、又々、かしく、

(ハリ紙)

「寛永八年」

(寛永七年二月)

廿日

より

たん

いゑ久

むもし

まいる

(封紙端書)

(舞台)

さうたいへあふぎをくり申候、かしく、

(封紙ウハ書)

たん

むもし

まいる

いゑ久

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」二八七号文書ト同一文書ナルベシ)

5 島津家久書状

猶くたんもしへもころへ候へく候、ころ元か
る事御入候ハす候、心やすかるへく候、く、かし
く、

(光久) さつせうはんしやうのよし候て、わざと御使まんそく申
候、一たんとそくさいの事にて候、此中^(加)か藤との事に
つき、いろくさうせつ申候つれ共、やすくとるさい
にて候、あはれなるありさま申つくしかたく候、ことの
外きつかひ申候つるに、めてたく候、新さうもはんしや
うにて、まんそく申候、それよりもころへ候へく候、
おふくろ・いもしへもとうせんに申候、やかてくたり候
て申候へく候、又々、かしく、

(寛永九年)

六月六日

あと

大すミ守

より

たんしやう

むもし

まいる返事

いゑ久

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」五二五号文書ト同一文書ナルベシ)

6 島津家久書状

返くたんもしへもころへ候へく候、三日中人し
て可申候、かしく、

よすかのま申候、御いとまの事今ほとへいて申ましく
候、冬のはしめかたにても、御入候するかとの事にて候、
其元ゆふの事共おし候ま、二三人くたし申候、其お
りふしくハしく申候へく候、そもしちぎやうの事も十三
ところに御入候、たんくすこしの事をさへかやうに御
入候て、ころかしこに御入候てハならぬ事にて候、其外
かやうに御入候事候、此たひあらたまり申候間、一とこ
ろに御さ候やうにと申候、たんもしちぎやうの事もくハ
しく申候事候、かやうの事もくたり申候ハ、たんかう申
度候へとも、無其儀候ま、たれより申し候事候、や
かて二ゑもんにて可申候、又々、かしく、

(寛永十年)

六月十一日

より

たん正との

むもし

まいる

いゑ久

(本文書ハ「旧記雑録後編五」六二五号文書ト同一文書ナルベシ、尚コノ文書ハ青
色料紙ヲ用フ)

7 島津家久書状

返く役の事たのミ申候事候間、其よし申候、めて
度、く、かしく、

わざと申候、たん正とのへ(加判役)かはんやくをたのミ申候、よ

くく御いゑのためになり候やうに、すこしもゆたんな
く、わたくしの事を思ハれず、申までなく御入候へ共、

みちをたしなまれ、ゆく末ちやうきふに御入候てめて度
申候事候、此よししたん正とのへもよくく申度候、やか

てくたり候て、春はよろこひ申候へく候、又々、かしく、

(寛永十年)

十二月七日

より

たん正との

むもし

まいる

いゑ久

(本文書ハ「旧記雑録後編五」六七三号文書ト同一文書ナルベシ)

8 島津家久書状

返く其よししたん正とのへも申度候、く、かしく、
せんと申候やうに、日光の御ひまもやかてあき可申候まゝ、
御いとまたるへく候、こゝ元かハる事なく候、新さうさ
そくさひしくなり候らんと、あさ夕思ひやるはかりに
て候、むもしさためて其方へまゐり候らん、おもひ候事
候、やかてくたり可申候まゝ、御心やすくおほし候へく
候、いつそうけ給候儀、兵部少(伊勢貞昌)へ大かた申候、心やすか
るへく候、さやうの事を申候人もとくしれ申候、いまに
はしめざる事にて候、やかて参候て申候へく候、又々、
かしく、

(寛永九年)

卯月十八日

(島津家久)
中納言

たん正との

むもし

まいる

いゑ久

(本文書ハ「旧記雑録後編四」一四〇三号文書ト同一文書ナルベシ)

9 島津家久書状

一筆申候、此人ゆふの事候てくたし申候、こゝ元かハる

事御入候ハす候、其元いつかたもそくさいのよしめて度候、春中にハくたり可申候間、花のもとにてさゝをのミ詠め可申候、こゝ元にてハあやつりさるひきなとも御入候ハす候、ましてつゝミたいこの音すこしも御さ候ハす候まゝ、なにゝてもいさゝかなくさミ御入候ハす候事候、くう儀なにかと一日もいたつらに候事も御さ候ハす候、やかて御いとまになり候まゝ、心やすかるへく候、やかてくたり可申候、とりあへずをくり申候、おふくろ・いもしへもこゝろへ申度候、しろへもおハし候らんと思ひ候、又々、かしく、

霜月廿日

大すミ守

より

たん

むもし

まいる

いゑ久

(封紙端書)

正月ハたんしやうとのもひこへこしたるへく候、ゆた
ん有ましく候、其よし申候へく候、く、かしく、

(封紙ウハ書)

たん

むもし

まいる

いゑ久

(本文書ハ「旧記雑録後編五」五八四号文書ト同一文書ナルベシ)

10 島津家久書状

又申候、四月御いとま出候する、されハ五月ハさうくく
くたり可申候、犬をい申度候、子ともみなくはしめて
の事にて候間、馬てに入申ましく候、よくくたん正と
の其とをりいづれも申候へく候、三十日計けい候ハ、
犬をもほし可申候、こゝにてなく候ハ、ゆく末なるま
しく候、これハ御家はかりに有之事にて候間、なにより
をしき事にて候、かならず犬御座候するまゝ、其心得尤
候由、たん正とのへ申候へく候、く、かしく、

返く御ふくろへ申度候、く、

むもし

まいる

いゑ久

(本文書ハ「旧記雑録後編五」三六八号文書ト同一文書ナルベシ)

11 島津家久書状

ひこへは正月はしめたるへく候、いそぎ候て尤候、しん物共又申候事候、いよ／＼見あへせなりあひ候やうにと申候事候、又々、かしく、

つねのしん物ハなりあひ申ましく候間、てつほう百ちやうよく候する、ひきかねのこゝろ見あへせ候へく候、此よし我々申候とたんかう候へく候、新さうへ可給候、かしく、

たん
むもし
まいる
いゑ久

(本文書ハ「旧記雑録後編五」五八六号文書ト同一文書ナルベシ)

12 島津家久書状

返／＼おふくろへも申度候、／＼、かしく、
一ふて申候、そもしいつもはつらいしけく御入候、さやうに候へは、こゝ元にてうらかたをいたし候つる、きのさきにかゝりたるれいこん御さ候よし、(幸佩)さためてかうかんななどのほうしんたるへく候間、きねん其方にて申付候、

たうはつひやもんのほう、よく候するよし候、ひた一に

もたのミ申候、いづれもうらかたハよく候、きねんにてふたゝひおこり候ハぬやうにと申事候、さためてこくぶのたゝりなとゝも可申候、これも心もち候て、其きねんも申候、いつも／＼おなし心もちのはつらひにて候まゝ、ふつとねをぎり、又とおこり候ハぬやうにきねん申候やうにと、たき所をたのミ、其方にて申付候する間、此使かう上に申くたし候、たん正とのへも、此よし／＼ハしく申候へく候、かやうのきねんにてこそ候へ、やすき事に候間、心やすかるへく候、ひた一にも申つかハし候、守など可参候、又々、かしく、

(墨引)

たん正との
むもし
まいる
いゑ久

(寛永八年)
卯月三日
中納言
(島津家久)

(本文書ハ「旧記雑録後編五」三八〇号文書ト同一文書ナルベシ)

13 島津家久書状

やかてちうしん申候へく候、おふくろ・いもしへも
こゝろへ申度候、く、かしく、

たん正とのしあはせよく、さうくひこより帰り候て、
めて度候、我く御いとまの事もきこえ不申、めいわく
にて候、いかさま此せつく過候ハ、いて候するかと申
事候、こゝ元かハる事御入候ハす候、たうねんもはやな
つもくれは、とりかきりある露のいのちおしき世中にて
候、やかてくたり申候て、なくさミ可申候、しやミせん
もこゝ元にてあつらへ申、くたし可申候、其元火のゆふ
しんゆたん有ましく候、く、又々、かしく、

(寛永十年)
卯月廿一日

ゑと
より

たん正との
むもし
まいる

いゑ久

(封紙ウハ書)

(墨引)

たん正との
むもし
まいる

いゑ久

(本文書ハ「旧記雑録後編五」六一八号文書ト同一文書ナルベシ)

14 島津家久書状

猶くあきの守のきまかせにて御入候ハぬやうに、
よくく申候へといい卿へも申候へく候、此花をり
かへ、をくり申候、かしく、

たんしやうとのしあはせよくくたりにてめて度候、此方
一たんとうしの事にて候、くれく此たひのしあはせの
こるところなくまんそく申候事候、くハしき事ものかた
り有へく候、ふくろへもこゝろへ候へく候、わか身もや
かてくたり可申候、御いとまをまぢる候事候、此方の儀
心やすく思ひ候へく候、又々、かしく、

(寛永七年)
五月二日

ゑと
より

いわ
むもし
まいる

いゑ久

(本文書ハ「旧記雑録後編五」三〇六号文書ト同一文書ナルベシ)

15 島津家久書状

ちうしん可申候、く、かしく、

返く夏中にも御いとまもいて候へかしと思ひ候、
やかてこれより可申候、又と、く、かしく、

卯月廿日の御文きのふ八日にたうらい、まづくそくさいのよしめて度候、きくもしその方へしけくまいり候

わさと一ふてうれしく思ひ候、せいゑもん参候て、其元
そくさいのよしうけ給まんそく申候、ほうわきにて候間、
くすりなどゆたんなくのミ候へく候、おふくろ・むもし
いつれへもこゝろへ□申度候、さうたいへも文して申
候、さためてしろへも見まい候て、なくさミ候へく候、
こゝ元かへる事なく候、心やすく思ひ候へく候、又と、
かしく、

よし候、十一日御のふにて御いとま出候よし候、はやは
と有ましく候、とにもかくにも、のひくしくこそ候へ、
あつき時分にて候、はいかにせゝられ候するとおもひ出
にて候、おふくろよりもうけ給候、よろしく御こゝろへ
候へく候、いつれもくやかてくたりのちうしん申候へ
く候、く、又と、かしく、

(寛永七年カ)
五月七日

ゑと
より

(寛永八年)
五月八日

(島津家久)
中納言

さうたい
むもし
まいる

いゑ久

たん正との
むもし
まいる

いゑ久

(本文書ハ「旧記雑録後編五」三九二号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「旧記雑録後編五」三九三号文書ト同一文書ナルベシ)

16 島津家久書状

17 島津家久書状

返くいもし・又五郎もわつらいのよし候、無心元
候、たんしやうとのへも御心得候へく候、五六日中

くれくおふくろさそと思ひやるはかりにて候、一
しほの物おもいたるへく候、く、かしく、

さてもくく(喜入忠高室)さくしう内、ふしきなるはてにて候、うちつゝ

きさそくくたん正とのふくろめいわく、夢うつゝとも

申へきやう御入候ハす候、とてもかへらぬみちにて候間、

心をはらしおハし候やうに人のおやの心はやミ、さらに

忘かたき事にて候、たんもし・ふくろへもよくく申候

やうにまつきこえ候て、一ふて申候、これより申候へく

候、いそきのまゝ大かた申候、く、かしく、

(寛永十二年)
五月十三日
(島津家久)
中納言

たん正との
むもし

まいる

いゑ久

(本文書ハ「旧記雑録後編五」八二九号文書ト同一文書ナルベシ)

18 島津家久書状

返くやかて侘いたし共候て、御いとまも出候と申

候、いそかしくこそ候へ、我くも心よくハ候へも、

くたひれたる計也、

うけ給候やうに新さうはん生にて候つれ共、心の外にて

候、世中ハなに事もまゝならぬ事のミはかりにて候、西

行の哥に、花ちらす月ハくもらぬ世なりせは我はものを

やおもはさらまし、と御入候、世上ハたかきもひきゝも

心にまかせざる事にて候、いもし事もさてくあたなる

事にて候、御いたハしことハ中く子ともたち二人のお

やにはなれ、あはれなる共可申やう御入候ハす候、たん

正とのふくろ一しほふくろのなけきたるへく候、せひな

き事にて候間、心をへ候やうにと申度候、こゝ元かハ

る事なく候、うへ様御はつらいよく候て、めてたかり

候事候、又々、かしく、

(寛永十二年)
五月廿三日
(島津家久)
中納言

たん正との
むもし

まいる

いゑ久

(封紙ウハ書)

たん正との
むもし

まいる

いゑ久

(本文書ハ「旧記雑録後編五」八三三号文書ト同一文書ナルベシ)

19 島津家久書状

返く、やかてくたり候て申候へく候、く、かしく、めつらしき事も候ハね共、一ふてとりむかい候、其元ふしのよし、此方もとうせんの事にて候、やかて仰いたし事共御入候よし候まゝ、御いとまの事もやかてきこえ可申候、さそくおふくろ・たんもしあとゝをくなり候はと、めいわくたるへく候、思ひやる事にて候、こゝ元一たんとしつかなる事候へく候、心安かるへく候、又々、かしく、

六月十八日

(島津家久)
中納言

たん正との
むもし
まいる
いゑ久

(封紙ウハ書)

(墨引)

たん正との
むもし
まいる
いゑ久

(本文書ハ「旧記雑録附録二」七九二号文書ト同一文書ナルベシ)

20 島津家久書状

猶くうらかたよく御入候まゝ、めて度候、く、かしく、

わさと申候、せんとのころは、やかて御いとまいて候よし申候つれ共、此比ハそのうハさ御入候ハす候、さりなからもその事にて候、やかてくたり可申候、されはそもしうらかたの事、くハしくうけ給候、きねんいり可申よし候、そのころへ候て尤候、つほねへも此よし申度候、たんもし・ふくろへも申候て、きねんの事、先月待日待書付のやうにゆたん有ましく候、その外の事は、したいにあたこ・伊勢・八満(標)などへきせい候て、れんくしんし有へきよし書付に見え申候、さやうに御入候へは、ゆく末ちやうきうに御入候よし申候間、めて度候、まつ此書付をしんし、きねんの心もちかんようにて候、きとくに此度くハしくうけ給候て、まんそく申候、此よし申候するため、とりむかい候、書付さためて其方にもくたり可申候間、申事なく候、ひた一申候も、うらかたにさしあて候て、きねん尤のよし申候間、そのころへ候へ

く候、あきの守とのうらかたも、其方へまいり候へく候、これもゆたんなくきねん申候やうにと、くハしく申度候、よろつ又々、かしく、

(ハリ紙)
〔寛永八年六月廿七日ノ御書〕

六月

廿七日

ゑと

より

(墨引)

いわ

むもし

まいる

いゑ久

(本文書ハ「旧記雑録後編五」五四二号文書ト同一文書ナルベシ)

21 島津家久書状

返く女はう衆へこゝろへ申度候、く、かしく、

此文たん正とのへしんし候、このほとたひくのふをいたし候、はなをわたし候事候、上さまよりも御ゆるしにておかしくこそ候へ、くたり候ハ、のふをもよほし候へく候、たんもしもゆたん有ましく候、たうくなと一つもまいり不申候間、こゝにてこしらへ申候事候、大ミやう衆ののふもいつれも見申候、あまりかハリたる事も御

入候ハす候、やかてくたり候て申候へく候、又々、かしく、

(寛永十一年カ)
八月廿四日

より

たん正との

むもし

まいる

いゑ久

(封紙ウハ書)

(墨引)

たん正との

むもし

まいる

いゑ久

(本文書ハ「旧記雑録後編四」一四五二号文書ト同一文書ナルベシ)

22 島津家久書状

返くやかて人して可申候、く、かしく、

あきの守とのより、よすかのまゝとりむかい候、其後ハ其元のたうらいも御入候ハす候、此方一しほしつかに御入候事候、下向の時分もやかてたるへく候、はやたうねんもほとなく候、さためてしろへもおりく見まいたる

へく候、又たんもしへもこゝろへ申度候、おふくろへも

同前申度候、よろつ又々、かしく、

(寛永十年)

十月十四日

(島津家久)
中納言

たん正との
むもし

まいる

いゑ久

(封紙ウハ書)

より

たん正との
むもし

まいる

いゑ久

(本文書へ「旧記録録後編五」六五三号文書ト同一文書ナルベシ)

23 島津家久書状

返くたんもしへもよく申度候、かへる事候ハ、
やかて可申候、く、かしく、

おこりこゝちいてあひ候とて、わざとさうく人を御の
ほせ、まんそく申候、はさらきねんりうくわんさやうの
しるしにて、はやくをち申候て、まんそく申候、さて

うへさま御きしよくあしく、此十六日より御わつらいに

て候、けふまでもしかくと御さ候へす候、日に二とつゝ
とうしやうにて、御見まい御入候事候、我ハしかくくな

候まゝ、さつせうさし出候事候、なにともしうしうし
かり申はかりにて、御いとまの事ハさてをき、としをこ

し可申ゆふい申候事候、まつ此人くたし申候、又々申候
へく候、かしく、

十月廿四日

より

たん正との
むもし

まいる

いゑ久

(封紙縮書)

返くたん正とのせんとひこへ使に御入候つる、一
たんしあハせよく御さ候よし、ひやうふにいたり越
中守との被仰候、一しほふうひにて候間、いよく
御たしなミ尤候よし申へく候、かしく、

(ハリ紙)
「寛永十年十月廿四日の御書、家久様瘧病御見舞ニ進上
仕候時之御書、御上包肥後へ御使ニ参候時之御褒美書有」

(封紙ウハ書)

たん正との
むもし
まいる
いゑ久

(本文書へ「旧記雑録後編五」六五四号文書ト同一文書ナルベシ)

24 島津家久書状

返くきくもし其方へおりく参候らんと思ひ候、
おふくろへもこゝろへ候て申度候、たん正とのへあ
ふきしんし候、よくこゝろへ候へく候、又々、かし
く、

そのうちハ久しく申さず候、此使ゆふの事候てつかハし
候まゝ、一ふて申候、こゝ元何たるかハる事なく候、其
方いつれもふしのよし、しうちやく申候、春もやかてた
るへく候まゝ、くたり可申候、ほと有ましく候、花の時
分にて候する間、おもしろく思ひ候へく候、此小袖然
くなく候へ共、をくり申候、よろつ又々、かしく、

(寛永七年)
十一月三日

(島津家久)
中納言

たん正との
むもし
まいる
いゑ久

(封紙端書)

猶くたん正とのへもこゝろへ候て申度候、かりに
のほりたくこそ候へ、く、かしく、

(封紙ウハ書)

たん正との
むもし
まいる
いゑ久

(本文書へ「旧記雑録後編五」三三七号文書ト同一文書ナルベシ)

25 島津家久書状

返くはやくたりもやかてにて候、まつ参候てなく
さミ可申候、たん正とのへもふくろへも、御こゝろ
へ候へく候、く、かしく、

あきの守とのより、使くたり候まゝとりむかい候、新さ
うむすめとも、さそさひしく候らんと、なかき夜なか
き日なかのたひ、これのミあんし、いよく老のあかつ
きくらしかたく、ねやのひまさへつれなかりけりにて候、
やかてくたり申候て、心ものひ可申とおもひ候に、又かゝ

るすがたとのミあんしたるはかり也、きくもしさためて

この比は其方へまいる候へんと思ひ候、いよ／＼たのミ
可申候、ことの葉にあまりかきつくし不申候、いとけな

きもの共、さそとあんし申候、又々、かしく、

三月七日

(寛永八年)

(島津家久)
中納言

たん正との

むもし

まいる

い多久

(本文書ハ「旧記雑録後編五」三六〇号文書ト同一文書ナルベシ)

26 島津家久書状

猶／＼いもし事、さい／＼見まいのよしたのもしく

こそ思ひ候、女はう衆いつれもしんらう申候よし申

度候、／＼、かしく、

わざと一筆とりむかい候、いまたこゝちも然／＼と御さ
候ハぬよし、無心元候まゝ、此使にて申候、よきおりふ
し、ひた一・けんきう此方にて候間、すなハちぎねんの
事、たのミ申候、けんきう申され候も、ちのみちにて候、
さしたる事ハなきよし申事にて候、正月あしき月にて候

つる、うち過候てめてたく候よし候、はや／＼となをし

申候へは又あしき事御入候間、りやうはうをかねてきね
ん申候よし候、おりふしいまはきやうたいのうちにて候

間、かいふんきねん申候まゝ、此まふりくたし申候、や

かていよ／＼よく御さ候するよし申され候、ものゝさハ
りこゝろのよし候へとも無其儀候、たゞ／＼ちのみちに

てこゝろもちあしく御さ候よし申され候、くすりハきゝ

かね可申よし候、とかくきねんにて又くすりもきゝ可申

候、あまり／＼無心元まゝわざと申されは、又三郎・又

十郎・あちこの守このたちしゆりやう申候、此ついたち

にさたまり候てめて度候、さためて御いとま出候すると

思ひ候、さう／＼これより申度候つるおりふしにて候、

めてたくやかてくたりのちうしん申候へく候、たんもし・

おふくろに此よし可申候、いそきのまゝ、又々、めて度

／＼、かしく、

(寛永八年)

三月廿八日

ゑと

より

(墨引)

い
わ
むもし
まいる
いゑ久

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」三六七号文書ト同一文書ナルベシ)

27 島津家久書状

返く／＼やかてまいり候て可申候、おふくろ・たんも
しへ申度候、又々、かしく、

此ほとはいかゝと思ひ候つるに、やかてゆを御かゝり候
するとのよし、いつ比にて候や、うけ給度候、こん日の
やうきかまほしく思ひ候へく候、五日まで隙入候間、六
日にハまいり候て可申候、さためてこのほとゆわひに
御ふるまいたるへく候間、さゝをのミ可申候、又々、か
しく、

(寛永八年
三日)

むもし
まいる
いゑ久
より

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」七六一号文書ト同一文書ナルベシ)

28 島津家久書状

一 ちちうけ給候事すこしもくるしかるましく候、心や

すく思ひ候へく候、たんもしへもうへさま御こゝちよく
候よし申度候、く、かしく、

たん正との
むもし
まいる
いゑ久

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」三五九号文書ト同一文書ナルベシ、尚コノ文書ハ「島津家久書状」ノ封紙ナラン)

〇二 日置島津家文書(卷子)

1 家康様以来御厚恩之条々

(家康様)
以来於嶋津家御厚恩之條々

大闇之御時、於京都家中之唐人醫師三官与申者、大闇
之御事を誂り文ニ書候之由執沙汰候て、既五山之衆及
批判六ヶ敷候之処、家康様御助言共候而、事能為相
濟之由、古來之者共申候事、

一 先年高麗江被差渡人数刻、肥前之内名護屋へ龍伯罷越

候時分、家康様別而為被仰合候「候、然者」由候之事「候、然者」

一 右同名護屋へ軍衆相集時分、當家中梅北宮内左衛門与

(國兼)

申者、不思儀之一揆を企、肥後之内佐敷邊放火仕ニ付
而及御沙汰時節、龍伯儀者留守にて候つる間存問敷由
家康様御取成之故、彼徒黨を為致誅伐迄にて國家無事
ニ相濟候事、

一 龍伯_レ高麗へ可致渡海之旨、以御朱印被仰下刻も、兵_義
庫頭_弘・又一郎罷渡上者、龍伯儀者極老にて候間、可被
差免之旨 家康様以御助言為罷留之由候事、

一 於伏見龍伯屋敷へ 家康様被成御光臨、種々御懇之事、

「付」

一 右同兵庫頭所へも御礼之事、

一 別而當家古風ニ候而、龍伯在京之内不如意付致借銀候
之處、從 家康様『為御合力』黄金三百枚為御合力致拜
返濟為仕候由之事

領、利息之儀ハ銀主可差免候間、可致返弁被 仰出、

其ことく相濟候事、

一 於高麗兵庫頭・又八郎少々相働候之由達 貴聞、兵庫
頭へ御腰物拜領、又八郎へ御腰物拜領、加之被任少將
御知行御加増之事、

一家老伊集院右衛門大夫入道幸侃雖為譜代之者、内々叛
逆之心依頭然、『中納言家久未』又八郎忠恒『ニ而在之時』、

慶長四年三月九日於伏見手討果候、因茲伊集院郎等共
立騒候折節、同日從 家康様伊那圖書頭殿為御使、人_{令成}

數共入候ハ、早速可被差遣之旨被仰聞候、然者家來之
者トハ乍申、大閤之御朱印之者にて候間、從龍伯・兵
庫頭方も幸侃重罪之旨致披露候而之上可處斬罪候処ニ、
忠恒短慮之殺害、依有其懼、高雄へ一節令逼塞候処、
彼方へも節々 御使を被下、偏 家康様御助言迄にて

無程本復仕候と存候、剩罷歸候時、京北野迄伊那圖書
頭殿ニ馬乘衆數十騎被相添被差下同道仕候而罷歸候、

誠忝儀難述筆舌次第候、左様ニ御座候而御暇被下同年
歸國仕候事、

一 右幸侃子源次郎_{忠其}『居城』日向之國之内居城取構庄内都之

城、其外城數十二閉籠候ニ付而、同年六月廿二日_{上旬}より
圍彼地取詰候処ニ達 貴聞、至遠國為御見廻山口勘兵_{直丞}
衛殿を被差下、加之矢之根貳千・御帷子百・縮百端致
拜領、若人数入候者早速御人数可被差遣之旨被 仰下

候事、

一 右之城翌年三月十四日迄令籠城之内、重々 家康様御

懇意迄^(正成)候、殊寺澤志摩守殿被指遣御後見、且又及兩

度山口勘兵衛殿被差下、依御嘍源次郎身躰も其節者助

命、三月十四日降参仕候、此時之御懇意も難申盡次第

候事、

一 祖父兵庫頭義弘、慶長五年在伏見之折節、不慮之兵亂

出來、城^{「可相籠之由申候へ共、島井彦右衛門殿無合点放」}相籠儀難成候^{「而子細共難黙止」}、西國衆次^{「西國衆次」}

関ヶ原へ致出陳、於戰場漸遁身命歸國仕、上方之儀を

恐候而一兩年逼塞之躰^{「躰」}罷在候、龍伯・又八郎事者右

兵亂之時節在國候^{「時節」}付而、上方之様子をも不存儀候、

不混兵庫頭於 御免許者致上洛度内存之旨以使者申上

候之處、兵庫頭於伏見之根本不及了簡之段々委敷被

聞召通、薩摩・大隅・諸縣一郡如先規被宛行之旨、本

多佐渡守殿・山口勘兵衛殿以^{「(正成) 神紙」}神文被仰聞候条、其翌年

又八郎致上洛於伏見 御目見得仕、拜領之品々別帑^{「帑」}

在之、難有仕合^{「仕合」}而當家安堵仕候之事、

一 兵庫頭重 上意、去住所、一兩年之間嶋へ^{「(後嶋) 流」}「後嶋」流

申逼塞仕候處、帰宅之儀被^{「儀被」}仰下候、雖然先一節大隅

國之傍平松与申所へ罷在候処^{「(以後)」}、猶^{「猶」}御免許之上在所

加治木へ緩々^{「緩々」}与住宅仕、剩老後之病中^{「(職則)」}も至遠國 上

使を被差下、死去之後も為御弔花房五郎左衛門殿被差

下、ケ様^{「ケ様」}兵庫頭迄被指捨 御遺恨儀、 御厚恩不淺

難伸筆紙次第^{「筆紙」}候事、

一 忠恒^{「忠恒」}御氏御字被下、剩度^{「剩度」}官位昇進、中^{「中」}も被任

宰相候儀者、未被任中將之間、宰相成之儀者難成次第

候之處、元和三年 御上洛之刻、七月十七日 秀忠様

御直^{「御直」}被任宰相之旨被 仰出、從其以來被任從三位中

納言、於當家^{「(家久) 忠恒」}程官位昇進之儀先祖以來無之、偏

御厚恩之事、

一 琉球國依背舊規、慶長十四年伺 上意、差渡人教候之

処^{「処」}、早速平均之由從彼嶋任注進、其段申上候之處、

則彼國致拜領之旨、從 家康様同年七月七日之 御内

書被成下候事、

一 遠國之故、大坂兩度之御陳^{「御陳」}家久遲参、誠殘多存候處、

却而於伏見参着仕候旨未申上内、以上使御馬拜領難有

仕合ニ候つる事、

一 代々御普請御免之事、

一家久病中ニ被差下御薬師度々御懇、相果候而も 上使

被下数々忝様子之事、

一 薩摩守儀、光之 御宇御氏被下、大隅相果候へハ早速

國之儀致拜領、剩継目之御礼申上候処ニ、家來之者共

迄被召出、 御直ニ御懇之 御誕之旨前代未聞之仕合、

難有儀共難謝次第ニ候事、

右者、寛永十八年自 御公儀御家之御系圖文書可有御覽

由被仰出候ニ付而、以川上因州被持上候御進上候処ニ、

太田備中守殿 御前にて道春被為見、御當代ニ御厚恩之

儀可書載由被 仰出候旨、伊勢兵少家物等見せ候へとも

左様之記録無之、松平隠岐守様へも被聞召上、阿蘇主殿

助を以被仰遣、九月廿日ニ爰元へ申來候へ共、御古來之

御衆然々御覺も無之、勿論御記録も無之故、吾等手前ニ

廿六歳ニ而御家老役被 仰付候時分、 中納言様御物語

之儀共、又ハ伊勢兵少物語、其外渋谷次郎左衛門入道・

相良日向入道・祖父杵山権左衛門入道、或別府信濃守と

の物語、或年書集置候を以御代々御右筆之八木丹後家ニ

在之御案文帳之内よりも書技、御當家之 御厚恩之儀書

置候、ケ様を以ケ様之儀共ニ而も候へん哉、 公儀へ於

被 仰上ハ、文牒も御直候而可目出由下野守殿へ相尋候

へハ、皆々前々古來之者共物語申候へ共、不書付置候処

ニ念之入たる儀を仕候、早々可懸 御自由、野州任差圖、

若輩乍不似合内證ニて懸 御目候処ニ、近來御重寶成儀

を仕候由、野村大学助を以被、 仰下、野州民少其外古來

之衆取集り吟味之上ニ而、我等文章之内被潤色、江戸へ

被遣候、就其為後年今度之一卷御記録ニ被留置候、御厚

恩之条々ハ彈正手前より書出由被書留候、偏ニ 黃門様

御近所ニ為被召仕故也、為後證如件、

寛永十八年十月 彈正大弼

(本文書ハ島津家文書(日置文書)一五号文書ノ草案ナリ)

○三 日置島津家文書(卷子)

1 島津久通・久慶連署覚

覚

一口宣之本進覽之候事

一ふるき年号入申ニ付而本進覽之候事

一起請文并誓帛之事

一ふるきかきものゝ事

一家康様 御誓帛之写

兩度使者祝着候、然者薩摩・大隅・諸縣之儀、此間被

相抱候分相違有間敷候、少将事其方跡被讓事候間、不

可有別儀候、兵庫頭儀者龍伯ニ無等閑候間、異議有間

敷候、日本國大小神祇別而八幡大菩薩毛頭不可表裏者

也、

(慶長七年)

卯月十一日

(徳川家康)

内大臣

(島津義久)

龍伯

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一六一五号文書ト同一文書ナルベシ)

右本書之事

一杉原ニ書たる御状大き成御判有書候事、付朱印候事、

一引合ニ書たる状之事、付朱印之事、

右於有之ハ書写可給候、

已上、

(寛永十八年)
巳九月廿三日

(島津久慶)
彈正
(島津久通)
圖書頭

郡本

大和守殿
御妹様

新造

谷山

役人中

2 島津久慶書状案

数百里之波濤無事御來朝、今日早々雖承及、拙者儀羸病之極勞、世上ニも不相構、徒送月日候得ハ、乍存寄延引、背本懷候、栖老たる草菴可被成尊駕事義必々可為御無用候、可遂尊顔ありさまにて無御座候、今度者琉國王孫之御談合ニ付、儀灣御同心之様ニ風説必定ニ候哉、御心底奉察候、至貴國以鷹書申入候キ、途中行違可申かと存候、各様御愁傷之折節一入船中之御窮屈、乍去今晚よりハ緩々可被成御休息と奉存候、恐惶不備、

(寛永廿一年)
四月五日

(島津)
久慶(花押)

3 島津久慶書状

於陽春之御慶ハ重畳申納候、仍一色吉田へ申遣候へハ参候、誠ニ不珣候へとも令進献候、恐惶謹言、

正月十六日

(島津)
久慶(花押)

4 島津久慶頼娃久国追悼和歌草案

走出給ハす

誠に襟襖の内よりの交友なれば、われ□□の國にまかりけるに、久國(頼娃)古郷のつくしに□□ひ久國都へのほり給へるに、我つくしに帰り一とせや二とせたかひにこの世の中にありなから、西やひかしと齟齬して、たにもうらめしかりける中□□しをことし寛永廿一曆齡のほともよそちにして、文月廿六日にいつくの風のさそひゆきけるやらん、世をはやうし給へればななき別となりぬ、我たよりの杖をもとりあへすなから、おもひ出にけり、ある

經に諸法眞實相を觀察す、不生亦不滅、不常復不斷、不一亦不異、不來亦不去、如是、一心中方便、勤て莊嚴せよと書たりければ、諸法實相の字を白頭にならへ、蟻腰のつくかざることはなからも、微心無底菴主の尊靈前にと切なる心のうちをあらハし、みしかき筆うすき紙に書付待るのミ、

しのふれと人めの関もしのはれす

あはれむかしそかなしかりける

夜るとなくひるともわかつて友なへる

人にわかれし秋の夕暮

ほのかにも見し夜の夢もなき跡の

むなしき床に秋風そ吹

うハの空にいつのほとにか成ぬらん

きのふけふまでありし世の人

しら雲の八重立すゑやかたみなる

つくくとのミなかめられけり

露のまもあはぬはおしき人の中の

ななきわかれとなりにけるかな

さきたゝぬわか悔なからなき人を

うらミしことそいまはくやしき

(真書)
「久慶」

うつせミのもぬけし跡の松のうゑ

暁月にすミのほるかな

5 歌切

九月十三夜

沙門寛因

こよひみる月の哀を花ならば

遅桜とやいふへかりける

同

右衛門尉藤原忠通

長月は名のミ也けり詠れハ

こよひの月そやかて更行

同

大学助源元綱

今宵こそ忘れ(起)起念の月ならめ

又めぐりこむ秋の空まで

6 島津久慶島津義弘追悼和歌

(養弘)

松齡自貞大菴主身まかり給ひて二十五年にもめぐり侍れ

ハ、御芳慮のあさからさりける事のミ、きのふやけふの

心ちして、にけなくもミたの名号を句の上にならへて三

十一文字をつらね、尊靈前に手向奉ものならし、

弾正大弼久慶

なけきつる袖もかハかす昨日過

今日とくらしついにしいにしへ

紫の雲ちをわけて飛雁に

むなしき空のありかとハ、や

有明の月の行ゑを思やれハ

にし吹風もなつかしきかな

みにしめてしたハさらめやはたとせに

みとせ送るあとの哀を

たそかれに見し俤ハ昔にて

尾花か上に露そ乱るゝ

ふりにたる松に小松の種そへて

幾十かへりの蘘をかそへむ

寛永二十曆

七月廿一日

○ 四 日置島津家文書(卷子)

1 島津忠次常書状

御くすりあげ申候、いつものことく御せんし参り候へく、以上、

ひさしく御たよりうけ給へらす候、何そめつらか成物も候ハねども、しゝすこしもたせあげ候、次ニハさうせつ申候、ひこのしろを御うけとり候へと御あたりあるへきと申散し候へども、いまたくすぐには御さうなく候て御かくしにて候、いつれくめてたき御ことにて候と申ことに候、かへる御こと候ハ、又申あげ候ハん、めてたくく、恐惶謹言、

霜月廿八日

下総守

(島津常久)
忠次



湯之尾

誰にても

申給候へ

2 島津忠次常書状

これよりのつかひにこまくと申あくへく候、以上、日をゑらび何かととりまきれ申、いまた人しても申あけす候折ふし、御ふみくだされいたゞきはいけん申候、せんと御こしののち、そのゐ中の山のすくよかならぬ御すまひ、すみわひおほしめさるよし、御ことハりにてこそ候へ、廿五日にとおほせのまゝに、めこともめしうつしいわひ申候、又御うつりの御ことも明行としハこなたがたあしくと承候、としも立候ハぬうちニこゝほとへおハし、かたゞがへの御もよほし、めてたくそんし候、かならずく十二月ニハくろぎより御むかひさしあげ候ハん、御こゝろやすくおほし候すること先に申あげ候、かさねてく穴賢、

十月卅日

下総守

(島津常久)
忠次(花押)

(墨引)

誰にても

申給候へ

しもふきの守

3 島津常久書状

猶申候、愚輩事も有方ヨリ注進候て、去年迄はたし
なミ申候、當年廿六ニ罷成候てより、こゝろ安くふ
せり申候、御油断有ましく候、何とハと存候、一笑
々々、

遙ニ不懸御目、御床敷存候、依此鷹久ニ飼置申候、御禁
断中ハ有方へ隠置躰ニ候、頃ハ御用ニも罷立候之間、
不及是非進入仕候、惣別夏中ニハ不入物と見得來り候、
乍去麦鶉迄ハ御仕可被成候、拙子事ハ旧冬之比ヨリ鷹無
すぎニ罷成候、又取渡し共存候者、一圓ニ無之候、装そ
く・足かハ等見苦し共、中々無申計と乍我存知候、於
其元可然様ニ被成可目出候、如御存知之愚持申候たかハ、
おきゑニ参りかたきと見え申候、ふしん千万に存候へ共、
不及力存候、又城へ御棲可被成候由承候、井下遠く候間、
干天之中ニ御覚悟可目出候、猶弥可得御意候、恐々謹言、

(慶長十七年)

正月末八日

伊勢弥九郎殿

御宿所

又吉

(島津常久)
常久(花押)

4 島津常久書状

従 家久様尊書拜領候、外聞實儀忝奉存候、殊更上方
御仕合能、如駿河 御下向之通、一段千秋萬歳之至ニ奉
存候、此許も一入御無為之様子共ニ候、可易 御意候、
次平太郎左衛門尉之儀被 仰聞候、誠ニ不慮之儀共ニ候、
其以後世上隠密に種々申散し候之由承候、山たちなど之
類ニ而ハ有間敷候由申様ニ傳承候、是又無心元出合ニ候、
其場も罷通見申候、弓杖四つ々の内にて候と見え申候、
程近く候条、可罷成了簡も無之躰ニ候驚奉存候、於 御
下國者一寸ち 御糺明をも可被仰付候、其時分ニハ何分
ニ可有御座候之哉、當時ハ世上も可相知様ニハ不承傳候、
此由可然可被 上聞候、猶可申上候、恐々謹言、

下総守

(慶長十五年)
仲秋拾五日

伊勢兵部少輔殿

(島津)
常久(花押)

5 島津常久書状

昨日以御使紫原へ今天可為 尊遊、然者供奉之由被仰堅

候、咳氣故氣力不分明候へとも、發汗之為可罷出かと洵
底ニ萌申候、恐惶謹言、

九月廿二 (島津) 常久(花押)

6 島津忠次常久書狀

其後ハ不申通候、仍去正月下之辺火亘之時、為立願 御
諏訪へ一千度參詣之儀心中ニ申候、妙ニ消滅候間成就願
入候、一度ニハ可為御無用候、隙之折々ニ幾日ニ成共ト
存候、又此孔方一千進入焉、恐々謹言、

小春卅日 (島津常久) 忠次(花押)

7 島津常久書狀案

重而今五郎兵殿へも書狀遣し候御届、

其以來長々在大坂被成之處、不存幸便無音のミに罷過、
多日之懇似相忘者慮外不淺候、何共下向之刻可申承候、
拙子も 御城へ被召移罷居候計候、次ニは此茶つほ代銀
六十七八匁之事、加阿ミへ頼申度内存候處、追をくれ申
候之間、求便船貴所迄書狀指上候、御入魂頼存候、宇治

も程遠候条、御才覚候ハ、重而西牟田可承候、佳夏、
恐々謹言、

日付

8 島津常久書狀案

猶も拙子も日州へ行を當り申候、近日ニハ罷歸まし
く候かと存候、重而以上、

自覺嶋之御狀兩通持せ申候、一通ハ愚拙自分之様ニ見來
候へとも、普請場別ニ有之間如此候、自其許未相調候哉、
到拙者御狀到來迷惑候、能々御肝煎頼存候、兼又内田坊
之口事之儀、早々と相済可目出度候条、乍辛勞御狀之人
衆早々參上尤ニ存候由可被理候、定而一夜之滞留たるへ
く候哉と存候、猶恐々謹言、

十月十二日 下総守
(島津) 常久

伊集院
嚙衆御中

9 島津常久書状案

當病又他行之衆相揃ハレ候する迄ハ遅々候する、為
其心得候、

去拾三日到来之書状令披見候、僮者最前糺明之衆、或當
病、一人ハ他行之由候哉、就夫殘之人衆斟酌尤ニ候、併
最前之糺明衆ハ、初ノ口柄の相替處を可被聞迄之御用に
て候ハんまゝ、縦一人にても相濟儀ニて候する、殊更兩
人ハ此上有ましく候、

10 島津常久書状案

其後ハ不申承候、仍此比も令參上、各ニも内々可申談候
之處、先延引之躰ニ候、三日中ニ加治木へ可致伺候之間、
萬期其刻候、御出船以來順風靜ニ候而大慶之至、皆以
御同意ニ候、猶可得貴意候、恐々恐々恐々謹言、

11 島津常久書状案

自鹿兒嶋到來候間、持せ令進入候、南蠻宗之儀ハ別而當
御家中も御禁法にて御座候、万一鹿方へ其通道ヨリ被落

通候ハ、其許緩ニ可罷成儀一段咲止ニ存候条、能々被
入御念可然存候、惣別其許之町ヲ社旅人ハ罷通儀ニ候、
其隠ハ有ましく候、被追返候て可然候、猶重而恐々謹言、

12 島津常久書状案

昨日ハ入御候へども然々不申候、昨朝之ふミニ書物とり
かへし申候、心にくきとの承事ニて候、あの書物ハ惣別
我らか船ニ仕候て、きくもしへ一時成ともはやくとく心
せさせ申候て、兵法の手前あかり候ハん事うれしかるへ
きと存る俣ニ仕候へども、今少ちかひ候と覚え申候条、
さて取よせ申候、いなるをふしんニ御かけ候、又此五六
夜ハ海山ふしんヲ存候、我ら手前ニハ毛頭も疎略ハなく
候ニそんし候ハ、只人があしき世上ニて候まゝ、もしく
又申候、兩戸ハ十夜かきりハあけ置候ハん、それすき候
ハ、いつハ明て置候へとうけ給り候て心得可申候、そな
たよりそと御しらせ有へし、又申候、身ノ程をぞんじ可
申候、若ハ我らニ知音ハいかゝとおほし候ハん刻ハ、文
參らせたらん、次ニその書物をやきて捨候と一筆御かき

候へ、左候ハ、なくくもそんなし留り可申哉、何とも御面にてこそ候、是ハ雨天ノなくさミニ書申候、恐々謹言、

13 島津常久書状案

此度ハ拾日餘致 御供、種々辱奉存候、尤鹿兒嶋へ参上可仕候處、自河辺奉任 上意、残多存候、此中之通為可申上、貴老迄如此候上へ、御次之刻可預御取合候、猶恐々謹言、

とねり殿

14 島津常久書状案

其後ハ不申上候、此中ハ南方方々 御狩之御供仕、夜前罷帰候、其 御邊無□□^(為)ニ御坐候哉、為可承撤愚簡候、宜預御披露候、猶恐々謹言、

けんへもんとの

□□れも等はいより
すこし下手たるへし

15 島津常久書状案

夜前者遂参扣、得實意者、多時已忘帰路、若無東上之事、争歩小草径哉、每矚^(矚カ)欲得貴面、而遠山秋来白露霑裳、且又城門深鎖、依是自遠于公門而已、流轉豈料乎、予今不意臂於塵世入於山中、寂寞涼風、孤枕空橫、公有閒暇夕憐問後無他、火中く、復々不宣、

16 島津常久書状

朝之かすミ

あさまたき^(小應)こすのひまより見ハたせは

かすミそ春のしるし成ける

如此ハいかゝ候するや、

三月廿四日

(端裏)

(墨引) 相良珠翠老

参

(島津) 常久

17 島津忠次常書狀

蚩意蓬門裏、忽聊容四明之客、心中只伴雲烟清午睡如朽木也矣、昨幸承得貴翁之談笑、再見開老之春、猶能令予興起怠用禿毫者、何故湘江暮雨其聲同予百拜々々、

五月八日

(島津常久)
忠(花押)

18 島津常久覺書

不慮己身盡寫心中之情、傳人乞情人、終年不承焉、嗚呼莫嗟莫歎、生來一樹之陰、人齡纔五六十年、奚愁奚願求耶心緒若不得斷、以力而絕啖噉安哉矣夫、

矣初更山吐月清光不下留少須無求無恨、百戰百勝不如一忍、忍是賢也、求是愚也、潤亭當夜延伸於兩脚而云、今歲移家棲瑯山、少上迹無問意閑々、窓前戶外一心閑、少人莫聽尾生約、不信信而撫世間、

19 島津常久覺書

一我ら生れ付生とく目はなふとく候、うちミにハさありさうニ見かけありくと候する、心ハ一向うつ候、

歎敷事、

一しくりかたハ生とく望ニも存せず候、されとも當世ハ金銀までにて候、才覚之披官望に候事、

一兵具衆のうつけ候てハいかノ事、

一城ニうつされ何へん不如、深々敷候へとも、涙ヲ忍ひ

御奉公候事、

右之旨ハ、親もたずの身上にて、人ヨリなぶり嘲けらるへきこと無念ニして書付候、うきせいの下総ハ、中々物の用ニも立ましなから、かんきんにとおもひ候、人のましハリニハ又此事ヲ忘るゝ事、よハ者のくせなり、たといはらをつかるともわかふんハそだてへし、一代ハいきぬ物なれば、さのミニ人ノ御きけんとるへきにもあらず、平慮不可不致致、

○五 日置島津家文書(卷子)

1 飛鳥井雅繼雅繼書狀

(封紙ウハ書)

嶋津左衛門督殿

雅繼

雖未申付候、好便之条令啓候、仍親にて候者俄所勞仕候

て、去八月七日ニ相果候、別而御知音申候處、如此為躰

令迷惑候、不相替於御入魂者可為本望候、將亦乍輕微扇

子五本進之候、誠表祝儀計、於道之義相應之御用候者可

被仰上候、不可疎意存候、恐々謹言、

(天正六年) 九月三日 (飛鳥井雅庸) 雅繼

嶋津左衛門督殿

(本文書ノ主文ハ「旧記雜錄後編」一九二九号文書トホボ同文ナリ)

2 飛鳥井雅繼雅庸書狀

(封紙ウハ書)

嶋津左衛門督殿

雅繼

追而令申候、扇子二本進之候、哥ハ梶井門跡御筆に

て候、御音信迄候、

從愛岩使者被差下之由候間令啓候、仍今度於日州表被碎

御手御存分被仰付候、由、京都風聞其隠無之候、誠々寄特

難短毫尽存候、尤使者差下可申候、乍心緒信長殿御手遣

付、切々御在洛候故、取紛不及是非候、於爰元相似之御

用候者可被仰上候、不可有疎意候、猶志水入道可申候、

恐々謹言、

(天正七年) 六月十八日

嶋津左衛門督殿

3 飛鳥井雅敦書狀

(封紙ウハ書)

嶋津左衛門尉

追而乍輕微五明五本聖門跡被染御筆候間進之候、表

音信計候、猶期後便入候間令省略候、

去年以來者不得使風、不申通背本意存候、仍伊集院在洛

付而齋門弟契約候、細々參會之次、御上左申候キ、貴國

靜謐之旨、其聞不少候、何様不圖可令下向候間、其刻千

諸万端可頼入候、自然於洛陽似相之儀、不可有疎意候、

恐々謹言、

(天正六年) 六月廿八日

(飛鳥井) 雅敦

嶋津左衛門尉殿(歳久)

4 進藤長治書状

(封紙ウハ書)

嶋津左衛門佐殿

人々御中

進藤左衛門大夫

長治

猶々外題之儀、即去年下可申之処、好便無之故延引候つる、宗蓮下向慥之儀ニ候条令進之候、御祝着之通、御門跡へ御一札可被参候哉、猶宗蓮へ申入候、以上、

好便之条令啓上候、仍去年者御在京之刻、種々御懇之儀過分至極候、御滞留中如何様ニも奉公可申之処、菟角罷過無沙汰候つる段令迷惑候、去年度々如申入候、大夫殿へ御次ニ者御取合奉頼候、御家門ニも御下國之儀ニ候間、諸事御馳走之段可為御祝着候、随而内々被仰置候外題、御門跡へ申入候處、即被染御筆被進之候、猶從拙者相心得可申入旨候、恐惶謹言、

(天正四年)
五月十九日

嶋津左衛門佐殿(歳久)
人々御中

(進藤)
長治(花押)

5 伊勢貞知書状

猶々御煩之處へ仰も如何なから、今明日之間ニ御越待被思召候、此旨義久へも被仰理事候、此等之趣、從拙者能々可申越候由候間、如此候、

態以飛脚申候、御上洛之儀被成御急候ニ付、來五日ニ大方被相定候、就其御用之儀も候間、御参候様ニと從義久も被仰越候處、御煩之由候、無御心元被思召候、少御談合あり度事候間、被押候て御参候へ、待被思召候、御上洛之儀無余日間、今明日中ニ御越肝要候、承候へハ御瘧氣之由候、きとくなる灸又薬なども御座候間、於御越者御談合可申候、猶期面不能詳候、恐々謹言、
(伊勢)
貞知(花押)
(天正三年)
六月朔日

(墨引)

伊勢因幡守

嶋津左衛門佐殿

御宿所

貞知

6 伊勢貞知書狀

(封紙ウハ書)

(墨引)

伊勢因幡守

鳴津左衛門佐殿

御返報

貞知

尚々不忘思召、御書音恐悅至極候、於京都相應之儀被仰上候、与風又可罷下候間、万事可奉頼候、大守へも連々可預御取成候、又奈良風呂二ツ被成御約束候、則被仰調候間、近日堺之津迄可被差越之由可申旨候、

預御狀本望存候、御書中之旨則令披露候、誠去年者被成御下向候処、別而御馳走御祝着候、海上無吳儀、去二月廿七日御京着候、信長一段御馳走候条可御心安候、次聖門様之御狀・巻物一段則進上申候、只今被成 御書候、將亦煙入之次第之事蒙仰候、大方相調下申候、以面如申候、自然御不審之題目候へ、以御一書可承候、不可存疎意候、先々被寄思召、銀子五兩被懸御意候、誠々御懇狀難申謝候、従是五明五本餘之少之儀候へ共、遠路難成

候条御志之色迄候、就中於其元御取料之事大守へ被仰出候キ、此刻被成御馳走候様ニと申下候間、可然之様頼被

思召候由候、就其兩三人へ以書狀申候、御届所仰候、猶

期後音不能詳候、恐々謹言、

(天正五年) 八月朔日

(伊勢) 貞知 (花押)

鳴津左衛門佐殿

御返報

7 小笠原宗賢書狀

芳札趣具拜見申候、先度伊集院殿上洛時、御狀殊沈香送給候、令祝着候、就中去年早々依御下向、犬・笠懸儀其外被尋殘段御無念由察申候、向後御執心次第不可有疎意候、次許事委秀存坊可被申候、恐々謹言、

(天正五年) 六月七日

(小笠原) 宗賢 (花押)

鳴津左衛門尉殿

御返報

8 小笠原宗賢書狀

(封紙ウハ書)

小笠原備前入道

嶋津左衛門尉殿

御返報

宗賢

先度伊集院右金吾上洛之時、御状具拜見申候、誠去年者遂面拜本望候、然共早々御下御残多存候、路次無事ニ御下着珍重、沈香如御状送給候、尤令祝着候、伊右儀承候間随分入魂申候、定而委可有演說候、就中薰衣香十袋進之候、左右之至憚入候、向後御用之儀、以一書承候者、不可有疎意候、猶期後音候、恐々謹言、

(天正五年) 六月十九日 宗賢(小笠原)(花押)

嶋津左衛門尉殿

御返報

9 市川經好書状

(封紙ウハ書)

市川伊豆守

嶋津左衛門督殿

人々御中

經好

又御上略之砌(卷)、從路次沈香式兩・織物老端被懸御意

候、御懇志之至候矣、

就御下向之儀、態預御使者候、過當千万候、殊御馬老正被懸御意候、忝候、尤至御旅所可參申之處、早御通之由候条無其儀候、御残多存計候、次御太刀一振・刀一腰信國進獻、誠表御祝儀計候、猶御使者へ申候、恐惶謹言、
(天正四年) 菊月十一日 經好(市川)
嶋津左衛門督殿 人々御中

10 星野鎮胤書状

(封紙ウハ書)

星野中務太輔

嶋津左衛門督殿

參御報

鎮胤

如御札其以後者依遠方申隔候、誠所存之外候、仍至同名左馬大夫鷹之儀被成御所望候、兼約之儘、御使者江渡進之候之条、於我等大慶候、殊鉄放之合葉三斤被懸御意候、

御丁寧忝候、隨而準一蓮進覽候、猶御使僧可被相達候条
令省略候、恐々謹言、

拾月廿三日

嶋津左衛門督殿

参御報

(星野)
鎮胤



11 竹鼻宗竹書状

就伯柔之儀、御意之趣承候、尤存候、其上以一書御懇望
之通相傳申候、向後別義有間敷候、為其一筆令啓上候、
恐惶謹言、

八月十八日

嶋津左衛門督殿

参
人々御中

竹鼻入道

宗竹(花押)

嶋津左衛門尉殿

人々御中

有金

鞍馬寺本堂為御修理勸進、使僧差下令申候、仍御本尊御
尊像并御札・扇子等拍令進献候、表祝義計候、弥御武運
長久御子孫繁昌之御祈念、朝暮奉抽精誠候、猶委曲養雲
坊可申上候、恐惶謹言、

(天正六年)

六月廿三日

嶋津左衛門尉殿

人々御中

有金(花押)

13 愛宕山長床坊祐圓書状

(封紙ウハ書)

嶋津左衛門太輔殿

まいる御宿所

祐圓

愛宕山長床坊

12 鞍馬寺妙法坊有金書状

(封紙ウハ書)

鞍馬寺

妙法坊

猶々御初尾三百疋給候、寔御懇信儀候、目出珍重候、
能々御祈念申候事、

態令啓候、仍御祈禱札并御本尊像進覽之候、御頂戴肝要候、早々可申入処聊依故障儀、于今菟角遅引至慮之外候、雖然於精誠儀者不存疎意候、弥以御敬心御入魂可然様御指南尤可屬御神意候、委曲使僧可申述候、恐惶謹言、

正月六日

祐圓(花押)

嶋津左衛門太輔殿

まいる御宿所

14 愛宕山長床坊祐圓書状

(封紙ウハ書)

嶋津左衛門太輔殿

御宿所

愛宕山長床坊

祐圓

態令啓候、仍御祈禱札并御本尊像進覽之候、御頂戴尤專一候、尚以於精誠儀者長日聊不可存疎意候、就中最前者御懇報本望候、弥御入魂肝要候、御祈念儀、幾久可申承儀所希候、委曲使僧可申入候、恐惶謹言、

九月六日

祐圓(花押)

嶋津左衛門太輔殿

まいる御宿所

15 愛宕山勝地院祐圓書状

(封紙ウハ書)

嶋津左衛門尉殿

御尊報

愛宕山勝地院

祐圓

(墨引)

芳翰拜見仕候、如尊意、先日者適々御參詣之處平尔躰口惜存候、何様御在洛中重而御登山奉待候、随而於京都武者繪屏風御所望處、不相調由無御心元存候、到此方も少存知仁候間、自是相尋候而重而可申入候、恐惶謹言、

(天正三年)

八月十四日

祐圓(花押)

嶋津左衛門尉殿

尊報

○ 六 日置島津家文書(卷子)

1 本門光圓書狀

薩摩守殿為御見廻以使札申候、早々可申入候之處、手前故障之儀候て令延引候、其許可然之様憑申候、随而乍左少肩衣袴五具参せ候、誠書音之驗迄候、委曲八木将監可申述候、恐々謹言、

本門

霜月廿日

光圓(花押)

鳴津彈正殿(久應)

2 進藤長定書狀

桜御所為御意申入候、焼酒壺一・琉球漬鮎一壺進上、御祝着被思召候、委曲玄養隆患可被申達候、恐惶謹言、

進藤筑後守

三月十九日

鳴津彈正殿(久應)



3 進藤長定書狀

以上

貴札令拜見候、旧冬從 桜御所次郎右衛門を以被仰遣候、土器・御菓鍋二箱、内五ッ入・同式ッ入、合七ッ進上候、御念入候段御感之御事候、委曲次郎右衛門方より可被申候間不能詳候、恐惶謹言、

進藤筑後守

卯月廿六日

長定(花押)

鳴津彈正殿(久應)

貴報

4 進藤長定書狀

以上

今度

桜御所江為進上醬油壺一・つのまた海苔一折、二郎右衛門則持参被申令披露候、別而御満足之御事候、每度御心入之段 御感不浅之間、能自拙子可申達之旨 御意ニ御座候、将又御手前御所勞過半御快驗之由、是又珍重ニ被思召之旨ニ御座候、尚又二郎右衛門より可被申候間、不

能具候、恐惶謹言、

進藤筑後守

六月十九日

長定(花押)

嶋津彈正様

まゐる

5 進藤長滋書状

返々從薩摩守殿琉球酒進上候而被成御満足候、可然様被仰達候者、可為御祝着候、

御状之趣遂披露候、御短冊忝思召之旨具被聞召候、仍琉球之つゝのまた海苔一箱進上、珍物近比御祝着之旨候、先以御氣色當時如何候哉、無御心許被思召候、目出度御本復候而、御上洛待思召候、恐惶謹言、

進藤修理大夫

長滋



十二月廿一日
嶋津彈正様
御報

6 永田性白書状

其後者久絶書音、疎遠之様ニ被思召候処ニ、幸便在之旨玄養法眼被致言上候付、令啓上候、其地御所勞弥御快氣之旨大悦之至ニ候、此御焼物一箱御調合被遊候間、慰ニと 思食送被進候、當地 両御所御機嫌之事ニ候、相應之御用も可被仰上候、猶玄養より可被仰入候間、不能多筆候、恐惶謹言、

永田性白

五月朔日

(花押)

嶋津彈正殿

7 芳春院宗朝書状

芳翰披閱珍感不少、仍 中納言殿尊号之義、任來意相調候処、御慰之御禮却及汗顔、殊袷三一種兩樽被贈下候、御懇志不浅存候、謝悃縷々、期面謁、恐惶謹言、

芳春院

(寛永十七年)
九月十三日

宗朝(花押)

嶋津彈正太弼殿

御報

8 紹杲書狀

小切紙可被成御覽候、

醫門之玄養就上洛、芳墨并琉球酒壺、芳惠難謝存候、
御手前二三年御所勞、此節被得少驗氣之由大慶ニ存候、
不及申候得共弥御養性可被成候、別栴之表玄養口上承候、
同者其佩可然候、愚子義再三辭退申候へ共、貴殿御心中
之通玄養達而被申候条、可應其意候、御生國者定而可為
薩摩候、氏者如何候哉、承度候、次ニ御望之字候者可被
仰登候、恐惶謹言、

六月十八日

紹杲（花押）

鳴津彈正殿
（久慶）
御報

9 佐鋪王子朝益書狀

來廿日四ツ時分、御茶進上申度存候、何ぞ珍敷儀雖無之
候、於御光駕者萬々可忝候、尤令祇候、此等之趣可申上

処、乍聊尔奉□候、恐惶謹言、

九月十八日

朝益



（封紙ウハ書）

佐鋪王子

（墨引） 鳴津彈正大弼樣

人々御中

朝益

10 久米具志川王子朝重書狀

猶以申上候、去年□金武王子父子□候処、
御前御仕合所殘無御座候、其上 公方様江御目見得
御座候由、外聞實儀不輕奉存候、以上、

當春之御慶賀千祥萬福、猶以不可有際限候、尔來遠方之
故、絶御音問非本懷候、然者御加判役被遊候之旨珍重々
目出度奉存候、仍雖不玆候、官香五囊・焼酒一壺致進上
之候、誠補書信計候、猶期來慶之時候、誠惶敬白、

久米具志川王子

(寛永十一年)
正月六日

嶋津弾正大弼様
(久慶)

人々御中

朝重



○七 日置島津家文書(卷子)

1 島津忠興書状

以上

一書令啓候、仍罷上候已後者以書状も不申入、無音本外之至候、随而此地相替儀無御座候、就中(光久)又三郎様・又(久)十郎様御息災被成御座候、然者諸白両樽・御着三種令進(直)献候、誠御祝儀計候、猶追而可得御意候間、不能詳候、恐惶謹言、

右馬頭
(島津) 忠興(花押)

正月廿八日
(島津久慶) 又五郎様
人々御中

2 島津忠興書状

猶以責様より給候駒も玆敷足取ニ而御座候間、随分乘立可申候、定而御秘藏にて可有御座候処ニ、別而忝存候、以上、

一書令啓達候、仍先日者伺公仕候處ニ、種々御馳走、誠以忝奉存候、殊見事成御馬共被下候、随分秘藏仕事ニ御座候、御次而之刻 御前可然様ニ被仰上候而可被下候、随而昨日從江戸為罷下者御座候、弥御静謐ニ御座候由申候、頃者御氣色いかゞ御座候哉、承度存候、先日も申候様ニ(家久)黄門様永々之御煩之事御座候間、御家中衆何も被入御情を候へてハと式部殿も被仰候間、弥其御心得專一(北郷久直)候、何も追付御礼ニ以使可申上候間、其節萬端可得御意候、恐惶謹言、

右馬頭
(島津) 忠興(花押)

二月十日
(島津久慶) 弾正大弼様
人々御中

3 島津忠興書狀

猶以爰元御年寄衆より板倉周防殿までけきやうの儀
申参候由承候、定而頓而可被差下と存候、左様(候ハ、)

御次而之刻可然様ニ御取合頼存候、以上、

一書令啓候、仍(拙)者事去廿五日ニ此御地へ参着仕候、然
者(家ハ)黃門様御腫物、又腫出為申由承候、此方より千万無

心元存事ニ候、併此頃者可為御快氣と存候、

公方様御煩も于今すきくと御快氣無御座候、就其諸大

名 御目見得も無之候、御遊山ニ折之被為(マ、)成候由申候

間、定而頓而 御目見得可有御座と存候、替儀御座候者

追而可申入候、恐惶謹言、

右馬頭

(島津) 忠興 (花押)

卯月三日

(島津久慶)
彈正大弼様

人々御中

4 島津忠興書狀

以上

一書令啓達候、仍而 中納言様今日四ツ時分ニ都於郡へ(家ハ)

被成御着候、昨日者少御羈乱氣御座候而(名實)なぬきへ被遊御

一宿候、今日者一段御氣色能御座候間、可御心易候、今

晩者爰元へ御留可被成由御意にて御座候間、忝奉存候、

然者拙者事仕合能御暇被下、一兩日以前下着仕候、早々

可申入と存候へ共、 中納言様御着前取籠申、延引仕候、

猶重而可得御意候間、不能詳候、恐惶謹言、

右馬頭

(島津) 忠興 (花押)

(寛永八年)
六月十六日

(島津久慶)
彈正大弼様

人々御中

(本文書ハ、旧記雜錄後編五、四〇四号文書ト同一文書ナルベシ)

5 島津忠興書狀

以上

一筆令啓達候、仍其以來者不得御意、無首心外之至ニ候、

然ハ、(家ハ)中納言様御仕合能御暇出、早々御帰國被成、目出

度奉存候、随而貴殿御年寄中へ御加之由承及候、誠以珍

重存候、早々右之旨可申入之処ニ、拙者母煩申候付御暇

申上、江戸へ罷下候故遅々仕候、母事頃者快氣仕候間、

頓而可罷下候条、其節萬端可得御意候、恐惶謹言、

右馬頭

(寛永十一年)

忠興(花押)

八月八日

彈正大弼様

人々御中

6 島津忠興書状

猶以定式候へ共、鴨五令進入候、誠書音之驗迄ニ候、
其以來者以使札も不得御意、無音心外之至候、然者 中
(家久)納言様御仕合能被遊、御帰國目出存候、拙者所へも御
立寄被成、別而大慶存事ニ候、左様之御札をも致伺公申
上度候へ共、近日罷上候故先々捧使札候、乍次而貴様へ
も申入候、何も明年其表へ可罷越候時分、遂面上萬端可
得御意候、恐惶謹言、

右馬頭

(寛永三年)

忠興(花押)

十月廿四日

又五郎様

人々御中

(本文書へ旧記雜録後編五)六三号文書ト同一文書ナルベシ)

7 島津忠興書状

猶以 (家久)黄門様より福山野之駒式ッ被下候、不浅忝仕
合ニ御座候、御次而之刻能々御札被 仰上候而可被
下候、次者三齋為御養生急度御上候由ニ候哉、被入
御念、其段被仰聞過分至極ニ存候、若新敷儀共御座
候時分可被仰知候、自是も可申入候、以上、
被入御念御懇書、殊爰許珍敷檣柑一籠被懸御意、何より
以忝存候、随分賞翫可仕候、然者 黄門様御煩ニ付、近
日久志本式部殿被為下候由承候、御業なと参候ハ、急
度御快氣可被成と拙者も目出度令存候、将又庄内あね為
御見舞其御地へ被致伺公候哉、被入御念左様之通被仰聞
忝存候、萬事無調法可有御坐候間、被添御心可被下候、
(旁カ)芳々阿蘇主殿助殿へ申達候条、不能詳候、恐惶謹言、

右馬頭

(寛永十三年)

忠興(花押)

十一月四日

彈正大弼様

御報

8 島津忠興書狀

以上

(家久) 中納言様へ歳暮之御祝可申上候間一書令啓達候、永々被成御在江戸候処、今年者於其御地被成御越年候、(出脱之) 目度存候、各御満足察存候、猶明春何も貴面之時、諸吉可申承候、恐惶謹言、

右馬頭

(島津) 忠興 (花押)

(寛永十一年) 十二月十八日

(島津久慶) 弾正大弼様

人々御中

9 島津忠興書狀

猶以當分然々之馬をも持不申候、定御手前ニハ能駒共御座候ハんと存候、爰元馬工老馬共數々御座候へとも、すぐれの馬も無御座由申候、何も頓而罷下、萬事可得御意候、

改年之為御祝儀御使札、殊御太刀一腰・御馬代銀一枚被掛御意別而忝存候、此表弥無相替儀候、就中(家久) 中納言様御父子一段御無事ニ御座候間、可御心易候、猶追而可得

御意候間、不能詳候、恐惶謹言、

右馬頭

(島津) 忠興 (花押)

(寛永十一年) 卯月七日

(島津久慶) 弾正大弼様

御報

10 島津忠興書狀

猶以(家久) 中納言様(光久) 薩州様弥御息災ニ御座被成候間、

目出存候、以上、

一筆令啓候、其以來者以書状も不申入、無音心外之至ニ候、然ハ昨日廿一日ニ被仰出共御座候、此内者為役儀にて候ハん哉と存候處ニ御重書ニハ玆數儀も無之候、御直ニ御養子之儀諸大名へ被仰聞候、委者下野殿・兵部(島津久元) (伊勢貞昌) 殿より可被仰下与存候、尚期後音之時候間、不能一二候、恐惶謹言、

右馬頭

(島津) 忠興 (花押)

(寛永十一年) 六月廿三日

(島津久慶) 弾正大弼様

人々御中

11 島津忠興書狀

以上

一書令啓上候、仍昨日者爰元以之外大風吹申候、ケ様成
なか／＼敷風ハ覚不申候、其御地いか／＼御座候哉、為可
承用飛札候、御次而之刻、可然様ニ御取合憑存候、當年
ハ殊外日てり申、下々迷惑仕候處ニ又風吹申、何共笑止
千萬之儀ニ御座候、猶期後音之時候間、不能詳候、恐惶
謹言、

右馬頭

(島津) 忠興(花押)

(寛永十一年)

八月十二日

(島津久慶)

彈正大弼様

人々御中

12 島津忠興書狀

猶以遠路思召寄忝存候、以上、

歳暮之為御祝言預御飛札忝令存候、如仰當年者爰元ニ而
致越年、ゆる／＼と休息仕事ニ御座候、尚明春諸吉可得
御意候、恐惶謹言、

右馬頭

(寛永十一年)
十二月廿九日

(島津) 忠興(花押)

(島津久慶)
彈正大弼様
御報

13 島津忠興書狀

尚々鵜目三百疋御祝儀計ニ候、以上、

改年之御慶重疊幸甚々々、仍 中納言様(家久)今月十三日ニ者
御地被成御立、加治木少々御逗留被遊、直ニ可被成御上
洛之旨被仰越候、定而其許御とりこみたるへきと存事ニ
候、拙者事も十五日過候ハ、爰許可罷立覚悟ニ御座候、
随而旧冬者預御状忝存候、薩州様被成御抱瘡候へ共、一
段御輕御座候由目出度奉存候、定而此比者すき／＼と可
為御本腹と存事ニ候、尚永日中諸吉可得御意候、恐惶謹
言、

右馬頭

(島津) 忠興(花押)

(寛永十二年)

正月五日

(島津久慶)

彈正大弼様

人々御中

14 島津忠興書狀

猶以先年福山の、母駄申請野馬仕立申候処ニ、山犬
つき申候而、過半くい申候、若當年また御とらせ被

成候者申請度存候、野州へも右之旨申入候、なり申
事ニ御座候者御才覚頼存候、以上、

一筆申入候、仍我等事昨日十一日ニ大坂へ着船仕候、此
比者 (家久) 黃門様御氣色いか、被成御座候哉、承度存候、弥
御快氣たるへきと存事ニ候、御次而之刻者能様ニ御取合

頼存候、然者昨日於大坂曾我又左衛門尉殿へ參候へハ、
江戸より夜前 御誕生御坐候由申來候、 御姫様ニ而御
座候由被仰候、只今我等屋敷よりも其段申參候、 公方
様御不例も大形御快氣 被遊候、併為 御養生、于今お
もてへハ不被為 成候由承候、何も從江戸可申入候間、
不能詳候、恐惶謹言、

右馬頭

(島津) 忠興 (花押)

(寛永十四年)
閏三月十二日

(島津久慶)
彈正大弼様
人々御中

15 島津忠興書狀

猶以定式ニ候へ共、鴨五つ令進入候、誠御音信之驗
迄ニ候、以上、

一書令啓候、仍先日者從 (家久) 黃門様阿蘇主殿殿為御使被下、
誠以忝仕合御座候、左様成御礼為可申上捧使札候、然者

久志本式部殿被為着候間、御葉なと被參候者、 黃門様
御煩急度可被成御快氣奉存候、猶期後音之時候間、不能
詳候、恐惶謹言、

右馬頭

(島津) 忠興 (花押)

(寛永十三年)
十一月十日

(島津久慶)
彈正大弼様
人々御中

16 島津忠興書狀

猶以北郷式部殿今日此御地へ御着被成候、為御心得
申入候、以上、

歳暮之御祝儀目出度申納候、仍此御地相替儀無御座候、
中納言様 (光心) 薩州様弥御無事ニ被成御座候、去廿日ニ上之
御屋敷へ被成御移候、是又目出度与申事ニ候、随而きり

したん御改之様子、委留守居之者所へ早々被仰越候由申
越候、誠被入御念之段過分至極存候、何も明春可得御意
之間、不能一二候、恐惶謹言、

(寛永十二年)

極月廿四日

(島津久慶)

弾正大弼様

人々御中

右馬頭

(島津)

忠興(花押)

17 島津忠興書状

猶以思召寄御使忝存候、以上、

改年之為御祝言態御使札忝令存候、殊せかれ万壽へ御太
刀一腰・御馬代銀子二枚、拙者へ琉球焼酒壺一ツ、被懸
御意誠以御懇志之至過分至極ニ存候、如仰打續上洛仕候
付、其御地へも罷越候故、久々不能面上、御床敷存候、
何も口上ニ申合候間、不能詳候、恐惶謹言、

右馬頭

(島津)

忠興(花押)

(寛永十二年)

正月十六日

(島津久慶)

弾正大弼様

御報

18 島津忠次久書状

従是久々以書状も不得御意、御物遠ニ罷過候処ニ貴札忝
存候、御煩于今御同篇御座候由無御心元存候、當御地御
静謐ニ御座候、就中 薩州様御屋敷一段御無事御座候間、
御心安可被思召候、我々事弥息災罷在候、母も御傳書別
而忝奉存候由被申候、猶期後音之節候、恐惶謹言、

十月十五日

嶋津^(久慶)弾正大弼様

御報

嶋津萬壽

(久雄) 忠次



19 島津久雄書状

猶々繪圖之儀ニ付別而御懇志之由、留守居之者共よ
り申越候、忝存候、弥萬事之儀頼存候、以上、

其後者久々以書状も不得御意、御物遠ニ御座候、先以
^(光久)薩州様一段御無事ニ被成御座候由承、目出度奉存候、御
當地御静謐、就中御屋敷何も御無事ニ御座候、可御心安
候、為差儀も無御座候へ共、 薩州様へ飛脚進上仕候間、

乍次而如此御座候、猶期後音之節候、恐惶謹言、

鳴津萬壽

九月廿四日

久雄 (花押)

鳴津彈正大弼様

人々御中

20 島津久雄書状

當年之為御祝儀御使札并御樽代被懸御意忝存候、如仰

慶猶更不可有際限候、御當地弥御靜謐ニ御座候、就中

薩州様 又三郎様御息災ニ被成御座候、其元御無為ニ御

座候由目出度存候、猶御使者へ申達候、恐惶謹言、

鳴津右馬頭

卯月三日

久雄 (花押)

鳴津彈正様

御報

○ 八 日置島津家文書 (卷子)

1 酒井忠勝書状

(封紙ウハ書)

(墨引) 鳴津彈正様

まいる

酒讀岐守

今日薩摩守殿御仕合能繼目之御礼被仰上、就中各も御

前へ被召出、種々御懇之 上意之趣、御満足察入存候、

仍為御祝儀与御太刀一腰・御馬代銀子沓枚御持参、忝存

候、何茂重而期面談之節候、恐々謹言、

(寛永十五年) 五月十三日

(酒井) 忠勝 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」一三〇四号文書ト同一文書ナルベシ)

2 土井利勝書状

先刻者御出、殊御太刀一腰・袷十・御馬代銀十兩御持□、

□以珍重存候、猶期會面之節候、恐々謹言、

卯月廿六日

利勝 (花押)

(封紙ウハ書)

土井大炊頭

(墨引) 鳴津彈正少殿

利勝

3 土井利勝書状

猶以同名遠江煩致本復候義御満足之旨承、別而忝存候、以上、

御書中披見本望存候、隨而御手前御所勞未然与無御座由

無御心元候、不及申候得共、能く御養生簡要存候、然者

薩摩守殿先月中旬御國を可被成御立旨、御左右御座候由

蒙仰得其意尤存候、次炮一折十被懸御意候、寔御懇志之

段忝存候、恐く謹言、

(寛永十五年) 卯月六日

利勝(花押)

土井大炊頭

(墨引)

嶋津彈正殿

御宿所

利勝

4 土井利勝書状

已上

爰許御立之刻者、泉齋所迄御書中披見玆重存候、如仰今

度者折く申承本望存候、將又諸白兩樽・白鳥一羽給候、

誠御懇慮之段別而忝存候、永く御逗留候へ共、御手前御

所勞、其上私も何角不得隙候而存程不申承候、恐く謹言、

土大炊頭

(寛永十五年) 六月廿八日

嶋津彈正殿

利勝(花押)

(本文書へ、旧記雜錄後編五、一三二、二号文書、同一文書ナルベシ)

5 板倉重宗書状

以上

為御音信琉球布式卷送給候、御心付忝存候、然者今度於

江戸薩摩守殿繼目之御礼相濟、無残所御仕合各御満足察

入、何様追而可申述候間不能詳候、恐く謹言、

板倉周防守

(寛永十五年) 七月廿日

嶋津彈正殿

重宗(花押)

人々御中

(本文書へ、旧記雜錄後編五、一三二、四号文書、同一文書ナルベシ)

6 細川忠興書狀

此等式輕微ニ候へ共、拾三ツ進入候、以上、

先度之後者何角取紛無音仕候、御煩も玄琢葉にて被得御

驗氣候由、珍重存候、薩摩守殿此地へ被成御出候由候条、

萬御陰明御養性も緩々と可在之と存候、為御見廻令申候、

恐々謹言、

(寛永十四年)
四月廿九日

(細川忠興)
宗立 (青印)

(端裏ウハ書)

三齋

(墨引) 嶋弾正様
御宿所

宗立

7 細川忠興書狀

眼然々と無御座ニ付用印判候、非慮外候、以上、

為改年之御祝儀、同名河内所迄御状御念入満足仕候、如

仰御慶申納候、江戸替儀無之由一兩日以前申來候、若珍

敷儀も候へ、必可申進候、但私ハ世上ニ忤不申、逼塞之

儀ニ御座候条、遅り可承付候間、可有其御心得候、在所

ニ罷在候へ共、久敷以書状も不申入、無音之様ニ可被思

召と存候、其段江戸ニ而伊勢兵部殿へ直談ニ申入候、卒

度も疎意存わけにてハ無御座候へ共、差事無御座ニハ以

書状も申入間敷候間、内々可有其御心得候、書中火中、

恐々謹言、

(寛永十五年)
正月廿日

(細川忠興)
三齋

宗立 (ローマ字印・青印)

嶋津弾正殿
御宿所

8 細川忠興書狀

以上

從大隅殿重而預御使札ニ付、同名河内所迄之御状一覽満

足仕候、大主より色々預御音信候、過分之由被仰入可被

下候、私儀此比又少煩申ニ付、罷上事延引仕候、如何様

頓而打立可申と存候、猶河内可申入候、恐々謹言、

(細川忠興)
三齋

七月廿二日

(島津久盛)
嶋弾正様

御宿所

宗立〇(ローマ字印・青印)

9 細川忠興書状

大隅殿より此前ちいさき瓢箪被下候つる、于今私秘
藏にて候、此中へ入申山椒、此方ニ無御座候、其地
ニ御座候ちいさき山椒所望ニ存候間、御肝煎候而少
可被下候、頼存候、已上、

先度從大隅守殿預御音問満足仕候、御喉氣御煩ニ付江戸
(家久)
へ典葉衆之儀被仰遣由、能之儀と無心元存候、使者ハ
御六ヶ敷可在之と態以飛札申入候、此比之御様躰具ニ被
仰越候者可致満足候、先書ニも如申入、久々御在江戸御
氣之困ニても可有御座候哉、又ハ御帰國路次之海陸御下
着候而も御國廻などニて不被成御覚、御風を被引、御ひ
へ被成候故かと存候、其上久敷御積ニて御せき被成候つ
る上ニ、御ひへ被成候わけたるへきと推量仕候、不及申
御喉之御痛ハ大事之儀候間、御養性無御油断様ニ能々可
被仰入候、私自筆ニ申入度候へ共、左候者若又そなたよ

りも御筆を被染候而ハ何よりの御病中御とくニて候を、
我等能覚申候間無其儀候、此由も可被仰入候、恐々謹言、

(細川盛興)
三齋

宗立〇(ローマ字印・青印)

九月廿二日

(島津久盛)
嶋弾正様

御宿所

(寛永十四年)
(本文書ハ「旧記雑録後編五」一〇九二号文書ト同一文書ナルベシ)

10 細川光貞尚書状

薩摩守殿へ以使者申入候間令啓候、仍御太刀一腰・馬代
黄金拾兩并帷五之内単物二進之候、國本へ罷越付祝候而
如此候、恐々謹言、

(細川光尚)
細肥後

光貞(花押)

(寛永十五年)
七月八日

嶋津彈正殿

御宿所

11 細川光尚書状

猶々貴殿之儀久々所勞之由承候、如何候之哉、無心

元候、已上、

一筆令啓候、近日從江戸御左右在之候、兩上様弥御機嫌能被成御座、其外別条無之由申來候之間、可御心安候、將又薩摩守殿御無亵之由、江戸より切之便可^(光久)在之与存候、次御留守無何事各無事候哉、為承度如斯候、仍鉄炮ニ而打せ候間、鷹一進之候、聊書中之驗迄候、恐之謹言、

細肥後

九月廿七日

光尚(花押)

嶋津彈正殿
御宿所

12 鍋島勝茂書状

以上

雖未申通候令啓達候、仍中納言殿旧冬より御煩氣ニ被成御座候由承、無御心元存候、此中努之不承付候て早之書状も御見舞不申入、本意之外ニ御座候、今程御氣色如何被成御座候哉、此段為可申展使者致進入候条、可然様ニ御取成所仰候、隨而貴殿へ御太刀一腰・馬一疋并越前綿五十把・南部酒一荷・塩鴈廿令進入候、誠書中之印迄

ニ候、何も此者可申伸候間不克具候、恐之謹言、

鍋嶋信濃守

寛永十四年
卯月廿五日

勝茂(花押)

嶋津彈正殿
御宿所

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」一〇四五号文書ト同一文書ナルベシ)

13 松平定行書状

態令啓候、然者此比中納言殿御口中氣ニ御座候而、御胸痛、御食も然之共不能成候由承候、一段無御心元存候、我等儀江戸へ致下向ニ付而、豆州三嶋ニ而御氣色之儀承驚、以使者申入候、早速清之と御快氣被成候哉、承度存候、委細者此者ニ口上申含候、恐之謹言、

松隱岐守

寛永十三年
十月十一日

定行(花押)

嶋津彈正殿
御宿所

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」九四七号文書ト同一文書ナルベシ)

14 松平定行書状

猶之為御祝儀御自分へ帷子五之内単物二令進之候、

以上、

一書令啓候、然者去十三日薩摩守殿繼目之御礼無相違被

仰上、御前御仕合殘所も無之候由承、目出度存候、各

御満足察入候、随而為御祝儀以使者申入候条、薩摩守殿

可然様ニ御心得奉頼候、猶此者口上申合候、恐之謹言、

松隈岐守

定行(花押)

(寛永十五年) 六月十日

嶋津彈正殿

御宿所

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一三二〇号文書ト同一文書ナルベシ)

15 松平定綱書状

以上

昨日者預御使喜悅之至候、殊琉球布一卷送給候、時分柄

別而令賞用候、我等事、昨日仕合無殘處御暇被下候、今

日薩摩守殿へ御暇乞ニ可參候間、其節以面上可申達候、

恐之謹言、

松平越中守

五月八日

嶋津彈正殿

16 松平定綱書状

以上

以上

今日罷立候間令啓達候、薩摩守殿御繼目無相違被仰出、

目出度御事無申計候、各御大慶不可過之候、定而近日御

礼可被仰上と察存候、弥御吉左右待入存候、委細高橋前

右衛門尉可申達候、恐之謹言、

松平越中守

定綱(花押)

(寛永十五年) 五月十日

嶋津彈正殿

17 松平定綱書状

以上

一筆申達候、薩摩守殿御繼目之御礼被仰上候旨、目出度

御事不可過之候、各御大慶察存候、然者為御祝儀以使者
申達候、可預御心得候、委細奥平左忠口上ニ申含候、恐
之謹言、

松平越中守

定綱（花押）

（寛永十五年）
五月廿二日

（久慶）
嶋津彈正殿

御宿所

候、自然相替儀も於在之者可預御知せ候、猶期後首
候、恐之謹言、

松河内守

定頼（花押）

六月廿一日

（久慶）
嶋津彈正殿

御宿所

（本文書ハ「旧記雜錄後編五」一三〇七号文書ト同一文書ナルベシ）

18 松平定頼書状

任幸便一筆令啓候、先以於江戸薩摩守殿一段御堅固ニ御
在府之由被仰聞候間、可御心安候、其元御留守中諸事御
苦勞共察入候、併最早近ニ薩摩守殿御暇被為遣、可為御
帰國与存事ニ候、御手前御病氣未清ニ共無之由、無御
心元候、不及申候へ共、折角御養生尤ニ候、然者今度長
崎表之御用、同名隱岐守ニ就被 仰付候、拙者儀も御訴
詔申上、秋中迄者在所ニ有之候、内ニ其表之様躰承度存
候處ニ被入御念、竹内久右衛門方迄具ニ被仰聞得其意存

19 松平定頼書状

態令啓達候、然者嶋津野州御後室俄ニ中風差發、去月十
七日ニ死去被成候由承驚入存候、折節薩摩守殿御留守之
儀ニ候間、別而可為御苦勞与察入存候、委曲使者口上ニ
申含候、恐之謹言、

松河内守

定頼（花押）

（慶安二年）
九月二日

（久慶）
嶋津彈正殿

御宿所

20 松平定行室あふち書状

かへすく越中守事、いとけなき時より日夜我身そ

はにてそたてまいらせ候へは、一しほふひんニ存候
 ゆへ、何くれとよく候とてあんし候事、筆のかきり
 ニあらず候、くわいふんあしく候はんやうに、へつ
 してそもしをたのミまいらせ候、かやうのとおりは
 やくくと申たく思ひまいらせ候へとも、使などにて
 申候事をいかしく候て、ためらい候へとも、あま
 りねんつかいニ思ひまいらせ候はん事ながら、あく
 ひつにて申候、やかて火中く、むつかしく候はん
 まゝかへり事ハ入ましく候、

いまた文にても不申候へ共、一筆とりむかひまいらせ候、
 しかれば世上きりしたん御はつときひしく御さ候よしう
 け給候、さ候へは越中守うちの事御そんしのことく、ま
 へに御さた共御さ候て一せつりへつ申され候つれ共、ま
 たもとのことくかへし下され候よし仰られ候て、いまに
 かくこ申され候事にてハ候へとも、いかゝとねんつかい
 にて候、越中守事もつねくなをさりの人にて候、こと
 さらふんへつもたかい候はん人にて候間、何事もくこ
 うき方へ申承へき事なとも申おくれ候事のミニ候はん(公)

そんし候間、そもしをたのミ入候、御せんかた御とりあ
 わせ、こうきなどの出あいにつけてよきやうニ心をそへ
 候て給へく候、下野守もるすにて候、つしよの守もいら
 れ候へとも、となたよりも大かたにもや候はんと存候、
 さやうニ候へは、誰とも申あわせへき方も御さ候ハす候
 まゝ、何事もく御ようしやなく越中へも仰候て給候す
 る事、そんしたのミいりまいらせ候、誠きりしたん御は
 つとハ一天下きひしく御さ候よしうけ給候、そのうへそ
 もし一人ニてきかせられ候事にもなくまゝ、被成にく
 き事のミニ御入候はん事すもし申候へとも、我身もそも
 しなれてハ誰やの人をたのむへき方もなく候まゝ、かや
 うニ申まいらせ候、つねくもそもしねん比に仰候よし
 うけ給候、こゝろニハまんくうれしきながら御れいさ
 へ不申候、いよく御めつけ候て給候する事、はんした
 のミいりまいらせ候、めてかしく、

より

(ハリ紙)
 「松平隨岐守定行御簾中也」

(島津久慶)

たんしやう殿

まいる

(島津家久兼女)

あふち

○ 九 日置島津家文書（卷子）

1 有馬康純書狀

一筆令啓上候、先以薩摩守殿別而御無事ニ御座被成候間
可御心安候、然者長崎黒船就着岸御心遣之段令察候、隨
而拙者家來之者共へ折々被入御念被仰聞候通申越、令承
知忝存候、相替儀於有之者、留守居之者共へ被仰知候ハ、
弥可忝候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

有馬左衛門佐

八月朔日

康純



嶋津彈正様（久慶）

川上因幡守様（久國）

北郷佐渡守様（久加）
人々御中

2 松平定頼書狀

琉球大嶋之内へ両度破損寄船、先是趣年寄共方迄詳ニ御
書付被指越令披見候、御念入之段得其意候、別条も有之
間敷様子ニ相聞申候、恐々謹言、

松河内守

三月十七日

定頼（花押）

嶋津彈正殿（久慶）

北郷佐渡守様（久加）

山田民部少輔殿（有榮）

3 細川忠利書狀

尚々久志本殿へ以書狀申入候間、御届候而可給候、
以上、

態申入候、其後大隅守殿御氣色如何候哉、承度候、御煩
之様子從各可示預候、此菊池苔海茸當國之物ニて候間、
令進入候、可預御心得候、必々大隅殿より御状など不被
下様ニと存候条、各可有其御心得候、次先日ハ肥後息出
來付御使者被下候、御病中ニ被懸御心、別過分存候、是
又御心得頼申候、尚期後音候、恐々謹言、

細越中

（寛永十三年）
十二月三日

忠利（花押）

嶋津彈正殿（久慶）

嶋津下野守殿（久元）
御宿所

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」九六五号文書ト同一文書ナルベシ)

4 秋月種隣種書書狀

以上

尊書并卷物一箱三卷被送下候、殊更嶋津彈正殿(久慶)為御使愚宿へ御越、誠ニ被入御念忝奉存候、先以御養生氣御本復之由、玆重千萬奉存候、拙者儀も与風御暇被下、在所へ罷下候間、萬從在所可申上候、恐惶謹言、

秋月長門守

(種書)
種隣



霜月十五日

(島津家久)
松平中納言様

尊報

5 有馬直純書狀

猶々在所世倅藏人へ御使者被下候由忝奉存候、已

上、

嶋津彈正(久慶)大弼殿便宜之尊書、殊御小袖五ツ被懸貴意、誠

遠路被思召出不浅忝次第書中ニ不得申上候、将亦御氣色

弥能御座被為成候哉、承度奉存候、就中薩摩守様別而御(光久)

無亘ニ御座候、早々貴報可申上候へ共、彈正殿掃宅之節

と存、其儀無御座候、餘及延引候之条如此ニ御座候、猶

重而可奉得貴意候、恐惶謹言、

有馬左衛門佐

直純

(寛永十四年)
十二月廿八日

(島津家久)
松平大隅守様

尊報

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」一一五九号文書ト同一文書ナルベシ)

6 伊東祐久書狀

嶋津彈正殿(久慶)為御使被罷越候之處、貴札殊更卷物衣箱被懸

御意候、寔被思召出別而忝奉存候、御氣色少御快氣之由

目出度存上候、拙者と風御暇被下罷上候、在所より可奉

得貴意候、恐惶謹言、

伊東大和守

祐久

(ハリ紙)
寛永十四年
霜月十六日

(島津家久)
松平大隅守様

貴報



7 細川光利光尚書狀

八月廿四日之貴札致拜見候、殊沈香三斤被懸御意忝奉存候、先以御氣色夏之比より少能様ニ被成御覺之由、以於何目出度存候、爰許 上様御氣嫌弥能被成御座候、乍去御目見者未無御座候、薩摩守殿一段御無事御座候、節々以書狀可申入儀ニ御座候へ共、御病中之砌、御報茂御六敷可有御座与存、無其儀御座候、随而越中守方より以使者申入候、御禮被仰聞、餘御慙慙之儀共御座候、猶御使者彈正大弼方可被申候、恐惶謹言、

〔ハハリ紙〕

細川肥後守

寛永十四年

光利光尚（花押）

十月十七日
（島津家久）
松平大隅守様
貴報

〔本文書ハ「旧記雜錄後編五」一〇九五号文書ト同一文書ナルベシ〕

1 有馬直純書狀

改年之御慶珍重々々、不可有際限候、為此等之御祝儀中納言様家久へ以使者申上候、御引廻頼入候、将又御手前ニも御祝儀迄ニ太刀一腰・馬代銀一枚令進入候、誠表御祝儀迄ニ候、恐々謹言、

有左衛門佐

正月二日

直純（花押）

嶋津彈正様
（久慶）
御宿所

2 有馬直純書狀

猶々御氣相駢無之由無御心元存候、折角御養生肝要ニ候、以上、

為改年之吉慶御使札殊御太刀一腰・馬代銀一枚被掛御意、別而忝存候、猶永日中諸吉重疊可申賀候、恐惶謹言、

有馬左衛門佐

正月廿五日

直純（花押）

嶋津彈正忠殿^(久慶)
御報

3 有馬直純書狀

一書令啓達候、仍中納言^(家久)様御仕合能御帰國、目出度奉存候、為御祝儀以使者申上候、可然様ニ御執成頼入候、將又貴様へ御太刀一腰并馬代銀三枚令進入候、誠書中之印迄ニ御座候、猶同名丹波守口上ニ申含候、恐惶謹言、

有馬左衛門佐

(寛永八年)
七月十日

直純(花押)

嶋津彈正忠殿^(久慶)
御宿所

(本文書ハ「旧記雜録後編五」四〇五号文書ト同一文書ナルベシ)

4 有馬直純書狀

一筆令啓上候、仍今度大隅守^(家久)様御仕合能御下國、目出度存候、為御祝儀以使札申上候、其元於御取成者可忝候、將亦御手前へも為御祝儀御太刀・馬代銀子三枚令進入候、猶此使者可申達候、恐々謹言、

(寛永八年)
八月十六日

嶋津彈正忠殿^(久慶)
御宿所

有馬左衛門佐

直純(花押)

(本文書ハ「旧記雜録後編五」四三三号文書ト同一文書ナルベシ)

5 有馬直純書狀

御狀致拜見候、仍從中納言^(家久)様遠路御使札種々被掛御意、誠以忝奉存候、殊ニ從御手前御太刀一腰・馬代銀三枚被懸御意、別而過分之至ニ候、^(隨)而中納言様當冬^(中)御上洛可被成之旨御尤ニ存候、拙子儀茂承合可罷上覚悟ニ御座候、相易儀共候ハ、互ニ可得其意候、委細御使者口上ニ申達候、弥可然様ニ御禮被^(仰之)候て可給候、頼入候、猶前後音之時候、恐惶謹言、

有左衛門佐

(寛永十一年)
十月十八日

直純(花押)

嶋津彈正殿^(久慶)
御報

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」七八一号文書ト同一文書ナルベシ)

6 有馬直純書狀

從中納言樣御使者、殊御國之駒式疋并卷物三端被懸貴意、
(家久)
誠御病中ニ被思召出、忝次第ニ御座候、隨而為御養生久
志本式部少輔殿御下、追付可被成御快氣与目出度奉存候、
將又從御手前七嶋之經節一箱被懸芳意、遠路御懇意之段
過分至極ニ候、猶重而可申述候、恐々謹言、

有馬左衛門佐

(寛永十三年)
十一月八日

直純(花押)

鳴津彈正忠殿
(久慶)

御宿所

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」九五五号文書ト同一文書ナルベシ)

7 有馬直純書狀

尚以從御船も先日預御音信忝存候、以上、
一書令啓上候、中納言樣御氣色弥能御座被成候哉、無御
(家久)
心元存候、定而久志本式部少殿御葉ニ而可為御快氣与目

出度存知候、中納言樣へ以使札可申上候へ共、結句御六

ケ敷可被思召与存、各迄用飛札候、將亦先日者預御使者
殊駒式疋被下候、御病中被入御念候段忝奉存候、一段見
事ニ御座候、何様可致秘藏候、能様ニ被仰上候而可給候、
頼存候、猶期後音候、恐々謹言、

有馬左衛門佐

(寛永十三年)
霜月廿日

直純(花押)

鳴津彈正忠殿
(久慶)

御宿所

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」九五八号文書ト同一文書ナルベシ)

8 有馬康純書狀

尚以爰許之物ニ御座候条鮎鮓一桶令進献候、書音之
印迄ニ御座候、已上、

一筆令啓上候、今度繪圖之儀ニ付使者指出申候処ニ、別
而被入御念、御指圖之儀共忝存候、殊種々御馳走之段過
分之至ニ候、為御礼用使札候、猶期後音不能詳候、恐惶
謹言、

十二月廿二日

鳴津彈正様
(久慶)
人々御中

有馬左衛門佐

康純(花押)

可然様ニ頼存候、恐惶謹言、

秋月長門守

五月十四日

鳴津彈正様
(久慶)
人々御中

種春(花押)

9 有馬直純書状

改年之御吉慶珍重々々、不可有盡期候、式部少輔殿へ御祝言申上候、可然様ニ頼入候、將亦御手前へ御太刀・馬代銀子三枚令進入候、誠御祝儀之印迄ニ候、恐々謹言、

有馬左衛門佐

直純(花押)

尚以不珍候へとも鱧之鮮老桶送進候、誠御音信之印迄候、以上、

11 伊東祐久書状

正月二日
鳴津彈正忠殿
(久慶)
御宿所

10 秋月種春書状

一書申入候、先以薩摩守様從早晚當年者早御下、各御満足察存候、拙者も罷下、唯今緩々^(光久)与休息仕事候、然者繪圖之儀ニ付而道程之儀御尋之由、秋月又左衛門申聞候条、則其首尾相調候様ニと申付候、萬事御談合可申入候条、

伊東大和守

祐久(花押)

後九月八日
(寛永十九年)

鳴津彈正様
(久慶)
人々御中

〇一一 日置島津家文書(卷子)

1 島津久慶草案

一江戸 公儀へ被 仰上候事、其御使申候人も程久成候
ハ、忘可申候、又 公儀之者慥ニ御用番前之御方御帳
ニ被留置候、左様之首尾、今分ハ大はすニ御座候事、
付當國へ江戸より被 仰下候御返事など之首尾、右同
前之事、

右ハ 公儀他方之出入を承ル人を被相定、御帳を被
召立、江戸と御國と呼合、御帳ニ付置可然候、御書
ハ写置、口状ハ書留、爰許御内之御談合之筋ハ此通
ニ候と具ニ記録之ことクニ被 仰付候ハ、可然存
候、

一江戸 公儀之御法度并折節ニ被 仰出御条目、上ニ
も御失念、又老中衆も然与覚無之かと見え申候事、
右ハ御条書を 御前ニも御書を御押付候而不断被成
上覽、評定所へも老中衆宿ノへも押付被召置、不
断御國之御治と引合せ、吟味可然存候、

一當時ハ御物之入候儀を御省略候間難申候へ共、今度江

戸御立前、兵部少・右衛門佑之御國へ一年ニ六度御左
右可申之由、但急用又ハ聞召候へて不叶儀ハ、御制外
之由被 仰定と聞得候、是ハ不能分別候、上様比ハ
御本復と聞得候へ共、とかく 御病人と聞得申候、其
上ナミ之御人躰ニハ可相替候哉、於度々當 御家ハ
家康様御取立にて、不思儀ニ関か原此かた御相續之儀
ニ候間、別而御奉公可被成候など、御申、御老中へも
御内證被 仰入之由候処ニ、一月ニ六度にて他國よ
り之御音信よりハすくなく可有之候に、上様御機嫌之
御様躰をも節と不被聞召入儀、道理ニ叶かたく存候、
又物を被聞召候へてハ、世上之成行曾御為被成間敷候、
世ハ日々夜々にも変易仕物か見え候、古き事をば不
存候、近代にハ大坂二度之陣ニ御遅参候つるハ、他國
ハ世上之轉變を手ニ取ル様ニ折と被為聞、既ニ黒田ハ
家康方ニ二万石か米を御合力候ハんとて、室之津ニ前
かた藏地を被買被入置、鍋嶋ハ大嶋、大坂へ藏ニ米を
沢山ニ上せ置、御陳ニ御合力候而御仕合ニ成候処ニ、
御家ニハ惣而世上之事をも無御聞せ、御家中檢地配當

などにて、御能しけく詩歌御遊閑に御こゝろを被染候
 内ニ申來ニ付而、題目船不有合、二度共ニ御遅參候而、
 大坂より伏見へ後之御上リニハ夜道にて御かけ付御參
 候、れきく之衆御はさみ箱なと持御仕合ニ成候なと、
 ミかた説ニ而候、他方之批判ハ不存候、か様ニ他方之
 事不被聞召候而御おくれ候事を乍御存知、又ハ自然
 之時ハ一年にてても可被成御奉公なと、被 仰上候而、
 世上之事不被聞召、御内々も御油断候而ハ笑止ニ存
 候事、

右ハ江戸へ罷居候人、御家老之外之衆を兩人程ツ、
 方々知人御なして、世上之様子を御聞せ可然候、第
 一(松平定行)隠州様・越中様勿論、(松平定綱)備後様など江御家老衆節
 々參候而、上様御機嫌之通をも可承由被申付候と
 申罷出、國元へ薩摩守可承儀共ハ無之候哉と節々得
 御意可然存候、いかに所々ニ知人多候而も町説など
 ハ正儀無御座候間、題目之御方ニ御頼置候儀專一候、
 一公界之物之首尾御返事御禮を無御懈様ニと存候、
 右此方より 公界を被成御時宜等有之様ニとハ不存

候、御時宜之御返禮申來候事被 仰遣候事候、首尾
 を大はずニ無之様ニと願申事ニ候、

一他國より使者之時之様子之事、

右五人や十人、他國之御使ニ參候而餘方を見申候な
 と申候而も、其人之さし出たる儀を申ニ似候、御取
 はやしも可為其分申候間、只他國之様子を被聞召、
 其風俗日本國中之風ニ不替候様ニ被成可然存候、

一今度實理師且之儀ヲ被成御當候由ハ、黒田殿より使者
 にてこそ相知候、段々 上々御吟味うす候とも難申
 儀ニ候間、書載かたく候、口状ニ可達也、

一毎日江戸御 城ハ日本國中之御吟味と聞得候、勿論之
 儀ニ候、扱九州ハ南蛮口にて、別而御機遣と見え候、
 近年九州之御仕置一年ましに御念入かと見申候処ニ、
 古き御大名衆残り少成候間、定而御若き御衆ハ御親父
 之御時よりも御念入候様ニ 公儀ニも 思召、領國も
 安堵候様ニと日夜朝暮之御心懸にて候はん哉、然処ニ
 豊後御目付衆長崎御奉行之御取沙汰如何候はん哉と朝
 暮念遣ニ候、尤さし出たる事ハ御出かしたてニも可成

候、扱御油断ハ必當御家之御為ニ又還而成間敷候哉、

若御油断之所も哉候ハんも御家中よりハ取覚不申候事、

右 隠州様如御差圖、江戸へも九州筋無別条候由節

々御申、長崎へも豊後へも折々御音問候而ハ如何、

乍去右所々へ他家よりハいか様ニ候哉、被聞召合人

なニニ被仰付可然存候、

一來年於御上洛ハ、今度御進覽候御文書等之儀、具ニ御

覽之御奉行衆など御直ニ御尋も候ハん、責而留之文章

を一通 上覽候而御覚候へかすと存候、我御家之儀を

大かたニ御返事共候而ハ大かたニ候様ニ御取沙汰も可

有之候哉之事、

一長崎へ唐船被遣時御付状可有之哉と存候事、

一琉球御蔵入多く成、此方ノ御かくこ多成候ハん事及不

申候事、

一御國へ入來ルもの御改、他國早々可被聞召合事、

一今度御堀・川堀・御 城三階丸之御やぐら可免條々、

下野守被申候事、

一江戸 御代勤之御条目ニ當御家中計ハ不合事も哉候ら

んノ事、

右之様成儀ハそれ〳〵申上候而、他國之風ニなし申

度候、公儀之御出合さへ御そしりすくなく候ハ、

御家中ハ次第ニとにかくニ御おさめ可被成候、太平

之殿下にて候間、江戸之御出合さへ不苦候者、かゝ

ハリ可申候と晝夜案し候て有増書付候者也、

寛永十八冬

2 島津久慶草案

今度新敷少々改候儀共

一御城山御鹿狩之事、

右之條もはや跡ニ成申候事、

一地頭御くりかへの事、

右或人ニより古來より一所之地頭代々為被仰付筋目

之衆をも無御断ニ被召放、新敷被仰付衆も御座候、

或廣所を少所ニ被召替衆も御座候、尤左様ニこそ可

有之候、併人ニより無御断ニ地頭被召上候衆ハ、い

かやうの儀をも被聞召掠候哉と心遣ニ可存候、又人

ニより致無足一所の地頭職可難成衆も御座候、然共先左様の類ニも 上よりハ一旦被仰付候ハ、忝可存候、をのつから手前より御侘可申上間、述懐ハ仕間敷候、當分ハケ様の儀、そろひ不申候由承及候、右之内高岡地頭替之儀ハ被 仰聞候へ共、可被成御延候様ニト承候由候事、

為申上事と存候

一御近侍衆或肩衣御免、或役職ニより袴御免之事、

右御近侍ニ被召仕候衆、従前代肩衣着仕たるよし申候、就中袴御免之儀吳様ニ見得申候、御作法ものか

ろく見得申候間、今少御談合可入哉之事、

由承存候事

一御使衆知行式百石充ニ被召成候事、

右者無親疎高相揃憲法之御沙汰にて候、乍去

琴月様御三年忌より内に御改、少はやく御座候つる

哉、然共もはや此段ハ跡ニ成申候事、

一御使衆被相殘候事、

右御下向前江戸より風聞も候つる哉、爰元御使衆一

節出仕など解怠候つる事共御座候、御使衆多々候之間、五人ニ被相定之由申觸し候間如舊上洛之砌も申

上候、程なく御下向候て御使役被差置候衆共候、尤

手前より御侘申上候而の儀ニこそ候へ共、初よりの

風聞によくあひ申候条、是も御改為被成と世上ニ者

可申儀も可有之候哉、然共はや跡ニ成申候事、

一御扶持取之者共御用ニ不立候哉、御扶持被召放候事、

右不入人ニ御扶持被下候儀、御省略尤之御沙汰候、

雖然是も御三年忌より内はたゞと被 仰出、少は

や過申候哉之事、

一又内之土之子御小性ニ被召成候事、

右御小者・御中間等ハ往古より或又内之もの、或町

濱之もの多々御座候、又披官 公儀へ罷出儀、御

代々御法度之前候、其上無餘儀歴々の子共同役ニ被

召仕候ハ不謂儀候、若又かたちよく生付たるもの共

ニて召抱度候者、ひたいかミ可有之内御雇被成給候

など、可有之候哉、先日も申上候、今少御談合人可

申哉之事、

一切米知行ニ成候御沙汰之事、

右一旦職ニ付而の切米を知行ニ申成、程ふり候てま

され、永々被下置へき儀ニあらず候、是ハ御意迄も無御座、ケ様の儀をこそいつととも老中衆沙汰可有之儀候、其内に勲功ニ付而為被下切米を以沙汰之上、知行ニ被召成候衆ハ可為各別候欵、品々可多候間、御沙汰可被入念儀共候、去秋之比為申上かと存候、是も少御沙汰はやく候つる哉之事、

一 諸士被召仕候次第之事、

右 御當家ハ其家々の段々、御年來新参のわかち、代々戦死をも仕たる筋目の衆、或忠節之家、古敵之流さま々御座候由候、左様の次第をも被聞召候而の上、それ々ニ可被召仕哉、ケ様の次第まきれかましく成立候者、古き御家の詮もなく、諸人之心まぢく可罷成儀も可有之哉之事、

一 御出行の様子之事、

右前ニも少々申上候、根占・肝付表御出行之時ハ少物かろき様ニ取沙汰為申由候、其儀ハ大形可然罷成候間目出度候、今少御供立御備等之御談合可有之哉之事、

一 御分國中下々薪不自由ニ成候由申散候事、

右是非之段ハ不承届候、下々困窮之由候間、今少御沙汰可入哉、他國ニせハしきやうに可申觸哉之事、
一 従他國御客人共有之時御取持之事、

右於江戸 御家督之儀御安穩候哉、聞召度之由候而(松平定行・定頼) 隠岐守殿御父子よりめん々ニ御使からと申、別而

御身ちかく被召仕候衆を被付置候、細川越中守殿(志利)よりも肥後之國より御使者を被付置候、不軽御懇切之儀候条、於御屋敷御振舞候而可然之由、下野守・兵(島津久元)部少輔被申上候へ共無其儀、其後樽肴を調、御使を

可被遣之由被申上候へとも、其段も相留 御家督相濟候而より通例の使者のごとくに銀子・御帷子等被下帰國候、又當年隠岐守殿より被入御念、初而の御入國之由候而、御親類衆へ被於御家中無餘儀衆を御使ニ被遣候処、如何様の儀候哉、老中衆終ニ見舞も無之、其外方々より使者の御取持前代ニ相替り候、(家久) 黄門様御時の他國之御あいしらひも (義弘) 惟新様御氣ニハ不入候由候而、御状を以他國の諸大名ハ無隙も御

普請等させられ、方々被取紛候処ニ、遠國迄使者を被相越、御音信など之儀不浅事共候處、左様之儀をも大形ニ思召、御振舞などの時、御膳御寄合も無之、御無挨拶候てハ笑止之由御吳見状ニ相見得申候、定是ハ此年ニ及候儀ニて可有御座候、近代者弥他方之御時宜前代よりも可被入御念儀候哉之事、

一御國へ他國人入來儀堅被相糺候而、年久居付候旅人可被相除之由、去春被 仰下候事、

右爰元談合を以、きりしたん改ニよそへ、他國人御法度之由申渡し候、第一ハ横目紛候而可入來との御賢慮肝要之儀にて候へ共、他國ニ相替新敷様ニ存なし候てハ却而御無遠慮たるべく候、當分ハきりしたん宗旨により人之改他國相替稱候由、世上ニも申觸候由候条先以珍重候、乍去今少御分別入可申哉、只御行儀を御嗜候而誰人見聞候ても不苦、道々敷理ニ叶候やうに御取行候者なほの御氣遣も有之ましく候哉之事、

一求麻假屋可被召放之由被 仰遣候事、

右於江戸も申上たるかと存候、當所・出水両所ニ屋敷を取置、よこミなどの用たるへきかと相見得申候、乍去御心置ニ思召候様ニあなたへ被存候ハ、結句御無遠慮之儀候、更共もはや被 仰遣候而既ニ三高長老を以御返事共、めしにくきやうに承得候、然時ハたとひ此方之御儀定相替、もとくのことく右屋敷被召置候共、一旦被仰入たる分ハ不審深重ニ可被存候、よくく御談合可入哉之事、

一堺目ニ被召移候地頭加増之事、

右新納加賀守(忠清)などハ移加増不被下候、惣而 御當代よりハ移加増不被下候由候、左候者當年の毛より被召上、大口へ罷移候而より已來之分ハ米を可被下儀憲法かと存候、いつれ少身之衆、堺目ニ可被召置衆へハ少々御心付候てハ、分限ニ不相應之武具をこしらへ、又ハ他國通用之人へ御外聞不悪様ニ時宜をも仕候由候事、

一犬せいたう之事、

右者 黃門様御代よりかたく被仰付候へ共、諸土氣

任ニ候て銅置、當年急度被仰付候儀御尤至極候、

御連子様へ被仰付候儀、又ハ御三年忌よりうち(島津久通)の御

殺生、世上の批判尤も可有之かと圖書頭迄申候つる、

是も跡ニ成申候事、

一諸士元服作法之事、

右前代ハ人により多分御腰物を被下候、荒ミニ而も

御座候つる、左様の拜領の時分迄も大かた御作法相

定候、御太刀進上申候通も可有之哉と此比承付候、

一諸大名衆并御縁者衆より爰元老中衆へ被下候御礼物被

相返候事、

右先日如申上候、琉球より訴訟有之而頼申之由候而

賄賂之進物、或他國の商人於御國買賣可仕由候而賄

賂之進物、或御家中衆役所へ訴訟有之而参候進物等

之類請申儀御停止尤候、御縁者中なり御大名衆(筋カ)より

より被下候御太刀等ハ致拜領、相應ニ御礼時宜ニ成

合候様ニ被仕可然候ハん哉之事、

一諸士出仕之時老中衆居所之事、

右前々御作法ニハ相替候由此比承付候事、

一諸士朝六時之出仕、老中衆終日被相詰儀一節御座候つ

る、

右前々申上候つる、是ハ一節之儀ニ候つる、跡ニ成

申候事、

一高貳千石より上之衆も木綿衣裳着用可仕之由被 仰出

候事、

右いつそやも如申上候、前々ハ貳千石迄ハ小袖着用

仕候へと被仰出候つる、又 上様木綿御衣裳被召候

儀、他國ニ批判可仕儀も可有之哉之事、

一方々御成之御作法之事、

右老中衆御供ニて無之事一節御座候つる、左様之儀

先規ニ相替候事、

一御南戸銀御物借用御沙汰之事、

右者 前代より御沙汰候つる、御當代より新數被仰

儀ニあらす候間、御改被成たるニハ成間敷候へと、

今度急ニ取つめられ、一度ニ諸士つふれ申候間、世

上之ひゞきいかゝ之事、

一押前之御沙汰之事、

右前代より 御袖判之御条目ニ御座候、是も御當代

ニ新敷被仰出儀ニ而無之候事、

一於御算用所帳不出衆之御沙汰之事、

右同前之事、

一諸士出良進(銀)ニ付而地行可被召上候御沙汰之事、

右同前之事、

一鹿児島五里四方、國分五里四方、田布施五里四方、夏

冬共ニ鉄炮御留之事、

右他國ハ一國一郡皆同ニ鉄炮御留候間、諸島多御座候、

當國も如右被相留候ヘハ尤鳥ハ多可有之候、然共御

家中之士之達者ハ鉄炮迄にて候、鉄炮を無沙汰ニ候

てハ自然之時の為笑止ニ存候間、八朔より二月初日

迄と可被相定候哉、又冬も當所より三里四方なと、

可被相定候哉、御談合可入哉之事、

一津々浦々大坂・伏見・京都海道御存之者共罷出候時、

御時宜之事、

右前代ニ相替候、些少之由申候、此度者其 御心得

も入可申哉之事、

一御旗本衆其外他國衆ヘ 御直談之事、

右一座之御挨拶ハいかにも時宜次第ニ可被成候、立

入たる儀を今時之御大明衆之ことクニ直ニ御細談候

儀、前代之御作法ニ為相替と可申候、第一可惡儀と

我等ハ存候、其故ハ諸士を御使にて被仰遣候事ハ先

の返答ニより罷帰、年寄共ヘ可申聞と答可申候、御

家老衆を御使ニ被遣候而も、詞之あやまりを成共又

ハ事ニより罷帰主人ヘ可申聞と成共可申述候、御

直ニ 仰あやまり共候ハ、一大事之儀ニ候、一座一

興之挨拶之内ニことばの端をもいかやうに存而申た

るかなと、物ニ心を付候人ハ、てにをはをさへ聞か

と如申物と見え申候、是ハ必々御心得入可申と存候、

天ノ作セルハハ壁ハハハ猶ヲ可クトモ違ハ、自作ル壁ハ不レ可レ活イ

と申候事、

一黄門様御葬送無之内之事、

右之時節、 黄門様御焼せ置被成候茶碗等、御手つ

から破被成候由、はしく申散候つる、於江戸も申

上たるかと存候、此元ヘ罷下候而も其沙汰承候、遍

參僧なども承たる様ニ申候、蔽帚ヒキヅタリ甘棠カンタウ勿ナクレハ翦カト

勿ナクレ伐キ、召伯シヨウハクノ所トナリ茂ヤシツと御座候、御親之儀候

間、別而諸人のそしり心遣ニ存候、是ハ跡ニ成申候、

於江戸も為申上かと存候事、

一右同時評定所へ算用衆餘多入籠、黄門様被召仕候御

女房衆之省略其外御改之事、

右餘はや過候つる哉之事、此段も於江戸少と申上た

るかと存候事、

一右同時御物いミの事、

右唐之儀ハ儒書ニ相見得申候、本朝之儀ハ通例多御

座候、御國の事ハ古來之様子承及候、近年凡下とも

の共、親類の火を多人數ニ而日數を合せ候儀承ハ及

候つれとも、非道の至候、是も少と取沙汰候つる事、

一右同時於阿久根、渋谷四郎左衛門尉 御膳上候ニ、鹿

羊之類料理申たる由風聞之事、

一右同時御参府之刻、箱根之獵師鹿を進上候時之事、

右鹿を御請候つる様ニ申候、時分からと申いかやう

の衆取次申候哉、無遠慮ニ候事、

一國分御移之事、

右者 黄門様之御時より被御申懸儀候間、首尾を御

申、御尤至極ニ存候、雖然是も少はや過申候、此段

も於江戸申上たるかと存候事、

3 島津久慶覚書

覚

一諸人之心まちくニ有之哉之事、

一今度於江戸有御方へ御内證被仰入之由候、自然之時御

軍役定之事、付急速之時与閑成時と両様ニ可被定

比事、

一右同まきれかましき事多と御座候基之事、

一諸道すたり可申と見得申候、なげかしく候事、

一老中衆心持をも可被聞召事、

一御連枝様達御心持之事、

一御行儀にて御家中を御しめ置可被成条と被 仰出候、

御しめ可被成条と以御情御なづけ可被成条も可有之哉

之事、

一可被 仰出事ハ 殿様御行儀ニ相當之御法度を被 仰
出、御行儀ニ不相當之儀者少御用捨可被成哉之事、
一近年者國風無心元儀多(御座候カ) 可被成御敬時節かと存
候条々之事、

一諸人見及候者、前代ニ者不入女房衆を多被召置、爰
かしこの御作事、女房衆之衣裳等を結構ニ被仰付御物
入候つる、于今ハ御小性衆・御殿・御船手ニ御物入申
由取沙汰候、何よりも 御當代ニハ御借銀減可申と皆
々存候處ニ、是も相違仕來、年之暮來々年ニハ半分上
地□□出物か、何れ共諸土痛可申儀を被仰出候ハて者
叶申間敷候、然時者國民之眼者第一 御主人、第二ニ
家老衆ニこそむけ□□申候、其時者色々ノ事を指ニ折
立、人民述懐可仕候、左候而其つかれハ致本復間敷□□(候)、
□□其儀者 御國之行末一大事ニ存候、条々 御前代之
御入目と 御當代之御入目増減之算用密々ニ急度被仰
付候へかしと存候、被 御覽届老中衆之手少々おこた
りも候ハ、其段被 仰出、 御前ニ御入目多候ハ、御
用捨可為此時候事、

一被 仰出候儀、從老中被申出儀、諸役人公用ニ付而老
中衆へ尋申儀、諸士自分之申分、右段々可有之哉之事、

〇一一 日置島津家文書(卷子)

1 島津久慶申状案

一御支配之時分、若輩之故知行之佗不申、如御賦預置候、
佗被申上候衆者望之地為被持せ之由承候、
一本領可給之由、御約束之御書物雖有之、不致首尾候事、
一一所衆何茂本領為被持せ由承及候、又一所ニ知行被持
候衆も有之由候、我等幼少ニ而御支配之時佗不申、遠
方迄へ被下候事、
一當時持留之知行
高式千七百八拾石 祇答院名之内 大村
高千八拾石 黒木
高六百七拾石 外九百石被召上候、 久富貴
高式千五拾石 外六百石被召上候、 日置
高六百五拾石 高原名之内 江平
高式百七拾石 同所 蒲牟田

都合七千五百石外二千五百石者被召上候、

右之ことくニ而七里より内ニ知行所無之候、(乗カ)魔嶋□者

何も近所ニ被持せ候間、同前可被仰付候事、

一江平村指上候、何方江成共くり替可被下事、

一知行所遠方迄ニて魔嶋御奉公難調候、此節不被召替候

ハ、已來弥御奉公可難調候事、

一上地之内を其尻預り、格護之仁茂有之様ニ傳承候、御

支配之砌、幼少ニて衆双之理をも不申達候条、衆ナニ

ニ可被仰付儀遮而御任申上候事、

右之条々可然様ニ被仰上候而可被下事類申候、

寛永四年正月廿七日

(島津久慶) 又五郎

山田民部少輔殿

三原左衛門佐殿

2 条々問状並答書案

一蓮秀様湯之尾へ御移候ハいつの時分にて候哉、年

号ハ知ましく候へ共、六位少進など年いくつ之比

と申候ハ、今之年知れ候へハ考候事安ク候、

一(入来院重時)又六様江御縁与ハいつより之事ニ而候哉、(常久)又吉

様御いくつ比にて候哉、

一塔之原よりうつりハ 又吉様御いくつ比にて候哉、

『い』一塔之原より日置へ御うつりハ 又吉様御いくつ

比にて候哉、

『い(ハリ紙)』清敷より日置へ御移候者 又吉様九ツノ御年と覚

申候」

一(入来院重高)伯耆様へ御妹様御縁与ハ 御妹様御幾ツ之比にて

候哉、

『ろ』一吉田之ひさげづるニ 御妹様、 伯耆様御座候ハ

いつよりいつの比迄にて候哉、

『ろ(ハリ紙)』吉田之ひさげづるニ御移候ハ 御妹様廿之御年に

て候、 蓮秀様ハ五十五之御年と覚申候」

一湯之尾ニ御座被成候もいつよりいつの比までにて

候哉、湯之尾ハ何と申所にて候哉、

一湯之尾より久木のうとニ 蓮秀様御うつりハいつ

の比にて候哉、

『は』一蓮秀様御生れハ吉田之王子御うぶ神と 御意候」

る、吉田之何之城と申所にて御生れ候と連々御
意候つる哉、御弓ハ本田四郎左衛門仕候哉、又
四郎左衛門ハ御もりにて候、御弓者別人と承被
申候哉、

「は(ハリ紙)

吉田之下モ之城と申所にて 蓮秀様者御誕生之由

連々 御意候つるを承候、御うぶ神ハ王子と承候、

御弓ハ何かしとも承不申候、御もりハ本田四郎

左衛門にて候由、つねく 御意にて候、御誕

生日も忘申候由兩人被申候」

一 忠隣様御誕生日ハいつにて候而、御誕生御祝事共
候つる哉、覚ハ無之候哉之事、

「に」一 つるだの御子様ハ 蓮秀様 御妹にて候哉、又御
ひとつ年などにて候つる哉之事、

「は」一 伯耆様御おくさま御わらへ御名ハ何と申候哉、其
御妹様御名ハ何と申候哉、 御屋地様之御わらへ
御名ハ何と申候哉、

「は(ハリ紙)

伯耆様おくの 御名者 はつ霧様と申候、

一 はつ霧様之 御妹様御座候、御名徳ミつ様と申候、

是ハ日置しは屋之もの御名上申候、

一 蓮秀様 御名者 霧ミつ様と申候由承候、

一 伯耆様御子左馬殿(願姓久政)おくさま之 御誕生日者十二月

七日にて候」

慶安三年閏十月十九日

3 某覚書

覚

一 惟新様御在洛何度ニ而候哉、我等承及候ハ、高麗より
直ニ御上り之様ニ承候、但爰元へ御帰國候而より御上
洛ニ而、関ヶ原ニ御逢被成候哉、承度候、御在京之時
之 御状御座候、年号不知候、 兵庫頭様と申候時之
御書ニ而候、

一 細川殿之内安田木三郎兵衛允死去ハいつとも不相知候
哉、死去之年 龍伯様より被下 御書有之、年号見付

申度候、

一 晴衰(歳久)切腹之時、脇本より瀧水之様ニ被引籠候由被 聞

召、白濱次郎左衛門殿へ御持せ被遣候へ共、はや事済
跡ニ被參候 御書、御文書之内ニ相知候哉之事、
一晴養追膳之 龍伯様御詠歌之事、

4 木脇永喜覚書

覚

一天正十四年筑紫入之時、義久様者肥後之八代へ被成
御座、忠隣様為御大将被成御立候ニ付、遠矢信濃守
殿并拙者親木脇伊賀入道正徹年共罷寄候由候而、從
義久様以上意御側へ御供被仕候、其外物頭衆多勢にて
候、拙者十八歳ニて御供申候而様子見申候条々、
一忠隣様筑紫之城たれの口にて御鐘被遊候者、七月六日
ニ而候かと存候事、
一此城御責被成候時ハ、夜中より未時分迄ニ召取申候、
大手之口より御かゝり被成、たれの口にて御鐘被遊候、
其内ニ脇元城之助度々御鐘遅く御座候など々申上候、
正徹申候ハ、若く候て不知事を申候と度々被申候、夫
より正徹鐘にとつくりを付、水を入被持せ候を、城之

助水にてハなく候哉と申候而持参り、御顔御洗被成
候、焼山を御通り被成候故、御よごれ被成候間如斯候、
廳而被遊御鐘候事、

一城之助御先にたれのかうしにとらへ付、吾等かけより
御鐘遊し候へなと々申候、城之助散々ニ罷成候、後
に死がい見ニ參候へ共知かね候処ニ、城介罷立時分、
歳久様御前様よりかのこの御ひとへ被下候、夫を着申
腰ニ巻、大はた技にて居申候つるが、其御さる物にて
見知申候事、
一御かは御洗被成候所よりたれの口との間、三十間計可
有御座哉と覚申候事、
一御鐘被遊候処ニ、頓而野久尾より責入候、夫より 忠
隣様御城乗被遊候事、
一右御陳筑後之内かわらさんと申所之町城より間二里、
大川越ニ而候事、
一此御陳にて所之町人にて候、七月五日之夜幕を明、内
を見申候處を城之助見合切捨申候事、
一清養様ハ御立不被成候、其年之十月霜月か之比豊後へ

御立被成候哉、筑紫ニハ無御立候事、

一我事、筑紫ニ御立被成候時ハ十八歳ニ而候事、

一右城之名、鷹取か尾と申候事、

一日わり山と申城、右之城一時ニ被責崩候事、

一鷹取か尾と日わり山の間、半道も可有之哉、

一岩屋へ御かゝり被成間ハ、鷹取か尾之麓ニ家陳被遊候

事、

一岩屋之城へ御陳取之日、七月十四日、

一岩屋之城責、七月廿七日ニ落城、忠隣様ハ取添之口

より御かゝり被成候、我々ハ大手之口よりかゝり申候、

取添の口にてハ良隣合御座候間、忠隣様御鑑などを

被遊儀も可有御座候、別方ニ而候故いか様之事も不存

候、左候而 忠隣様御城乗被遊ぼし屏之上ニ御上り被

成候、我々ハ城内家之上に登り罷居見上申候、兄民部

少手まねき仕候、互ニ手まねき仕候最中、城内にて敵

被討候時分之儀ニ而候事、

一ほうまんと申城、岩屋より間一里御座候、城主宗虎岩

屋之仕合ヲ見テ城を捨、橋之様ニのかれ候事、

一鷹取か尾と岩屋との間五里、橋殿城之御陳御直シ可被

成との御事ニ而候へ共、八代より先軍衆もつかれ申候

はん間、御引せ被成候へとの儀にて御引被成候事、

一清養様御大将其外物頭多勢にて豊後御のき被成候時、

坂無シ城を一日路跡ニ御戻し御つめ落シ被成候、日本

國之人衆褒美申候由ハ承候事、

一根白へ御かゝり被成候時分、我儀ハ日向高城へ籠城申

罷居候間、不存申候事、

右之御陳立時分之儀、宇多斎宮殿を以 御尋ニ而候、其

時分若輩与申、殊ニ久々之儀ニ罷成候条、相違之儀茂可

有御座候へ共、任 御意覚之假書付、御使迄申上候、以

上、

木脇喜兵衛入道

慶安三年三月廿四日

永喜(花押)

5 某覚書

三郎次郎忠隣ハ出水薩摩守義虎ノ二男、母ハ義久ノ嫡女
タリ、左衛門歳久依無男子、彼忠隣歳久ムスメヲ嫁テ為

養子、于時天正十五年^{丁亥}三月、太閤入當國、太守・歳久發向日向國、彼表ハ羽柴美濃守ヲ為副將軍、入日州根白坂、伯耆守^國主南条中書・因幡國主宮部法印先手ニ根白坂ニ張陣、義久ノ勢三万有餘也、四月十七日、欲破彼陣、敵陣ノ東ハ嶋津中務大輔家久、同西ノ方野沢、忠隣彼沢ノ臨岸攻上、暁天陣ヲ破、忠隣カ兵加勢、家老小早川高景備前中納言ヨリ家老長船越中走リツ、キ防戦スルニヨツテ諸手勞已ノ下刻引取候、忠隣モ野沢ノ小川ノ辺ニテ引取候処ニ、敵切出候トイツクヨリカ喚ニヨツテカヘシ、再赴彼陣而攻入討死ス、郎等貴島勘解由・村松弥太郎・島原勘助・貴島源四郎・木通彦岐モ亦討死ス、法印カ兵忠隣カ首ヲ目カケ取ラントセシカトモ、郎等取巻桶ニカキノセ引退、義久ノ御前ニ參、夫ヨリ義久御力ナク、其時ノ御詞——ト御諍アリテ御帰鞍シ玉フ、然而忠隣死骸ハ祁答院宮之城大窓寺ニ葬ス、法名号桂山浄久、袈裟菊丸ハ同年正月十八日マウク、此子五歳ノ時賜此御感状、袈裟菊ハ常久カ事也、斯龍伯公ノ御判形當家希代ノ誉ト可謂者欵、寛永十五年、太守黃門家久

公御逝去、御繼目ノ時分江戸江詰居、土井大炊頭殿内藤川庄次郎為御使節々被來咄候内ニ、庄次郎親ハ宮部法印ニツカヘ候、先年太閤薩摩江御下向ノ時、日向ノ國根白坂是成坊カ陣江龍伯公御取カケ候ハ四月十七日ノ由候、十四日ノ午ノ刻時分ニ向ノ岡ニ山伏來札ヲ立置帰候、陣中ヨリ出テ見候ヘハ、来十七日ノ朝、陣ヲ可破トノ評義ニテ候、可有其心得トノ札ニテ候、夫ヨリ陣中ノ用意ニハ謀慮ニテカ有ラン、今ヤノト被待候処ニ無其儀、十七日ノ朝取カケラレ候、無比類正直ナル約束ト被致褒美候ツル由被咄候、是ハ伊集院幸侃カ野心ニテ告知セタルカト其時ヨリ申傳候、大事ノコトニテ候間書付置者也、

6 某覺書

一本ニ有

此ニ歳久之續子島津三郎二郎忠隣二十歳ニタラン若大将ナルカ、慈ノ勢臆シタル氣ヲ見テ中務大輔ニ合テ仰ケルハ、我等ハ勿論若輩タレハイマタ誉ノ名ヲ不得、家久ハ聞ル覺御座ナレハ、今日ノ師ニヲヒテハ不劣ト

存候ト云アヘスカケラレケル、慈ノ軍勢是ヲ見テ一音ニ時ヲ拳ケ曳ヤ声ニテ攻入、屏二重攻破リ陣内ニ切テ入、北郷一運ノ手ノ者トモ屏二三十間引破リ、陣中ニ切テ入、三百計無下ニ打死シタリケリ、去レトモ不為事ト攻入々々、戦ハ陣モ危見ユル処ニ、忠隣鉄炮ニ當ラセ玉ヘハ、大將手負給ソトテ慈乱足ニ成ニケル、敵ハ数千挺ノ鉄炮ヲ揃、雨霰ノ降如此ヲ專ト打ケレハ、慈ハ皆堀底ニ射伏ラレ、過半手負ニナリ若干打死スル者アレト、薩摩ノ勢ハ無力野白ニ成テソ引ニケル、

7 瀬口加左衛門尉覚書

落合長作殿御身躰之儀御尋ニ而候、もはや今年四拾三年ニ罷成候条、然々覺無御座候、若輩之時分ニ候ヘハ、日々記なとも不存寄候、乍去慶長十三年^{戊申}常久様廿二之御年、駿川・江戸ヘ為 御使者御下被成候、御上洛前ニ 常陸守殿と御名を御給被成、京都下り駿川海道迄者常州様ニ而候ツ、然処ニ 家康様御公達ニ常陸様と申御座候通被聞召、扱者先此節者前之 又吉殿ニ而可然由被仰候而駿

河・江戸其通ニ候、御下向以後ニ 下総守殿ニ御成被成候、三月上旬ニ鹿府御打立被成、國分ニ御着被成、龍伯様ニ御申入被成候、石刃様御暇乞と候て彼所ヘ御出合候、御會尺ニ部當四郎左衛門所ニ而道二と申舞々父子弟子合三人被召寄、景清を半日御いわせ被成、申ノ時分ヨリ御打立、小久保迄御通ニ而候、石刃様者清水之上ニ宮之御座候所迄御送り御酒など御持せ候、かこ嶋より日数五日ニ美々津ヘ御着被成候、四五日御逗留候て拾端八端式艘ニ而其津御出舟候、其日大濤ニテ御舟難儀仕候、雖然種々御立願并雜事船之舟頭半里ほと先ニ而候御舟を見及、橋舟を急々ニおろし、加子三人舟頭乗御舟ニこき付、いかりを受取、其いかりかゝり候て御舟つなき留申候、日数十二日ニ大坂ヘ御着被成候、松本宗甫所ヘ御宿被成候、御藏衆川東善左衛門尉殿・平田大炊助殿、筆者折田勘解由次官殿・田邊屋又左衛門次道甫屋之御振舞被上候、天王寺住吉など御見物被成、御藏衆ヘ御進物之儀共被仰置、伏見之様に御上り被成、森殿橋吹田屋之与左衛門所ヘ御宿ニ而候、御城主松平隠岐守様ヘ御差出被成

候、彼所より京へ一兩度御上り被成御支度彼是兩所へ御逗留候、御宿道正屋休甫、其内ニ心岳様御寺ニ御參被成候、其時分賀茂之御祭ニ而候、御參詣候而種々藝を御見物、ミたらしニ御參被成、御帰宅ニ蒔繪屋之彦七と申人彼宮ノほとりニ小家之御座候ヲこしらへ被申受、御振舞被上候、下々迄も其通ニ候、友寿法印様よりも御振舞にて候、是者内裏西之御門脇ニ御座候、伊勢友枕老へも御礼被成候、茶屋之宗可被申受候、一日者清水寺大佛御見物候、又建仁寺藤御覽被成候、夫より四月十七日ニ伏見を御打立と覚申候、川なとふとく候て御逗留候所も御座候、於去川松平川内守様へ御差出、御寄相と承候、下々迄も町にて御振舞にて候、其夜妙春様御宿へ御下被成候而御見参ニ而候ツ、駿河へ日数十日ニ御着被成候、御進物調、川東殿魚屋之善藏御同心之伊勢屋之彦兵へニ御宿被成候、追付山口駿河守殿へ被仰通候、御家老本田上野守殿へ御指出被成、家康様へ御目見得被遊候、彼所へ日数廿五日御逗留候、何事も山口殿より和久傳五殿とて十八九計之若役人にて被仰理候、彼傳五殿も肴折一

ツ持参ニ而候、御逗留中ニ淺間へ御參詣被成候、糺之森なとよそなから御覽候、彼所ニ而天下之御小姓衆落合長作殿御堪氣ニ付、薩摩かた焔爐か嶋(硫黄島)へ流人と被仰出、御使者へ御渡可有由候、喜入殿(忠政)へ御談合と候へ共、彼方者龍伯様御使者ニ而候条無御存知通ニ被仰候哉、此方御一人ニ而御受取可被成と候、併江戸之様に罷下候間、彼方仕廻候而罷上り候する時分、於伏見ニ請取可申由御申被成たると存候、左候而駿川を五月下旬ニ御打立、其日清見寺へ御礼被成候、御持せりんすの巻物一ツニ而候、彼住持者大願寺前住瑞岳之弟子之由候而御馳走下々迄其通候、彼住持之舎弟も僧にて鎌倉之建當寺(長カ)ニ而候、舎兄より注進候哉、清見寺へ被出合候而御見参にて候、其僧かんな原之御宿迄被送候、仲次焼之御ちやわん被進候、夫よりかまくらへ御着被成、古御所池すき・する墨之御馬屋、又鷲か岡八幡宮・五山なと御見物にて候、翌日江戸へ御着被成候、御宿者御國之御屋形ニ而候、本田佐助老・土井殿へ御指出御登城ニ而候、やかに佐助老御上使にて糟毛之御馬御拜領被成候、日数五日御逗留ニ而、六月一日

ニ御打立被成、木曾路を御上り被成候、近江へ御出被成、御多賀へ御参詣候、御座主瓶子一双ニ而町御立宿へ御礼ニ而候、又三井寺御見物被成候、日数十二日ニ伏見へ御着ニ而候、亭主与左衛門尉大津迄御迎ニ参候、其夜御振舞上たると存候、下々迄も其通ニ候、夫より同十四日祇園之祭色々かざり物、京三条町ニ借屋被成御見物にて候、鼙而長作殿伏見へ御着ニ而候、御宿之門外ニ御指出候而御見参候、定宿送ニ而候はん、山口殿より小篠小兵衛とやら申人被相付候、御宿より四五間下に宿被仰付候而、御供衆之内四五人ツ、夜鬮被相付候、長作殿御親父と候て暇乞ニ被來候、此方へ被申理候而夜ニ入門外ニ而暇乞被成、追而帰りニ而候、夫より大坂へ川舟ニ而御下被成、本之御宿へ御入被成候、長作殿へ御蔵本へ御座候、かけて番衆被遣候、其夜宗甫御振舞被上候、下々迄も被下候、御蔵衆より舟籠をこしらへ同前ニ御出舟ニ而候、日数九日ニ美々津へ御着津と覚申候、夫よりハ小篠殿前より其所々ニ被仰理、宿送之趣ニ存候、國分へ御着被成、龍伯様へ興津鯛と申小鯛之様成ヲ駿河にて御才覚被成御上

ニ而候、脇本ニ御着候て、惟新様へ御指出候て、かこ嶋へ七月廿日比ニ御着と存候、追付其晩(比佐島岡貞一伊勢貞昌)紀功老・兵部少殿御下國目出度と候て御出被成候、此方より被仰候者、今日日から能候間御返事を可被仰者如何と候、御兩人可然と被仰、兵部少殿御意趣被聞せ御立候、長作殿事者定其八九月之比、嶋へ御渡海可被成存候、醫者(分勝)理心之小者遠嶋之もの御座候を御食焼ニ被進候、勿論長作殿下人老人も不召烈候、彼食焼婦京之時めしつれ候而御上り被成候、次十四年八月ニ御音信可被仰と候て、かきる使舟ニ而嶋へ被遣候、贈樽一ツ・干鯛・中紙三束・酒樽老荷被遣候、同慶十六七年之夏か秋か御帰京被成候、此由承候而御暇乞ニ日置よりかこ嶋へ参候、小野邊ニ而参合懸御目、伊集院御宿迄参候而、市成蔵人殿・日置善兵衛殿へ巨細申入御暇乞申候而罷帰候、長作殿其比廿四五之人にて候、彼人之行ゑ其後終ニ不承候、右之段々大かたの御事ニ候へとも、かやうニ候欤と夢のやうニ御座候、何れも正ならず候、可然様ニ御申上可被成候、已上どれもくちうのくらいにて候、為御存知候、

慶安三年

三月廿六日

瀬口加左衛門尉(花押)

東郷刑部大輔殿
参

〇一三 日置島津家文書(卷子)

1 島津家久書状

(封紙ウハ書)

彈正大弼殿

家久

(墨引)

江戸より

猶々今度者御暇も程有間敷与存候処、覚悟之外延々成様子更難計候、次我等事、殊外草臥候間、折角養生候次第ニ可令本復候、以上、
頃者其元之到來然々無之候処、近日書面之趣具令披見、先以何茂息災之由満足之至候、此方無相易儀候間可心安候、

一日光へ為名代薩摩守参詣候間、心安休息候、
一留守中何篇可被入念事肝要候、善聞候へての事候者可

被申越候、

一加藤豊後守殿出合之儀、未とかくの事不相濟候、一途

相聞次第、重而可遂注進候、然者出水之儀堺目之事候

条、諸事無由断下々ニ至迄念を入候へてハと申事候、

一彈正下司之儀、今程者少弼と被書候、自今以後者位茂

能候、又よひ能候間、大弼可然候、

一此元御暇之儀、いつも無之候、尾張大納言殿を始、

各御詰之事候、少出合共候間、其さらせたるへきと存

候、

一刑部大輔疱瘡重く候之由、無心元候、

一日光十七年忌・増正寺百ヶ日、何茂相濟候、其外無相

易儀候、乍重言留守中之儀無緩、別而被入念肝要候、

猶追々可申越候、謹言、

(ハリ紙)
寛永九年

五月九日

(島津)
家久(花押)

(島津入墨)
彈正大弼殿

(本文書ハ「旧記雜録後編五」五一三号文書ト同一文書ナルベシ)

2 島津家久書状

彈正大弼殿

家久

其元新敷事共無之候哉、無心元候、定而大欲はん生にて候間、思ひやり候、(伊勢貞昌)兵部へ内談申候て七左衛門尉使としてこし候、くハしく聞とゞけ、よくく内談尤候、我等事へとしより候て、何之望も無之候、家之名をくたし、あまり無念之事候、一としてかんでん不申候、其儀たしかに申候、其方よりハ大久坊為使まいり候ハ、可然候、ふしんたち候ハぬやうに、申付られ候やうに、ひせん守など談合尤候、七左にてこそくハしく申候、謹言、

五月十一日

(島津) 家久(花押)

(島津久慶) 彈正大弼殿

(本文書ハ「旧記雜録附録二」八五九号文書ト同一文書ナベシ)

3 島津家久書状

(封紙ウハ書)

(墨引)

(ハリ紙)「又三郎様御誕生之御祝言申上候使之掃國ニ被下候御書」

(光久)薩摩守殿就男子誕生、為祝儀態被差越使者、殊太刀一腰・馬一疋到來、欣悦之至候、然者加藤肥後殿父子、無分別之企依有之、右父子之儀者不及申、懷・女房衆迄流罪ニ被 仰付、肥後殿事者出羽國へ被遣、子息豊後殿者飛彈國へ被遣候、誠哀成仕合絶言語候、就夫種々意分共有之事候、巨細掃國之節以面可申候、謹言、

(ハリ紙)「寛永九年」
六月五日

(島津) 家久(花押)

(島津久慶) 彈正大弼殿

(本文書ハ「旧記雜録後編五」五二三号文書ト同一文書ナルベシ)

4 島津忠長証状案

祁答院・宮城之儀當時依為明城、今度之御弓箭中、妻子為可召置、御番可仕由申上候、内々又吉殿(常久)へ御約束有之由承及候間、何時も御意次第可致返上候、仍證状如件、
圖書頭

慶長六年二月八日

忠長在判
(島津)

鎌田出雲守殿
(政近)

平田太郎左衛門尉殿

(増本)
〔本文書ハ「旧記雜錄後編三」一四七〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

5 島津久元・伊勢貞昌連署書状

(封紙ウハ書)

彈正様

参

久元

(墨引)

下野守

伊勢兵部少輔

以上

一書申入候、然者先年(歳久)晴養公御知行祈答院之儀、無吳

儀返可被進之由、從

龍伯様堅被仰出候ニ付、度々雖御侘候押移候、今度東郷

被進之由被 仰出候、先以目出度候、老中衆より可被申

達候間、早々御領地尤候、御意之趣、委細高崎伊豆守可

被申達候条、不能詳候、恐惶謹言、

(ハリ紙)
「寛永十年」
六月十八日

伊勢兵部少輔

貞昌(花押)

下野守

(島津)
久元(花押)

(島津久元)
彈正様

人々御中

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」六二九号文書ト同一文書ナルベシ)

6 島津家久書状

(封紙ウハ書)

彈正大弼殿

家久

(墨引)

「(ハリ紙)
「寛永十年十月五日之御書御こり御煩ニ付江戸」
使進上候時

到遠路被差越使者、殊太刀一腰・馬代銀子拾枚、慇懃之

至令祝着候、仍去月中旬、俄ニ相煩瘡病ニ成候而、及難

儀候、雖然五日以前振氣落候故、逐日可致本復候、多日

之草臥候間、于今平臥之躰、可有推量候、將又

公方様去十五日より御不例之由候条、心遣ニ存候處、早

速被成 御平復、頃表へ 御成候而各 御目見得故、目

出度儀共候、我等茂氣力付候者可致登 城候間、其節者

御暇茂出可申候へん哉与存候、長之留守之儀候条、其

元之様子諸事被入御念肝要候、猶期後音入候、恐之謹言、

〔ハリ紙〕
〔寛永十年〕

十月五日

彈正大弼殿



〔本文書へ「旧記雜録後編五」六四九号文書ト同一文書ナルベシ〕

7 島津光久書状

〔封紙ウハ書〕

彈正大弼殿

光久

為祈答院之返地東郷被給、殊加増三千石、從 中納言様

被遣ニ付、到此方使被差越、太刀一腰・馬一疋令喜悅候、

猶委細者從伊勢兵部少輔可相達候、謹言、

〔ハリ紙〕
〔寛永十年〕

十月五日

〔島津〕
光久(花押)

〔島津久慶〕
彈正大弼殿

〔本文書へ「旧記雜録後編五」六五〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

8 島津家久書状

猶以てつほう之事、よくく見あはせ尤候、道具な

と然之有間敷候、其心得尤候、我等事も越年之事候、

正月ハ下向可申候、近日中大久坊にて可申候、已上、

細川越中守殿肥後國被成御拜領、為入部近日爰元御立候、

就其祝儀申入候間、為使者肥后へ可被相越候、扱者正月

早之其地被罷立可然候、進物之儀者老中衆江可申遣候、

其内鉄炮百挺進候間、からくり已下被入念候やうに撰津

守へ可有相談候、ゑふご・口菓入可相添候条、何も可然

之様調候而尤候、其方可被召連内衆下トニ至迄、みたり

に無之様ニ能之可被仰付候、為心得候、謹言、

十月十日 家久(花押)

彈正大弼殿

〔本文書へ「旧記雜録後編五」五七一号文書ト同一文書ナルベシ〕

9 島津家久書状

(封紙ウハ書)

〔寛永九年十一月廿日之御日付彈正來春肥後へ被遣候御書〕

おふくろ

まいる

いゑ久

返く春ハやかてまいり候へく候、又々、かしく、

此たひはこゝろの外久くの事にて心をつくし申候、其元そくさいのよし、まんそく申事候、春ハさうく御いとま出候するよし候まゝ、ほと有ましく候、やかてはくたり申へく候、たんもしもひこへ使としてこしにて候、正月ハさうくいそぎ候てこそ可然候、こゝ元一しほしつかなる事にて候、又々、かしく、

〔寛永九年〕

霜月廿日

おふくろ

まいる

いゑ久

(本文書ハ「旧記雑録後編五」五八五号文書ト同一文書ナルベシ)

10 島津家久書状

已上

一書令啓候、然者其許家老役之衆無人候之間、其方之義下野守同前ニ諸式沙汰尤候、委曲此兩使可相達口上候、

恐々謹言、

(寛永十年)

極月六日

(島津久慶)
彈正大弼殿

(島津)
家久(花押)

(本文書ハ「旧記雑録後編五」六六八号文書ト同一文書ナルベシ)

11 島津家久書状

返く役の事御ゆたん有ましく候、く、かしく、

一筆申候、たん正とのへかはん役の事たのミ申候、御いゑの御ためすこしも悪候へぬやうに尤候、よりともよりの御いゑ、廿代にあまり候事候まゝ、まことにくからさる事にて候、ゆく末ちやうきふに御入候やうにめて度候、此よしいもしへも申候、春ハやかてくたり候てよろこひ申候へく候、めて度候、又々、かしく、

〔寛永十年〕

十二月七日

より

おふくろ
まいる
いゑ久

(本文書ハ「旧記雜録後編五」六七四号文書ト同一文書ナルベシ)

12 島津家久書状

(封紙ウハ書)

彈正大弼殿

家久

(ハリ紙)
「寛永十年十二月七日從江戸被下 御書、同十一年正月廿一日、野村大
学助元綱被持下於鹿兒嶋頂戴」

(墨引)

猶以每事大学助へ内談候て、此方へ可有注進儀於有
之者、無油断不寄何時早々可被申越候、以上、
國之風躰依邪僻危成行候由、委令承知候、誠 頼朝以來
相續候家、於吾等家督之時節、存亡之危難不堪悲歎候、
因茲今度野村大学助へ申含指遣候間、被遂歎談、東郷肥
前守なと以密談其許之様子細々伊東二右衛門尉にて可被
申越候、將又家老職之儀申遣候間、萬事被相嗜、諸人神
妙ニ存候様、分別肝要候、不可有緩疎候、恐々謹言、

(ハリ紙)
「寛永十年」
十二月七日
(島津久慶)
彈正大弼殿
(島津)
家久(花押)

(本文書ハ「旧記雜録後編五」六七一号文書ト同一文書ナルベシ)

13 島津家久書状

(封紙ウハ書)

(ハリ紙)

「寛永十一年、御家老役被 仰付候処、御佗言申上候義家来相良志摩長尚
ヲ差上候時御佗言不通被下 御書」

彈正大弼殿

家久

年始之為祝義到遠路使者被差越、殊太刀・馬懸勲之至令
祝着候、弥其許無事之由満足候、此度御暇之義未相知候、
來月十日より内ニ暇給候者、餘々長旅之儀候条、様々令
帰國、又追付可致上京之覚悟ニ候、公方様御上洛之義
も時分未相知候、とかく近日様子可相聞候之条、即可致
注進候、將又其地支配之義、此比者何程相調候哉、能々
談合候て、無吳義致首尾候様各肝煎專一候、尚追々可申
越候条、不能細筆候、謹言、

〔ハリ紙〕
寛永十一年
二月廿八日
家久（花押）
〔島津〕

彈正大弼殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編五」六九六号文書ト同一文書ナルベシ〕

14 島津家久書状

〔封紙ウハ書〕

彈正大弼殿

家久

〔墨引〕

家老役之義申越候處、為其祝儀使者被指越欣然之至候、
弥諸式念を入、以談合被申付簡要候、此表無相替義候、
御暇之儀未相知候、乍去近日中様子可相聞候、於其儀者
追付可致上洛候間、万々從京都可申下候、將又此中内義
少々煩之由相聞、連日無心許候處、早々快然之由大慶不
過之候、猶追々可申越候、謹言、

〔ハリ紙〕
〔寛永十一年〕
卯月三日
家久
〔島津〕

彈正大弼殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編五」七〇四号文書ト同一文書ナルベシ〕

15 島津家久書状

〔封紙ウハ書〕

たん正との
おふくろ

まいる

いゑ久

くれくれ残多事のミ申候、く、かしく、

あたし世のうらミ申ても申つくしかたく候、さそくめ

いわくたるへく候、我ら其元うつち申候おりふしハ、

一しほつゝかなく御入候て、いとまこひ申候つる、むか

しになりハて候事、うつゝ共夢ならぬあはれ、たん正と

のさそく袖の涙はかりたるへく候、とても帰らぬ事に

て候間、心をはれ候やうにとおもひ候へく候、まづとり

あへず申候、く、かしく、

〔ハリ紙〕
〔寛永十二年〕
五月十四日
中納言

おふくろ
まいる
いゑ久

〔本文書ハ「旧記雜錄後編五」八三二号文書ト同一文書ナルベシ〕

16 島津家久書状

(封紙ウハ書)

彈正大弼殿

家久

(墨引)

〔ハリ紙〕
〔寛永十二年、吉利支丹改日本國中〕同被 仰付候儀、犬追物可有
御興行儀江戸御留守中可入念之由、九月廿七日 家久様御書

猶以南蛮宗之義、亦以御法度之旨稠被 仰出ニ付、

來ル十一月朔日より諸國一時ニ可被相改之由、各談

合を以其旨ニ相究候、委者(島津久元)下野守・兵部少より可申

越候条、可被得其心候、我等留守之義候之条、其方

諸事念を入可被申付候、聊以不可有油断候、已上、

其後其許之到來如何と無心元候処、亦以無事之由今度相

聞、欣悅之至候、此方之義も皆々無為之躰候条、可心安

候、將又來春者早々可致帰國候之条、追付犬追物可相企

と存候、久々中絶之義共ニ候、其上川上十郎左衛門尉事

も年之儀候条、彼是以為稽古必々可相催候、其方事も兼

日馬之用意可為肝要候、其外射手ニ可罷出衆其心得候様、

内々可被申渡候、俄ニ者可難成義候之条、連々其覚悟不
可有油断候、尚追而可申候、謹言、

九月廿七日

家久(島津)
(花押)

彈正大弼殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」八六二号文書ト同一文書ナルベシ)

17 島津家久書状

(封紙ウハ書)

彈正大弼殿

家久

(墨引)

〔ハリ紙〕
十月十一日
寛永十二年從江戸被下於覺嶋頂戴

此方弥無事之躰候、殊 御城も一段静被成御座、御機嫌

能候之間可心安候、其地之義、諸式入念可被申付事可為

肝要候、年内もはや無程義ニ候、來春者早々可致帰國候

之条、萬事期其節候、謹言、

十月十一日

家久(島津)
(花押)

彈正大弼殿

〔本文書ハ「旧記雑録後編五」八六九号文書ト同一文書ナルベシ〕

18 島津家久書状

〔封紙ウハ書〕

〔墨引〕

彈正大弼殿

家久

猶以伊勢羈へも下緒二具、銘々被入念、芳志之至候、已上、

為當年之祝義到遠路使者、殊太刀・馬代慙慙之至候、從内義も樽肴重疊懇意之段為悅此事情、其方無事之由令満足候、此方も無相替義候、定而其地へ相聞候はん、此許者諸大名衆石墻普請にて殊之外取籠之為躰、可有推量候、來ル四月者兼日如被 仰出候、いづれも御暇可出候之条、其節者早々令帰國、万端期面会之時候、謹言、

〔ハリ紙〕
〔寛永十三〕

二月八日

〔島津〕
家久〔花押〕

〔島津久慶〕
彈正大弼殿

〔本文書ハ「旧記雑録後編五」九〇三号文書ト同一文書ナルベシ〕

19 島津家久書状

返々近日中可令下向候間、くハしく可申候、已上、

此比承候、其元之はつと前に相替、きひしく何事も御座

候由取沙汰候、我等ハ少も不承候、其心得尤候事、又玄

番頭津忠紀乗水法度きひしきよし候、肥前守・大久坊・十介な

とあらく敷申候故、彼浦之者共めいわくかり候由候、

承候間我等申候ハ、それこそせいしの表にて候間、さう

く申いたされ候て可然由申候、両条内儀に承候、如何

様公儀より被申へく候、心得尤候、たこん少も有ましく

候、謹言、

〔寛永十三年〕
二月九日



中納言

家久

〔島津久慶〕

霜州

まいる

〔本文書ハ「旧記雑録後編五」九〇四号文書ト同一文書ナルベシ〕

20 島津家久書状

(封紙ウハ書)

(墨引)

(ハリ紙)
「寛永十五年二月十二日之日付之御書、從御國本被下江戸ニ而頂戴仕候御書」

彈正大弼殿

家久

(光久)
薩摩守殿御暇出、直ニ如有馬下向之由、弥重存候、從此方嶋原へ加勢之人数可申付之由、松平伊豆守殿へ度々申越候へ共、加勢入間鋪之由(島津久元)下野守へ両度為被仰之由候、然時者薩摩守殿も上使へ被為見廻、如此方可有下着欵と相待躰にて候、将又其方煩無然々由咲止候、所用被為聞義迎成間鋪候之条、早々帰國尤候、其由鎌田出雲守(政統)へも申越候、可有其心得候、謹言、

(ハリ紙)
「寛永十五年」

二月十二日

彈正大弼殿

(島津久慶)

(島津) (藍印)
家久〇〇

(本文書へ「旧記雜錄後編五」一三三二号文書ト同一文書ナルベシ)

21 島津光久書状

(封紙ウハ書)

嶋津彈正大弼殿

光久

「寛永十五向田ニ御滞留之刻、江戸より御給候御書」

(墨引)

帰國以後者到來無之候、為足爰許へ帰候而、從京都明石迄之儀者氣色も能候つる由申來候、船中無相替儀下着候哉、無心元候、在所へ於帰着者旅宿ニ相替諸事可心安候之間、次第可為快氣与存候、猶期後音候、恐々謹言、

(ハリ紙)
「寛永十五年」

九月廿三日

(島津)
光久(花押)

嶋津彈正大弼殿

(本文書へ「旧記雜錄後編五」一三三二号文書ト同一文書ナルベシ)

22 島津光久書状

態申候、吉利織部佑へ言傳継承届候、弥其許入念候而、可被為聞候、仍我等御暇不出候間、如何与存事候、其方煩何程候哉、涯分養生尤候、少能候由承候間、我等満足

存候、其元式部若輩候間氣遣存候、貴所存寄之通被申候
而尤候、頼入候、恐々謹言、

〔寛永十六年〕
四月廿四日

〔島津〕
光久（花押）

〔島津久慶〕
彈正大弼殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編六」二〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

23 島津光久書状

〔封紙ウハ書〕

彈正大弼殿

光久

大口より

〔墨引〕

猶々薩摩守馬ニすかれ候て、よき馬共被尋候間、家
中ニも然々の馬無之候由被申候て可然候、

霜月十三日寅之刻之書状、安藝守所迄被遣候趣儘ニ見届

候、從細川肥後守殿馬之別當淺野七左衛門尉御所望ニ付

被差越候由候、通道祇答院筋を被相越候由申來候哉、其

心得可申候、其元宿無由断申付、万事可入念候、仍馬之

儀御殿ニ拂馬候由可有見せ候、又軍役迎之馬共於有之ハ

被見候て尤候、馬被買候者、早々被打立候て可然候、と

かく久敷被居候儀悪候間、何とそ隙被明候様ニ可被申候、

馬之巨細之段、大六右衛門尉・川五二右衛門尉・財傳右

衛門尉此由存候間、可被申談候、然者大和守上洛之儀、

別ニ口上申儀無之候、下野守・兵部少輔前より被差出候

儀計にて候、早々之上洛尤候、又易儀共於有之者、不依

何時可承候、恐々謹言、

〔寛永十六年〕
十一月十五日

〔島津〕
光久（花押）

〔島津久慶〕
彈正大弼殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編六」七五号文書ト同一文書ナルベシ〕

24 島津光久覚

覚

一彈正所にて談合之事、

一右談合之人数、渋谷四郎左衛門尉・二階堂阿波守・喜

入吉兵督・海江田仲左衛門尉之事、

一從長崎御下知之事、

一前かとニ番所見置之事、

一分國中沙汰不申様ニ可有之事、

一隱密之談合にて沙汰有ましき事、

一内々無油断吳國船之沙汰可有談合事、

(正保二年)
西 二月五日

(島津久慶)
彈正殿

25 島津光久書状

嶋津彈正大弼殿

光久

(墨引)

(封紙ウハ書)

(ハリ紙)
「正保三年三月廿五日御日付吳國船之被仰下候 御書」

態以一筆申候、然者異國船方之儀何篇被入念、從前方以被 仰出候趣、少茂無由断可被申付候、為其談合衆付置候間、細々被申合候而可然候、何そ急速ニ注進入事共候

はん刻者、不移時日被致折角筭合候様校量肝要候、恐々

謹言、

(ハリ紙)
「正保三年」
三月廿五日

(島津)
光久(花押)

嶋津彈正大弼殿

(本文書へ「旧記雜録追録」六三号文書ト同一文書ナルベシ)

26 島津久平綱書状

(墨引)

(封紙ウハ書)

(ハリ紙)
「正保三年九月廿七日之御日付、從 久平様被下候、於鹿兒嶋頂戴仕候 御書」

嶋津彈正大弼殿

久平

(久通)
嶋津圖書所迄之芳翰珍重候、其元靜謐之由、此方同前之

至候、然者犬追物之稽古最中候哉、尤之儀候、將又奥方

息災之由、是又令満足候、恐々謹言、

(ハリ紙)
「正保三年」
九月廿七日

(島津綱久)
久平(花押)

嶋津彈正大弼殿

(本文書ハ「旧記雜録追録」九三号文書ト同一文書ナルベシ)

家老衆与致相談可被申付者也、

正保四年正月廿八日

27 島津光久袖判条書

(島津光久
花押)

被 仰出條々

一 吳國船之儀、弥御分國中無緩様可被申付候、勿論江戸へ可被 聞召上儀者、即刻可被申上候、但依様子魔嶋へ申來候而よりは延引に可罷成儀者、從其所直飛脚可差上之旨連々可被申付置候、就其外城より江戸江可差上人は物なとよく申分合點能候する人へ兼日申付置候やうに可被申渡事、

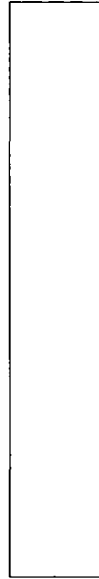
一 南蛮船見得候者、大坂町奉行衆・長崎并此宗旨御下知之衆・豊後横目衆へ早速注進可被申候、勿論江戸へも可被申上事、

一 琉球其外諸嶋之吳國船番之替可被申付事、付きりしたん宗旨之改、油断あるまじき事、

右之條々、かたく被相守可被申付、若行迫儀共於有之者、

松原神社文書

（巻子表紙）



○ 一 島津貴久書状

わさと捻をもちひ候、有あひ申候まゝ、きん一まいしんし候、御用ニ立申候ハ、満足たるへく候、恐々、かしく、

六月廿七日

（島津貴久）

又六郎殿

（島津）

貴久

（本文書ハ「旧記雜錄附録二」八二四号文書ト同一文書ナルベシ）

○ 二 島津義久書状

返々我らか心經などのふんにてハ、成不申候、不及力候、犬ハくひさうニ候へ共、我らかのほり候へはくい不申候、このころハはらニ立しかり候て前後亡シテ罷居候、さうくひら田かきうりやうをうけ給たく存候、山神ヲまつり候てしかるへきのよし申

候ハ、此方にもまつり候人の候間、こなたにても分別申へく候、ひら田きねん申へく候ハ、何とやうにもたのミたく候、いつかた先々たつね候てうけ給へく候、屋形様御こへ候て目出度申候、

熊用一書候、此比我等かれうの事きゝ不申候、色々分別申候へ共なまり候て了簡ニ不及候、犬山之事ハ申事なく候、狩などにもしゝに相さかり候、其外之せつしやう何れうもきゝ不申候、餘々無心元令存候、かやうの事にハひら田こう者にて候間、たつねへきためニ一昨日弥七ヲ遣し候へ共、他行にて合不申候、比良田か事ハ、則山御神にて候間、もしく何と様にも分別共候ハ、おほえ候事もや候はんすらん、それより人ヲ御遣し候て、たつね候て給候ハ、祝着過之間敷候、いかやうにも山神御なうせう可有子細候ハ、きねんなどもたのミたく存候、又矢さきヲまつり候て、よかるへきよし申候ハ、狩また二ツはかりもたせ可申候、かれ是聞相候てうけ給へく候、頼入候く、かしく、

(封紙ウハ書)

(墨引) 又六郎殿 義久

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」八九二号文書ト同一文書ナルベシ)

〇三 島津貴久書状

尚々衆中よりハ二日之日之事計ちうしん候、朔日戌ノ尅之御つう氣ハきこえず候、さいく心得申候、

神々御つう氣殊勝奉存候、かやうニ御まふり候間頼母數

覚候、昨日其方衆中より如此之ちうしん候、得其心候、

鹿兒嶋より能々祈念被成候やうに猶々御申候て可然存候、

此方よりハ代参急度させ可申候、自身もかならず可参候、

此分祈念させ有へく候、此堺今程ハ何事なく候、 神慮

弥々かたしけなく奉存候、万吉、恐々謹言、

六月五日尅申

(封紙ウハ書)

(墨引) 大夫

又六郎殿 貴久

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二六三二号文書ト同一文書ナルベシ)

〇四 島津貴久書状

おとりの就義預書状候、祝着之至候、かの堺ととのへ候間、夜前ふと義久帰宅被成候、千秋万歳め出度候、其方

之人衆もつゞき申候なる、可然候、爰よりハ弓箭も可被

出候、万吉、かしく、

二月十八日

(島津) 貴久(花押)

〇五 島津貴久書状

尚々蒲生よりハ其方へ向九郎うつり定候、

音問之趣祝着之至候、於加世田ニ談合事成候て末吉へ上

定候、仍かこしまにてうけとめ候する筋をさし出てうけ

へき覚語(禮)に候間、必月すゑハ彼堺へ可打立候、殊ハ日(忠)

新より御意見度々及候、かやうの時分ハ用心能々可被成

候、恐々謹言、

(永禄三年カ) 五月十六日

(島津) 貴久(花押)

(封紙ウハ書)

(墨引)

又六郎殿

貴久

(本文書ハ「旧記雜錄後編一」一四六号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 六 島津義久書状

態用一書候、仍此比者氣分如何くおハし候哉、無音非本意存候、涯分(養生)やうしやう可為肝要候、次ニハ其境之はたらきハ、此節さうニこそ存候へ、我々申上候分者番つかれて候とて、御屋をも御打合なく候、境目よりありくとしたらん仕役ヲしかく談合候て、典殿同前以申上候へかしと存計候、をひニ所々より番衆罷立候間、少勢たるへく候、其分別肝要たるへく候、清水へも此分令申候、恐々謹言、

三月四日

(島津) 義久 (花押)

(封紙ウハ書)

(墨引)

又六郎殿

義久

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」八九三号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 七 島津貴久書状

其後無音之至非本意候、今度よこ川城戸口太刀打すてにきずを被蒙うへは是非不及候、吉田衆おのく辛勞候、ておひ候もいかやうに候哉、其之てもいか候らん、承度候、万吉、恐々かしく、

六月廿一日

(島津) 貴久 (花押)

(封紙ウハ書)

(墨引)

又六郎殿

貴久

○ 八 島津忠平(義)書状

就幸便令啓入候、仍頃者無音罷過候、非本意候、然ハ舛肥立之事ハ來五六日之比と聞え候、此間ハ兵糧籠計之様ニ候ツ、雖然從日新様(忠良)頻ニ御意見候条ハ、此度之事ハ

而御陳被疊、悉軍衆被召連御越山可目出之由仰候、仍其御談合最中ニ候、如此定候ハ、御毎子^(父カ)ニ御一人ハ御出張可有候、然共未介々候、菟角軍衆可小々罷登事ハ持定と承候、何様介々之儀ハ重而可申条令省略候、恐々謹言、

(永祿五年カ)
八月二日

(島津義弘)
忠平 (花押)

(封紙ウハ書)

(墨引)

又四郎

又六郎殿
御宿所

忠平

(本文書ハ「旧記雑録後編一」二三五号文書ト同一文書ナルベシ)

○九 島津義久書状

猶といそぎ候まゝよめましく候、すもしく、
今春御慶重疊、仍只今戌時 大屋形様より蒙仰候、此度つゞきの事諸所へ申付候、兵庫頭殿^(義弘)ハむしけしかくなく候間、御まへより御とゞめ候、さてハ諸軍兵之おほえにて候、又六郎殿之事ハつゞき候て可然之由候、其御分

別肝要候、頼入候、我らもかならず明後日中途まで打立可申候、次 若宮之御たく共候哉、千秋萬歳目出度候、万吉々々、恐々謹言、

二月廿五日

(島津)
義久 (花押)

(封紙ウハ書)

(墨引)

又六郎殿

義久

(本文書ハ「旧記雑録附録二」八九四号文書ト同一文書ナルベシ)

○一〇 島津義久書状

其後者無音非本意候、仍手火箭之口薬入ニつけ候阿せり一ツ其方へ細工御さ候ハ、作せ給候ハ、可為祝着候、ちとふときかのそミにて候、次弓竹之尻柵竹此比時分さうニ存候、可被所持事肝要候、将又真幸へはじたかの有様ニ申候哉、内々耳聞頼入候、念佛寺真幸へ御使僧之由承候、左様折節聞せ候て可然候へく候、萬吉、恐々謹言、

八月四日

(島津)
義久 (花押)

(封紙ウハ書)

(墨引)

又六郎殿

義久

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」八九五号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一一 島津義久書状

猶々從兵庫頭殿類參候之様子今承候へ共、先々此度者如其方之可參覚悟候、

兼日如申候、餘々無沙汰之条、乍次帰宅之刻可致一礼候、然者其方之通路等不知案内之間、迎案内者為彼是誰そ一人被仰付、十二日必々此境へ罷着候者、十三日者其方へ可參候、為御存知企一行候、期來喜候、恐々謹言、

(永禄六年)

閏十二月九日

(島津)

義久(花押)

又六郎殿

(封紙ウハ書)

(墨引)

又六郎殿

義久

(本文書ハ「旧記雜錄後編一」二六五号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一二 島津義久書状

尚々衆盛之事、蒲生ハ別手ニもかよく候すらんと存計候、しかれ共りん所ニ候ヲ別手ニつもり候へ者い、か々ニ候欵、御内義可承候、

熊染筆候、仍先度之使者ニ音弓御一ツ持候のそミに候ハ、可預之由候ツ、其後色々こそくり候へ共、しかく音もしいたし候ハす候、其弓未しかと候ハ、先々借給候へかすと存計候、将亦為弓矢之諸所衆盛させ申へく候、蒲生之事隣所之事ニ候之間、その一手ニ可盛せ候哉、社參等ニさへ不所好ニ候間、別手ニも盛らせ候するや、内義承候ハ、其分別いたすへく候、又栗野へ立之事、何日比ニ候哉、承度候、自然栗のへ的道具もたせ候ハ、弓之事もしかとめしをき候へく候事候、恐々、かしく、

(永禄七年)

七月廿六日

(封紙ウハ書)

(墨引)

左衛門大輔殿

義久

(本文書ハ「旧記雑録後編」二二九号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一三 島津伯圀貴書状

其よりハさいく音信あつかり、是よりふさた申不及候、
あまりかるく敷候へ共、わたミゆひまいらせ候、かさ
ねてかしく、

(永禄九年)

潤八月十八日

(四)

(封紙ウハ書)

(墨引)

左衛門佐殿

伯圀貴

(本文書ハ「旧記雑録後編」二三四号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一四 島津義久書状

返々この二三日前、谷山ニかりいたし候て、しとヲ
こそ一ツ仕候へ、ふ共よさうニ候ほとに、かならず

狩ヲとこそ存候へ、犬のふハしかくなく候、

便候条染筆候、仍 伯圀様大すミニ永々御とうれうなさ

れ候、はやく御参候哉、承度候、自然比御参にても候

哉、かれこれ委うけ給たく候、自然人このころいたつら

に候ハ、いさくの 八幡ニ立願候て、去月四日ニ参詣

申候、然者五日六日之間、おもてヲは心かけ候、あハれ

くそれよりすくに四日之日、いさくのやうニ小者一人

にて御越候へかすと存候、され共大すミへ御ふさたなさ

れ候ハ、さやうのくかひ事先々肝要候、公私御返事ニ

細々可承候、かしく、

廿九日

(墨引)

左衛門大夫殿

義久

参

(本文書ハ「旧記雑録附録」二八九七号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一五 島津貴久書状

追而 正八様満領之事、民部さ衛門尉かくこハ及申さ

す候、かの神領ハ七八反のやうに承候、尚々尋ある
へく候、

御状之趣得其心候、仍所領之侘可有候哉、不及申候、打
まかせて見つくのひ候ハ、義久校量有さうに存候、我
等か分別曾於郡以そおこほりへゆたん被成候ハぬやうにと申て
候、談合あるへき之由返事承候、帖佐・山田ハ清水くり
かへに成さうに聞え候、万吉、恐々、かしく、

二月十一日

(封紙ウハ書)

(墨引)

左衛門尉殿

御返事

貴久

(本文書ハ「旧記雜錄附録」二八二五号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一六 島津義久書状

尚々申候、あかねかほうせ候てたしなミ候らん、白
鶴の羽ヲ十羽計そめ候する、のそましくこそ候へ、
又申候、(飯野)いの口のの一ヶ條之義ハさしのひ候とこそ

聞へ候へ、

今度之働之事ハ山之拵とをりヲ見せ候する、あさくくと
したる打立にて候、然共又四郎殿いつもいらぬ所のしや
う氣きすきたてヲめさるゝ人にて候之間、その事立候
てさやうニ御さなきやうニ申せのよし、しかくくと仰候
て可然存候、此度ハ打立候やうニ憑入候、恐々、かしく、

霜月十二日

(島津)
義久(花押)

(島津義久)
左衛門太輔殿

(封紙ウハ書)

(墨引)

左衛門太輔殿

義久

(本文書ハ「旧記雜錄附録」一八九八号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一七 島津義久書状

改年之御慶重疊、雖申事旧候、猶以幸甚々々、抑就此
等之祝儀、慶書并五明二本進之候、何様永春中自他之吉
兆倍可申承候、仍明後日廿二日之晚、大御屋形様年頭

之為祝儀可申請企候、乍辛勞御越候て御会尺之儀頼入候、

餘も誰人も無候て可為無調法候間、態用者行候、恐も謹

言、

正月廿日

(島津)

義久(花押)

左衛門大夫殿

(島津義久)

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」八九九号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一八 島津貴久書状

尚も御得心にて候ハ、其より仰付候て給へく候、

新春之御慶重々、仍前日そと如申候、弥七左衛門尉一節

やとい申度候、ひかしさま召仕たる者にて候まゝ召仕候

て、以後ハ其方之義次第可進候、たゞし當時用ニ立事共

か候らん、承候てさし置可申候、万吉、恐も謹言、

正月廿九日

追而明後日者早朝御越候様頼入候、

(墨引)

左衛門大夫殿

貴久

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」八二六号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一九 島津義久書状

返したくの事ゆたん有ましく候、將又先度ハ小山

田之打替之事、しきりニおほせ候ツ、其以後分別共

いかゞ候哉、承度候、比ハ配當之所領相つまり候て、

領地ヲあけらるゝ人々も候時分ニ候、あはれくお

ほせなかされ候へかすと存候、當家之奉公ニ相あた

るへくこそ存候へく候へ、

態染筆候、仍 ^(貴久)伯困一昨日如加世田御帰宅にて候、然者

定拙者南方へ可致参上候欵、さてハ貴所以同道参候へと

蒙仰候、九日十日之間ニ参上と存候、其方も御支度干要

ニ候、可為持聞へ候、次なからい作の馬追なともかと存

計候、恐も謹言、

三月廿九日

(島津)

義久(花押)

左衛門大輔殿

(島津義久)

(封紙ウハ書)

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」九〇一号文書ト同一文書ナルベシ)

〇二〇 島津義久書状

尚々一ヶ條之事ハ委追而談合いたすべく候、

態用一書候、仍去年之比本田衛門尉以山田之事申儀候ツ、

雖然又四郎殿より被申儀候て御くしを申下、帖佐・山田

へくり替之由申出すへき覚語候、先々安内令申候、次者

來廿三日之番替之事、此比兵庫頭殿も歸り之やうニ聞へ

候、あへれく吉田衆めしつれ自身御立候へかしと存候、

頼申候、自然相替義候ハ、追而可申通候、将又先度之

御文に以横山可承之由候ツ、此方へ丹後など使として狩

之義可有仰事者、むやくさうニ存候、此方ニハ今程いつ

れもく連歌仕計候間、外聞いか敷存候、犬かい之た

き音聞へ候之時ハむね打さべく計候、事々、恐々謹言、

(永禄八年カ) 二月八日 義久(花押)

(封紙ウハ書)

(墨引)

左衛門佐殿

義久

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」九〇〇号文書ト同一文書ナルベシ)

〇二一 島津義久書状

勝久御息忠吉之事、今朝不通ニ申切而候、可御心安候、

将亦其方狩候、依仕合犬疋せ登せ可申候、次者水牛角之

事承候、當時者家景中切物にて候、然共一本たしなミ候

間進之候、事々、恐々謹言、

雪月十三日

(島津) 義久(花押)

左衛門督殿

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」九〇二号文書ト同一文書ナルベシ)

〇二二 島津義久書状

尚々犬之事うけ給候、やかて参候、いか候哉、無

心元候、

誠今春之吉兆尤以目出度、猶更幸甚々々、抑初狩之事御

同前令存候、何様面談之時委可申承候、自然者其比忠平

お越候ハ可為本望候、万吉、恐々謹言、

正月拾一日

(鳥津義久)

左衛門佐殿

(鳥津) 義久(花押)

左衛門督殿

(墨引)

義久

(本文書ハ「旧記雜錄後編」一六四三号文書ト同一文書ナルベシ)

(封紙ウハ書)

(墨引)

左衛門督殿

義久

(本文書ハ「旧記雜錄附録」一九〇三号文書ト同一文書ナルベシ)

〇二三 鳥津義久書状

今度就大隅口働、別而被成御辛勞候之由承置候、殊被得

勝利候、千勝萬勢候、次者肝付内端依乱、(業丸)屋久丸彈正去

十九日生殺之由、一昨日廿一向之鳴へ逃者申來候、彼是

以祝着之至候、就夫諸篇談合可入時分候、明日茂早之御

越可目出候、恐之謹言、

(天正元年)

貳月廿三日

(鳥津義久)

左衛門督殿

(鳥津) 義久(花押)

(封紙ウハ書)

文
書
目
録

例言

- 一 本巻に収めた十三家の文書を、それぞれ掲載順に通し番号を付して収録した。
- 一 文書は、番号のほか、年月日、文書名を記載した。
- 一 文書の年月日については、原文書記載の年紀はそのままとし、異筆・補筆の年紀は「」で囲んだ。また異筆・補筆において疑義の示されているものは「」で囲んで区別した。
- 一 年紀を欠くものうち、推定しうるものは（ ）で示した。
- 一 月の異称は数字に改めたが、正月、朔日、晦日などはそのまま残した。
- 一 原則として『鹿児島県史料 旧記雑録』及び『同 旧記雑録拾遺家わけ』にならい文書名を付けた。
- 一 重複等により省略した文書には※印を付し記載した。

番号 年月日 文書名

種子島家譜

〔種子島家譜 七十四〕

- 一 安政 五年 正月 記録奉行寛写
- 二 (安政 五年) 二月 島津久福・島津久徴連署申渡書写
- 三 (安政 五年) 年中定費書上
- 四 (安政 五年) 七月廿二日 北条時昭口上覚
- 五 (安政 五年) 七月廿二日 北条時昭口上覚
- 六 安政 五年 八月 五日 種子島久尚代北条時昭祭文
- 七 永禄 七年 種子島惠時願文

〔種子島家譜 七十五〕

- 八 (安政 五年) 二月 国分遠寿寺届書
- 九 (安政 六年) 正月 廿日 鹿兒島役所達書
- 一〇 (安政 六年) 正月 藩達書写
- 一一 (安政 六年) 正月 新納久仰達書
- 一二 (安政 六年) 妙久寺番僧宮守料書上
- 一三 (安政 六年) 四月十八日 村田次左衛門外三名連署覚
- 一四 (安政 六年) 役人・物奉行連署届書
- 一五 安政 六年 九月廿九日 種子島久尚代北条時昭祭文
- 一六 (安政 六年) 十一月十六日 松寿院内意書

番号 年月日 文書名

〔種子島家譜 七十六〕

- 一七 (安政 七年) 慈遠寺御坊塋域之次第
- 一八 (安政 七年) 二月 十日 鹿兒島役所覚
- 一九 (安政 七年) 二月 川上久美達書
- 二〇 (万延 元年) 四月十五日 屋久島奉行届書
- 二一 (万延 元年) 七月廿四日 川上久運申渡書
- 二二 (万延 元年) 七月廿四日 川上久運申渡書
- 二三 (万延 元年) 八月廿八日 鹿兒島役所達書
- 二四 (万延 元年) 八月 島津久福申渡書
- 二五 万延 元年 八月 種子島役人連署届書
- 二六 (万延 元年) 八月 島津久徴申渡書写
- 二七 (万延 元年) 十月 川上久封申渡書
- 二八 (万延 元年) 十一月 種子島時大・上妻定直連署覚

〔種子島家譜 七十七〕

- 二九 (文久 元年) 盗品書上並達書
- 三〇 文久 元年 九月 松寿院内意書
- 三一 (文久 元年) 十二月廿五日 川上久封申渡書
- 三二 (文久 元年) 十二月 川上久運申渡書
- 三三 万延 二年 日 後醍醐院真柱誌松寿院願彰碑文

〔種子島家譜 七十八〕

- 三四 文久 元年 十二月 軍賦方家老座達書
- 三五 (文久 二年) 三月 川上久運・喜入久高連署申渡書
- 三六 (文久 二年) 三月 川上久美外二名連署申渡書
- 三七 (文久 二年) 六月廿八日 種子島役人森友習願書
- 三八 (文久 二年) 私領兵賦之法伺書
- 三九 文久 二年 五月 後醍院真柱撰赤尾木浦新波戸記碑文
- 四〇 (文久 二年) 新波戸竣功碑文
- 四一 (文久 二年) 十月 新納休右衛門達書
- 四二 (文久 二年) 十一月 川上久封達書
- 四三 (文久 二年) 十一月 藩達書

〔種子島家譜 七十九〕

- 四四 (文久 三年) 二月 島津久徵昌外四名連署達書
- 四五 (文久 三年) 四月十一日 畠地・家売切証文
- 四六 (文久 三年) 北条時有申渡書
- 四七 (文久 三年) 森友習外四名連署寄附証文
- 四八 (文久 三年) 六月 川上久美申渡書
- 四九 (文久 三年) 十二月 松寿院・宝慈院歳暮之賀進上書上

〔種子島家譜 八十〕

- 五〇 (文久 四年) 正月 島津久房願書

〔種子島家譜 八十一〕

- 五一 (元治 元年) 二月 喜入久高申渡書
- 五二 (元治 元年) 用頼代美代藤兵衛申状
- 五三 (元治 元年) 四月 三日 三島方掛役々答書
- 五四 (元治 元年) 四月 琉球産物方掛並裁許方掛答書
- 五五 (元治 元年) 四月 十四日 勝手方松岡十太夫申渡書
- 五六 (元治 元年) 五月 廿四日 用頼代美代藤兵衛口上覺
- 五七 (元治 元年) 六月 廿日 屋久島奉行届書
- 五八 (元治 元年) 五月 廿五日 種子島役人西村時起口上覺
- 五九 (元治 元年) 六月 廿日 屋久島奉行届書
- 六〇 (元治 元年) 六月 廿六日 琉球産物掛並裁許掛届書
- 六一 文久 二年 六月 五日 日高直五郎奉納扁額文
- 六二 (元治 元年) 十一月 島津丹波申渡書
- 六三 (元治 元年) 問条書

〔種子島家譜 八十二〕

- 六四 記錄所掛平山武肅覚書
- 六五 (元治 元年) 十二月 種子島役人連署届書
- 六六 (元治 二年) 三月 島津久徵申渡書
- 六七 (慶応 元年) 村々高増減書上
- 六八 (慶応 元年) 四月 桂久武申渡書
- 六九 (慶応 元年) 閏五月 小松清廉申渡書
- 七〇 (慶応 元年) 六月 島津久徵申渡書
- 七一 (慶応 元年) 九月 種子島郡見廻届書

七二 (慶応 元年) 十一月 種子島郡見廻届書

八八の1 (慶応 四年) 五月十五日 西村宇左衛門達書

〔種子島家譜 八十二〕

七三 (慶応 二年) 十一月 島津久徴申渡書写

2 (慶応 四年) 五月十五日 役所達書
3 (慶応 四年) 五月十五日 役所達書
4 (慶応 四年) 五月十七日 役所達書
5 (慶応 四年) 役所物奉行・用人連署達書

〔種子島家譜 八十三〕

七四 (慶応 三年) 藩申渡書

八九の1 (慶応 四年) 五月二日 種子島弾正尚願書
2 (慶応 四年) 六月 議政所申渡書

七五 (慶応 三年) 藩達書

九〇 (慶応 四年) 六月 新納久脩達書

七六 (慶応 三年) 八月廿五日 種子島役人知覧行修覧

九一 (慶応 四年) 七月十七日 東幸ノ詔

七七 (慶応 三年) 八月 役人連署寄附証文

九二 (明治 元年) 十二月 朔日 前田宗成並物奉行・用人連署申渡書

七八の1 (慶応 三年) 九月十五日 種子島弾正尚願書

2 (慶応 三年) 九月 島津広兼申渡書

七九 (慶応 三年) 十一月廿八日 北条時有書状

〔種子島家譜 八十五〕

九三 (明治 二年) 五月 記録方口上覧
九四 (明治 二年) 七月 五日 某達書

〔種子島家譜 八十四〕

八〇 (慶応 四年) 正月十一日 種子島久尚口上扣

九五 (明治 二年) 正月(廿三日) 版籍奉還ノ上表文

八一 (明治 元年) 正月 種子島弾正尚論書

九六の1 (明治 二年) 二月 種子島弾正尚願書

八二 (慶応 四年) 二月 種子島役人知覧行修覧書

2 (明治 二年) 藩達書
九七 (明治 二年) 西村時措伺書手扣

八三の1 (慶応 四年) 三月 四日 種子島弾正久寛

九八 (明治 二年) 六月(十七日) 行政官布告書写

2 (慶応 四年) 閏四月 議政所申渡書

九九 (明治 二年) 六月 太政官布告写

八四 (慶応 四年) 閏四月 種子島久尚論書

一〇〇 (明治 二年) 八月(十七日) 知政所達書

八五 (慶応 四年) 三月十一日 役所申渡書

一〇一 (明治 二年) 八月 島津忠義論達並知政所添状写

八六 (慶応 四年) 三月 五ヶ条誓文

一〇二の1 (明治 二年) 知政所達書

八七 (慶応 四年) 閏四月 種子島役人知覧行修覧書

2 (明治 二年) 八月(十七日) 知政所達書

一〇三の1 (明治 二年)

會計局達書写

2 (明治 二年) 八月廿四日

會計局市来六左衛門達書

一〇四 (明治 二年)

役人某書状

一〇五 (明治 二年)

種子島彈正尚覺

一〇六 (明治 二年)

種子島久尚達書

一〇七 (明治 二年)

種子島彈正尚願書

一〇八 (明治 三年)

土族一統口上覚

一〇九 (明治 三年)

土族中回達書

一一〇 (明治 二年)

種子島報七郎久口上覚

〔種子島家譜 八十六〕

一一一 (明治 三年)

羽生平左衛門屈覚

一二二 (明治 三年)

種子島地頭平山龍助・同副役養田耕蔵連署屈書

一二三 (明治 三年)

民事局達書

一二四 (明治 三年)

種子島報七郎久名代種

一二五 (明治 四年)

子島城助口上覚

一二六 (明治 五年)

民事局達書

一二七 (明治 五年)

種子島報七郎久名代種

一二八 (明治 六年)

子島城助口上覚

一二九 (明治 六年)

種子島久尚屆書

一三〇 (明治 六年)

地券写

一一一 (明治 四年)

新債証書等請取状

一二二 (明治 四年)

旧臣客死招魂墓碑銘文

〔種子島家譜 八十七〕

一二二 (明治 十年)

五人組氏名書上

一二三 (明治 十年)

種子島久尚願書

一二四の1 (明治 十年)

種子島久尚願書

一二五 (明治 十年)

戸長伊集院兼秀奥書

一二六の1 (明治 十年)

種子島久尚願書

一二七 (明治 十二年)

種子島久尚屆書

一二八 (明治 十三年)

戸長伊集院兼秀奥書

一二九 (明治 十四年)

赤尾木神社明細書

一三〇 (明治 十四年)

種子島久尚添書

一三一 (明治 十四年)

鹿兒島県庁褒状

一三二 (明治 十六年)

種子島久尚添書

一三三 (明治 十六年)

鹿兒島県庁褒状

一三四 (明治 十九年)

種子島久尚添書

一三五 (明治 十九年)

磯島津邸執事達書

一三六 (明治 十九年)

種子島時丸旧領地高調書

一三七 (明治 十九年)

種子島時丸旧領地高調書

一三八 (明治 十九年)

島津又四郎外三名連署家督相統届

一三九 (明治 廿年)

種子島守時書状

一四〇 (明治 十九年)

後見人届

一四〇	明治 廿年	一月 卅日	後見人届	一五四	明治廿三年	四月 三日	種子島守時祭文
一四一の1	明治 廿年	四月	前田讓蔵・高崎吉十郎 連署書状	一五五	明治廿三年	四月 三日	田上青山相撲興(行前口 上書)
2	明治 廿年	四月	前田讓蔵・高崎吉十郎 連署書状	一五六	(明治廿三年)	五月	戦亡子孫参拝者書上
3	明治 廿年	四月	前田讓蔵・高崎吉十郎 連署書状	一五七の1	明治廿三年	五月	種子島守時願書
一四二	明治 廿年	九月 六日	種子島守時後見人改選 届書	一五八の1	明治廿三年	四月 卅日	種子島守時歎願書
一四三	明治 廿年	十一月 五日	寄附金願	2	明治廿三年	五月	前田讓蔵外二名連署願 書
一四四	明治廿一年	二月十三日	種子島守時後見人前田 讓蔵外五名連署預ケ状	159	明治廿三年	四月 卅日	前田讓蔵外二名連署歎 願書
一四五	明治廿一年	二月十三日	土地預証書	160	明治廿三年	四月 卅日	前田讓蔵外六名連署依 願書
一四六	明治廿一年	二月十三日	種子島家墳墓掃除ノ規 約書	161	明治廿三年	六月廿一日	高尾野利八・榎本新喜 連署請書
一四七	明治 廿年	十一月十五日	鹿兒島県島司森岡眞賞 状	162	(明治廿三年)	四月	種子島守時後見人外諸 役員改選名簿
一四八	(明治廿一年)		種子島守時後見人外諸 役員改選名簿	163	明治廿四年	五月 二日	前田讓蔵歎願書
一四九	明治廿二年	十月 八日	転住届	164	(明治廿四年)	七月十五日	宮内大臣土方久元書状
[種子島家譜 八十九]				165	明治廿四年	九月廿四日	鹿兒島県知事山内堤雲 書状
一五〇	明治廿三年	二月 一日	前田讓蔵外役員連署依 願書				徳大寺実則外三名連署 書状
一五一	明治廿三年	二月 一日	照徳神社同掌徳永守人 請書	市来文書			
一五二	明治廿三年	二月 一日	前田讓蔵外役員連署証 書	※			
一五三	明治廿三年	三月 八日	鹿兒島県知事渡邊千秋 賞状	二			惟宗姓市来系図
				三			惟宗姓市来系図写
				四	元禄十四年	正月廿六日	市来氏宗家之系図
							市来氏庶流系図

6	5	4	3	2	1	五	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
			応安				宝永				宝永							
			五年				三年				三年							
			二月				四月				四月							
			九日				吉日				吉日							
			印阿讓状写				市来家年奥書	内藤作右衛門所持之系	大村士市来与一左衛門系	市来家年奥書	市来家年奥書	宮之城川俣太左衛門系	宮之城市来八郎左衛門系	國分士市来宗右衛門系	貞左衛門並但馬系	高山士市来孫之進系	高原士田口四郎兵衛系	東郷士市来太郎右衛門系
			長島士市来次郎右衛門系				市来氏庶流系並系	市来氏庶流系並系	市来氏系並系	市来氏系並系	市来氏系並系	宮之城市来八郎左衛門系	宮之城市来八郎左衛門系	國分士市来宗右衛門系	貞左衛門並但馬系	高山士市来孫之進系	高原士田口四郎兵衛系	東郷士市来太郎右衛門系
			國分士市来權三郎系				格護之者書上	格護之者書上	格護之者書上	格護之者書上	格護之者書上	宮之城市来八郎左衛門系	宮之城市来八郎左衛門系	國分士市来宗右衛門系	貞左衛門並但馬系	高山士市来孫之進系	高原士田口四郎兵衛系	東郷士市来太郎右衛門系
			加世田士市来次郎兵衛系				市来家年奥書	市来家年奥書	市来家年奥書	市来家年奥書	市来家年奥書	宮之城市来八郎左衛門系	宮之城市来八郎左衛門系	國分士市来宗右衛門系	貞左衛門並但馬系	高山士市来孫之進系	高原士田口四郎兵衛系	東郷士市来太郎右衛門系

一	一	九	八	六	五	四	三	二	一	七	七	六	五	四	三	二	一	八	七
											元祿十四年								
											二月								
											五日								
											市来家年奥書								
											市来氏庶流系								
											角氏系								
											河俣氏系								
											河俣氏系								
											平氏系								
											植松氏系								
											植松氏系								
											市来小四郎家系								
											市来氏古系並市来家								
											年賞書								
											水引士志茂納右衛門系								
											市来家之幕紋								

二	一	2	3	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	1	2	3	4
寛永 元年	寛永 元年	寛永 元年	寛永 元年	寛永 八年	(寛永 九年)	十一月廿一日	十二月廿九日	五月十一日	七月廿四日	三月廿三日	六月 晦日	六月 晦日	六月 晦日	七月 一日	伊地知重英書状	伊地知重英書状	伊地知重英書状	伊地知重英書状	伊地知重英書状	元禄十四年	元禄十四年	元禄十四年	元禄十四年
五月 八日	五月 八日	五月 八日	五月 八日	八月廿六日	三月廿五日	十一月廿一日	十二月廿九日	五月十一日	七月廿四日	三月廿三日	六月 晦日	六月 晦日	六月 晦日	七月 一日	伊地知重英書状	伊地知重英書状	伊地知重英書状	伊地知重英書状	伊地知重英書状	八月 二日	八月廿五日	八月廿五日	正月廿五日
法楽	賦何船連歌	市来惟清家尚寛書	市来惟清家尚寛書	市来家尚書状案	市来家尚書状案	伊勢貞昌書状案	伊勢貞昌書状案	伊勢貞昌書状	伊勢貞昌書状	市来家年申状案	市来家年書状留	市来家年書状留	市来家年書状留	市来家年書状留	伊地知重英書状	伊地知重英書状	伊地知重英書状	伊地知重英書状	伊地知重英書状	市来家年覚書	市来家年覚書	市来家年覚書	新納久了書状写
二九の1	2	3	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	大井文書	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三
「元禄十四年」	(元禄十四年)	「元禄十四年」	「元禄十四年」	元禄十七年	宝永 元年	享保 四年	元禄十七年	宝永 元年	享保 四年	元久 元年	建曆 二年	建曆 二年	建長 四年	弘安 元年	弘安 七年	弘安 十年	延慶 三年	元徳 三年	建武 元年	曆応 三年	慶長十二年	貞治 五年	永禄 三年
九月 三日	八月廿八日	九月廿二日	九月廿二日	正月 六日	七月 吉日	九月 七日	正月 六日	七月 吉日	九月 七日	十二月(廿日)	閏九月(十九日)	三月 五日	九月十七日	八月十六日	八月廿七日	四月 三日	五月 八日	九月 八日	七月 廿日	六月 廿日	十一月廿六日	十一月 吉日	
市来家年口上覚	市来家年覚書	市後崎重右衛門書状	市来家永口上覚写	市来家年口上覚留	市来家年覚書扣	市来家年拜受目錄	市来家年覚書扣	市来家年覚書	市来家年覚書	大井実春讓状写	將軍家政所下文写	大井頼郷讓状写	大井蓮実讓状写	大井頼郷讓状写	大井頼郷讓状写	大井頼郷讓状写	大井頼郷讓状写	大井頼郷讓状写	足利尊氏施行状写	島津道鑑久軍勢催促状	等覚院豪契証状	沙弥禅匠讓状写	竹下珠丹伝授状

※※
一四
一五

軍出之秘術
和歌

一八
一九

文政 五年
文久 三年
文久 三年

正八幡宮符
正八幡宮官長修理所職
補任狀

一六
一七
一八

六月 六日
大井家由緒書
紀姓大井系図(卷子)
紀姓大井系図(卷子)

二〇
二一

文久 三年
正八幡宮符
應永十七年

限元家氏文古今記録条
酒井姓限元家由緒書

鹿兒島神宮文書

一 保安 二年 二月 二日 正八幡宮修理所職補任
二 養和 元年 十一月 七日 正八幡宮神官命婦職補
三 建仁 元年 八月 日 任狀
四 元久 二年 十月 日 正八幡宮貫首酒井道吉
五 元久 二年 十月 日 陳狀
六 慶安 三年 十月(廿八日) 正八幡宮符
七 大永 五年 十月 二日 道直寄進狀
八 承久 三年 五月 十一日 寺家公文所下文文
九 元久 二年 十月 日 寺家公文所下文文
一〇 天承 元年 九月 十七日 寺家公文所下文文
一一 永祿 元年 十二月 十三日 執印行賢寄進狀
一二 建治 三年 八月 九日 正八幡宮符
一三 承久 三年 五月 十一日 正八幡宮符
一四 元久 二年 十月 日 寺家公文所下文文
一五 慶長 四年 九月 十四日 寺家公文所下文文
一六 寛永 五年 十一月 廿六日 島津忠恒家知行目録写
一七 元文 五年 十二月 吉祥日 正八幡宮符

鹿屋文書

一 寛元 二年 八月 二日 島津庄預所下文
二 建長 四年 七月 日 島津庄預所下文
三 弘長 元年 七月 日 島津庄預所下文
四 弘長 二年 八月 日 島津庄預所下文
五 文永 七年 八月 日 島津庄預所下文
六 文永 九年 八月 日 島津庄預所下文
七 弘安 四年 八月 日 島津庄預所下文
八 永仁 四年 十一月 廿日 島津庄預所下文
九 永仁 六年 五月 廿日 院家某御教書案
一〇 永仁 七年 二月 三日 島津庄預所下文
一一 正安 元年 九月 廿日 島津庄預所下文
一二 元徳 二年 八月 日 吉園奉書

二二

應永 七年 正月 廿五日 島津元久宛行狀

鹿屋院雜掌兼信申狀
鹿屋院惣地頭代押領田
在家山野注文
長田周防介請取狀
島津元久安堵狀
島津元久宛行狀

※

一四 元久 二年 十月 日 寺家公文所下文文
一五 慶長 四年 九月 十四日 島津忠恒家知行目録写
一六 寛永 五年 十一月 廿六日 正八幡宮符
一七 元文 五年 十二月 吉祥日 正八幡宮符

二二
2

應永 七年 正月 廿五日 島津元久宛行狀

島津元久宛行狀

※※

一〇 天承 元年 九月 十七日 寺家公文所下文文
一一 永祿 元年 十二月 十三日 執印行賢寄進狀
一二 建治 三年 八月 九日 正八幡宮符
一三 承久 三年 五月 十一日 正八幡宮符
一四 元久 二年 十月 日 寺家公文所下文文
一五 慶長 四年 九月 十四日 島津忠恒家知行目録写
一六 寛永 五年 十一月 廿六日 正八幡宮符
一七 元文 五年 十二月 吉祥日 正八幡宮符

一〇
一一

正安 元年 九月 廿日 吉園奉書

吉園奉書

三二	文安 五年	七月 晦日	足利將軍家御教書	五七	明曆 二年	十二月十七日	客殿修造圖
三三	文安 五年	八月 四日	聖慶外四名連署奉加狀	五八	明曆 二年	十二月十七日	島津光久住持補任狀
三四	応仁 二年	十一月十五日	沙汰仁道仙寄進狀	五九	宝永 五年		島津家より公儀江御書 出之覚
三五	(文明 二年)		島津忠国祭文	六〇	宝曆十三年	九月廿七日	行者順如申狀
三六	文明 二年	二月十五日	島津国久寄進狀	六一		十一月	川田国福外二名連署達 書
三七	文明 二年	二月時正日	坪久田嘉紹寄進狀	六二			島津重豪進上目錄
三八	文明 十年	十月十五日	島津国久寄進狀	六三	文化 八年	十一月 六日	町田久譜外二名連署達 書
三九	明応 七年	十二月十四日	藏人左少弁藤原某奉口 宣案	六四	文化 十年	九月	島津重豪論達抄
四〇	明応 五年	十月廿九日	足利將軍家御教書	六五	文化 十一年	六月	寺社奉行所達書
四一	永正十六年	五月十五日	足利義植補任御教書	六六		十月十四日	玄臻書狀
四二	享祿 三年	十月十七日	足利義晴補任御教書	六七			某書狀
四三	天文 五年	八月十二日	足利義晴補任御教書	六八	正徳 四年	十月 三日	山門院野田山内寺由緒 書(冊子)
四四	天文 九年	十一月十六日	島津実久住持補任狀	六九	宝曆 六年	六月廿九日	鎮国山感応寺開基之 由来(冊子)
四五	天文十三年	五月 七日	足利義晴補任御教書	七〇	寛政 七年	十二月	鎮国山感応寺諸末流中 伝記(冊子)
四六	天文十六年	七月 晦日	足利義晴補任御教書	七一			薩州出水郡山門院野田 郷鎮国山感応寺開山曆 代之記(冊子)
四七	天文廿一年	六月 八日	足利將軍家御教書	七二	寛政 七年	十二月十五日	薩州出水郡山門院山内 寺并末寺由緒開基持世 代帳
四八		六月 廿日	琉球国中山王書狀				
四九		六月 廿日	琉球国三司官書狀				
五〇		(六月十七日)	某坪付				
五一	文安 元年	六月十一日	感応寺太叔尚祐証狀				
五二	文明十五年	十月 吉日	感応寺田帳之日記				
五三		十二月十二日	明慶外二名連署書狀				
五四	寛永 二年	四月十二日	島津久元・比志島国隆 連署手形				
五五	元禄十一年	五月廿一日	鎮国山感応禪寺末寺帳				
五六	応仁 二年	十一月十五日	沙汰仁道仙寄進狀写				

限元文書 一

酒井氏并修理所職系図

志布志野辺文書

一四	明心	九年	三月	廿日	連署坪付	伊地知重貞・本田兼親	三六の1	元禄	五年	十一月	吉且	実名書付
一三	文明	十五年	三月	十一日	署坪付	村田経安・平田兼宗連	三五	(寛永十八年)	十月	(吉)辰	名乗書付	舜雅書状
一二	嘉吉	元年	十二月	十二日	足利將軍家御教書写		三三	天正	十年	九月	吉日	野辺氏系譜
一一	永享	十年	六月	五日	福昌寺仏殿造営奉加帳写		三一			十二月	二日	野辺盛真口上覚扣
一〇	永和	五年	六月	二日	野辺盛久寄進状写		三〇					野辺盛真口上覚扣
九	永和	四年	六月	二日	野辺盛久寄進状写		二九					某書状案
八	永和	四年	六月	二日	野辺盛連・盛久連署寄進状写		二八			九月	廿一日	向井盛照書状
七	応安	八年	二月	廿五日	島津氏久書状写		二七			九月	廿三日	向井盛照書状
六	応安	六年	十一月	廿六日	野辺盛隆寄進状写		二六			正月	廿七日	島津久文書状
五	延文	四年	九月	廿六日	野辺盛房寄進状写		二五			八月	廿三日	野辺盛仁書状
四	延文	四年	九月	廿六日	野辺盛房寄進状写		二四			十月	十八日	赤松則春書状
三	延文	二年	八月	日	野辺藏阿房寄進状写		二三			八月	十日	島津忠長書状
二	観心	三年	四月	廿九日	足利直冬下文写		二二			六月	廿八日	野辺盛仁申状写
一	貞和	五年	十一月	八日	野辺盛忠讓状写		二一			五月	十一日	野辺盛仁申状写
七	文化	五年	二月	十三日	正八幡宮符写		一九			二月	十七日	島津武久忠書状
六	天明	五年	四月		園分宮内一社十家口上書留		一八の1	(元禄	七年)	九月	十七日	野辺盛真願書案
五	天和	三年	九月	廿二日	島津久當覚写		2	(元禄	七年)	九月	十七日	野辺盛真願書案
四	天和	三年	九月	廿二日	島津久當覚写		3	(元禄	七年)	十月	十日	野辺盛真願書案
三	大永	五年	十月	二日	限本宗勝讓状		一五	大永	三年	二月	十六日	桑波田景元外三名連署坪付
二	大永	五年	十月	二日	限本宗勝讓状		一六	天正	五年	一月	吉日	伊集院忠棟外四名連署坪付
一	大永	五年	十月	二日	限本宗勝讓状		一七	天正	八年	二月	吉日	伊集院忠棟外四名連署坪付

※

三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇		
三月十六日	四月十五日	五月三日	八月五日	三月廿八日	九月十六日	十二月廿二日	四月廿八日	十一月十日	二月九日	五月朔日	五月十九日	六月廿日	八月廿七日	十月四日	十一月二日	十二月廿六日	六月二日	八月四日	二月廿一日	二月廿一日	二月十日		
聖護院由雪書狀	聖護院由雪書狀	豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀次朱印狀	豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀吉知行方目錄	豊臣秀吉高麗再度陣陣	豊臣秀吉高麗再度陣陣	豊臣秀吉朱印狀		
〔文祿三年〕	〔文祿二年〕	〔天正十六年〕	〔文祿二年〕	〔文祿二年〕	〔天正十七年〕	〔文祿三年〕	〔文祿元年〕	〔文祿元年〕	〔文祿二年〕	〔文祿二年〕	〔文祿二年〕	〔文祿二年〕	〔文祿二年〕	〔文祿三年〕	〔文祿三年〕	〔文祿二年〕	〔文祿四年〕	〔文祿三年〕	〔慶長二年〕	〔慶長二年〕	〔文祿三年〕		
七月十七日	五月四日	十二月十九日	二月廿八日	五月三日	正月十六日	六月廿四日	七月十二日	九月廿三日	十一月四日	十一月十七日	十二月廿日	十二月廿六日	正月十五日	八月廿三日	七月十日	九月十三日	十二月廿七日	正月十七日	八月廿五日	八月廿日	十二月廿四日		
豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀次朱印狀	豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀次朱印狀	豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀吉朱印狀	豊臣秀吉朱印狀	徳川家康書狀	徳川家康書狀	寺沢正成副狀		
六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四
〔慶長三年〕	〔文祿二年〕	〔文祿二年〕	〔文祿二年〕	〔文祿三年〕	〔文祿三年〕	〔慶長二年〕	〔文祿三年〕	〔文祿三年〕	〔文祿三年〕	〔文祿三年〕	〔文祿三年〕	〔文祿二年〕	〔文祿三年〕	〔文祿四年〕	〔文祿四年〕	〔慶長二年〕	〔慶長二年〕	〔文祿二年〕	〔慶長三年〕	〔慶長三年〕	〔慶長四年〕	〔慶長四年〕	〔慶長四年〕

八五	〔慶長 四年〕十二月廿七日	徳川家康書状	一〇七
八六	(天正十二年) 九月 四日	真木島昭光・一色昭秀 連署書状	一〇八
八七	(天正十四年) 十二月 四日	足利義昭御内書	一〇九
八八	文祿 五年 正月 廿日	島津忠恒 <small>家久</small> 加増目録	一一〇
八九	(寛永 四年) 六月廿二日	伊勢貞昌書状	一一一
九〇	(天正十四年) 六月十六日	島津家久書状	一一二
九一	(天正十三年) 十二月 九日	島津家久書状	一一三
九二	(慶長 四年) 六月廿七日	島津忠恒 <small>家久</small> 書状	一一四
九三	(慶長 三年) 十一月廿五日	豊臣氏五大老連署状	一一五
九四	(慶長 三年) 十一月廿五日	豊臣氏奉行衆連署状	一一六
九五	(天正十六年) 七月 五日	島津義弘書状	一一七
九六	文祿 四年 九月廿八日	伊集院幸侃・本田三清 連署証状	一一八
九七	十月十一日	島津忠直目安状	一一九
九八	慶長 五年 十月 卅日	島津忠長外三名連署加 増目録	一二〇
九九	文祿 五年 十二月 二日	伊集院幸侃 <small>忠棟</small> 署判領知 目録	一二一
一〇〇	元和 六年 三月廿七日	島津久元外四名連署知 行目録	一二二
一〇一	元和 六年 五月十三日	島津久元外四名連署知 行目録	一二三
一〇二	十一月十一日	島津家久書状	一二四
一〇三	十一月十一日	島津家久書状	一二五
一〇四		島津家久書状	一二六
一〇五		島津家久和歌	一二七
一〇六		島津家久和歌	一二八

慶長十三年 六月 吉日

十一月廿二日

島津家久和歌	一〇七
島津家久和歌	一〇八
島津家久和歌	一〇九
島津家久和歌	一一〇
島津家久和歌	一一一
島津家久和歌	一一二
島津家久和歌	一一三
島津家久和歌	一一四
島津家久和歌	一一五
島津家久和歌	一一六
島津家久和歌	一一七
島津家久和歌	一一八
島津家久和歌	一一九
島津家久和歌	一二〇
島津家久和歌	一二一
島津家久和歌	一二二
島津家久和歌	一二三
島津家久和歌	一二四
島津家久和歌	一二五
島津家久和歌	一二六
島津家久和歌	一二七
島津家久等連歌	一二八
島津義久・義弘連署符 呪写	一二九
島津義弘和歌	一三〇
島津義弘和歌	一三一

島津家文書（日置文書）

一三二	友政和歌	八	(慶安 二年)	島津久慶寛
一三三	重長和歌	九	[寛永十八年]	島津久慶寛
一三四	貞親和歌	一〇		島津久慶書状案
一三五	安綱和歌	一一		九月 吉日 島津久慶書状案
一三六	元和 五年	一二		島津久慶書状案
一三七	元和 五年	一三の1	2	六月十五日 飛鳥井雅庸蹴鞠免許状
一三八	(天正十五年)	13	(文祿 二年)	六月十五日 飛鳥井雅庸蹴鞠免許状
一三九	慶長 八年	一四		六月十五日 飛鳥井雅庸蹴鞠免許状
一四〇	進上目錄	一五	寛永十八年	九月 日 島津歳久夫人申状案
一四一	島津光久書状	一六	慶安 四年	十月 日 家康様以來御厚恩之条々
一四二	島津綱久和歌	一七	慶安 三年	五月 島津久慶外和歌並詩
一四三	安永 六年	一八		島津久慶和歌
一四四	[天保 八年]	一九の1		島津久慶弔詞並和歌
一四五	御墓所相立候由緒書	2		八月十五日 飛鳥井雅敦蹴鞠免許状
				八月十五日 飛鳥井雅敦蹴鞠免許状
		二〇	天正 三年	七月廿九日 蹴鞠八境図・両分図・対縮図
一	[寛永十八年]	二一		七月廿六日 島津家久弓術伝授条書
二	御談合可入条々	二二		十月廿六日 飛鳥井雅庸書状
三	[寛文十三年]	二三		七月廿五日 寺沢広高書状
四の1	[延宝 二年]	二四	寛永十五年	二月廿六日 島津久慶書
2	寛延 四年	二五		正月 七日 相良頼寛書状
五	八月 日	二六		二月十五日 相良頼寛書状
六	寛永十八年	二七		二月十八日 相良頼寛書状
七	(慶安 元年)	二八	(寛永十四年)	二月廿一日 相良頼寛書状

日置島津家文書（尚古集成館）

二九	（寛永十五年）	三月十六日	相良頼寛書狀	九	〔慶長九年比〕	四月一日	島津忠恒家書狀
三〇	（寛永十四年）	閏三月 六日	相良頼寛書狀	一〇	〔慶長九年〕	四月三日	島津忠恒家書狀
三一		七月 五日	相良頼寛書狀	一一	〔慶長九年〕	四月七日	島津忠恒家書狀
三二		九月十五日	相良頼寛書狀	一二	〔慶長九年〕	十二月廿七日	島津忠恒家書狀
三三	（寛永十六年）	十二月 廿日	相良頼寛書狀	一三	〔慶長十年〕	二月十五日	島津忠恒家書狀
三四		二月 七日	相良頼寛書狀	一四	〔慶長十年〕	二月十九日	島津忠恒家書狀
三五	（寛永十四年）	二月廿四日	相良頼寛書狀	一五	〔慶長十年〕	四月七日	島津忠恒家書狀
三六		七月廿六日	相良頼寛書狀	一六	〔慶長十年〕	七月十七日	島津忠恒家書狀
三七		九月廿五日	相良頼寛書狀	一七	〔慶長十年〕	九月十六日	島津忠恒家書狀
三八		十二月廿一日	相良頼寛書狀	一八		十一月二日	島津忠恒家書狀
三九		十二月廿二日	相良頼寛書狀	一九		七月十九日	島津忠恒家書狀
四〇		九月廿一日	相良長每書狀	二〇		九月廿八日	島津忠恒家書狀
四一	（寛永十三年）	十二月十四日	相良長每書狀	二一		十月九日	島津忠恒家書狀
四二の1	（寛永十九年）		島津久慶覚書	二二		廿六日	島津忠恒家書狀
2	享保 廿年	八月 吉旦	島津久富奥書	二三		十一月十五日	島津家久書狀
一	天正十九年	四月 七日	島津龍伯義久証狀	二四		十七日	島津忠恒家書狀
二	（天正 廿年）	七月廿一日	島津龍伯義久書狀	二五		廿七日	島津忠恒家書狀
三	天正 廿年	七月廿六日	島津義久起請文	二六	（慶長十一年）	六月廿七日	島津家久書狀
四	天正 廿年	七月廿六日	細川幽斎玄起請文	二七		二月十六日	島津家久書狀
五	〔慶長 三年〕	三月廿一日	島津龍伯義久書狀案				
六	（慶長 三年）	七月 三日	島津義弘書狀				
七		十六日	島津家久書狀				
八		八月十三日	島津家久書狀				

日置島津家文書(黎明館)

22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	—	
(寛永十年)	(寛永十一年)	[寛永八年] (寛永九年)	(寛永十二年)	(寛永十二年)	(寛永八年)	(寛永七年)	(寛永七年)	(寛永十年)	(寛永八年)	(寛永九年)	(寛永八年)	(寛永八年)	(寛永九年)	(寛永十年)	(寛永十年)	(寛永九年)	(寛永八年)	[寛永八年]	(寛永十一年)	(寛永十一年)	十二日	—	
十月十四日	八月廿四日	六月廿七日	六月十八日	五月廿三日	五月十三日	五月八日	五月七日	四月廿一日	四月三日	四月三日	四月三日	十一月廿日	十一月廿日	四月十八日	十二月七日	六月十一日	六月六日	二月	三月三日	七月廿二日	七月廿二日	—	
島津家久書狀	島津家久書狀	島津家久書狀	島津家久書狀	島津家久書狀	島津家久書狀	島津家久書狀	島津家久書狀	島津家久書狀	島津家久書狀	島津家久書狀	島津家久書狀	島津家久書狀	島津家久書狀	島津家久書狀	島津家久書狀	島津家久書狀	島津家久書狀	島津家久書狀	島津家久書狀	島津家久書狀	島津家久書狀	島津家久書狀	
8	7	6	5	4	3	2	1	四	6	5	4	3	2	1	三	1	二	28	27	26	25	24	23
				(慶長十五年)	(慶長十七年)				寛永廿年		(寛永廿一年)			(寛永廿一年)	(寛永十八年)		寛永十八年			(寛永八年)	(寛永八年)	(寛永八年)	[寛永十年]
十月十二日	十月卅日	九月廿二日	十月卅日	八月十五日	正月廿八日	十月卅日	十一月廿八日	七月廿一日	七月廿一日	四月五日	正月十六日	四月五日	正月十六日	四月五日	九月廿三日	十月	十月	三月	三月廿八日	三月廿八日	三月七日	十一月三日	十月廿四日
島津常久書狀案	島津常久書狀案	島津忠次常書狀	島津忠次常書狀	島津常久書狀	島津常久書狀	島津忠次常書狀	島津忠次常書狀	島津久慶島津義弘追悼和歌	島津久慶島津義弘追悼和歌草案	島津久慶書狀	島津久慶書狀	島津久慶書狀	島津久慶書狀	島津久慶書狀	日置島津家文書(卷子)	家康様以来御厚恩之条々	日置島津家文書(卷子)	島津家久書狀	島津家久書狀	島津家久書狀	島津家久書狀	島津家久書狀	島津家久書狀

13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 五 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9

(天正 六年) 九月 三日 飛鳥井雅繼雅書狀
 (天正 七年) 六月十八日 飛鳥井雅繼雅書狀
 (天正 六年) 六月廿八日 飛鳥井雅致書狀
 (天正 四年) 五月十九日 進藤長治書狀
 (天正 三年) 六月 朔日 伊勢貞知書狀
 (天正 五年) 八月 朔日 伊勢貞知書狀
 (天正 五年) 六月 七日 小笠原宗賢書狀
 (天正 五年) 六月十九日 小笠原宗賢書狀
 (天正 四年) 九月十一日 市川經好書狀
 十月廿三日 星野鎮胤書狀
 八月十八日 竹鼻宗竹書狀
 六月廿三日 鞍馬寺妙法坊有金書狀
 正月 六日 愛宕山長床坊祐圓書狀

11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 七 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 六 15 14

(天正 三年) 九月 六日 愛宕山長床坊祐圓書狀
 八月十四日 愛宕山勝地院祐圓書狀
 十一月 廿日 日置島津家文書(卷子)
 三月十九日 本門光圓書狀
 四月廿六日 進藤長定書狀
 六月十九日 進藤長定書狀
 十二月廿一日 進藤長滋書狀
 五月 朔日 永田性白書狀
 九月十三日 芳春院宗朝書狀
 六月十八日 紹吳書狀
 九月十八日 佐鋪王子朝益書狀
 正月 六日 久米具志川王子朝重書狀
 (寬永十一年) 正月 六日 日置島津家文書(卷子)
 二月 十日 島津忠興書狀
 四月 三日 島津忠興書狀
 六月十六日 島津忠興書狀
 八月 八日 島津忠興書狀
 十月廿四日 島津忠興書狀
 十一月 四日 島津忠興書狀
 十二月十八日 島津忠興書狀
 四月 七日 島津忠興書狀
 六月廿三日 島津忠興書狀
 八月十二日 島津忠興書狀
 (寬永十一年) 八月十二日 島津忠興書狀

16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	八	20	19	18	17	16	15	14	13	12								
(寛永十五年)	(寛永十五年)	(寛永十五年)	(寛永十三年)	(寛永十四年)	(寛永十四年)	(寛永十五年)	(寛永十四年)	(寛永十四年)	(寛永十四年)	(寛永十四年)	(寛永十五年)	(寛永十五年)	(寛永十五年)	(寛永十五年)	(寛永十五年)	(寛永十五年)					(寛永十三年)	(寛永十二年)	(寛永十三年)	(寛永十四年)	(寛永十二年)	(寛永十一年)							
五月十日	五月八日	六月十日	十月十一日	四月廿五日	九月廿七日	七月八日	九月廿二日	七月廿二日	正月廿日	四月廿九日	七月廿日	六月廿八日	四月六日	四月廿六日	五月十三日						十月十五日	九月廿四日	九月廿四日	十一月十日	三月十二日	正月五日	十二月廿九日						
松平定綱書状	松平定綱書状	松平定行書状	松平定行書状	鍋島勝茂書状	細川光尚書状	細川光貞尚書状	細川忠興書状	細川忠興書状	細川忠興書状	細川忠興書状	板倉重宗書状	土井利勝書状	土井利勝書状	土井利勝書状	酒井忠勝書状	日置島津家文書(卷子)	島津久雄書状	島津久雄書状	島津忠次久書状	島津忠興書状	島津忠興書状	島津忠興書状	島津忠興書状	島津忠興書状	島津忠興書状	島津忠興書状							
1	一一	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	一〇	7	6	5	4	3	2	1	九	20	19	18	17								
寛永十八年		(寛永十九年)	閏九月八日	五月十四日	正月二日	十二月廿二日	十一月廿日	十一月八日	十月十八日	八月十六日	七月十日	正月廿五日	正月二日								八月朔日	三月十七日	十二月三日	十二月十五日	十一月廿八日	十一月十六日	十月十七日	五月廿二日	六月廿一日	九月二日			
島津久慶草案		日置島津家文書(卷子)	伊東祐久書状	秋月種春書状	有馬直純書状	有馬康純書状	有馬直純書状	有馬直純書状	有馬直純書状	有馬直純書状	有馬直純書状	有馬直純書状	有馬直純書状	有馬直純書状	細川光利尚書状	日置島津家文書(卷子)	伊東祐久書状	有馬直純書状	有馬直純書状	有馬直純書状	有馬直純書状	有馬康純書状	松平定頼書状	松平定頼書状	松平定頼書状	松平定頼書状	松平定頼書状	松平定頼書状	松平定頼書状	松平定頼書状	松平定頼書状	松平定頼書状	松平定頼書状

14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	一三	7	6	5	4	3	2	1	二	3	2	
[寛永十一年]	[寛永十一年]	[寛永十年]	[寛永十年]	[寛永十年]	[寛永九年]	[寛永九年]	[寛永十年]	[寛永十年]	[寛永十年]	慶長 六年	[寛永九年]	[寛永九年]	[寛永九年]	慶安 三年	慶安 三年	慶安 三年	慶安 三年	慶安 三年	慶安 三年	慶安 三年	慶安 三年	慶安 三年	慶安 三年	慶安 三年	慶安 三年
四月三日	二月廿八日	十二月七日	十二月七日	十二月六日	十一月廿日	十月十日	十月五日	十月五日	六月十八日	二月八日	六月五日	五月十一日	五月九日	三月廿六日	三月廿四日	三月廿四日	三月廿四日	三月廿四日	三月廿四日	三月廿四日	三月廿四日	三月廿四日	三月廿四日	三月廿四日	三月廿四日
島津家久書状	島津家久書状	島津家久書状	島津家久書状	島津家久書状	島津家久書状	島津家久書状	島津家久書状	島津家久書状	署書状	島津久元・伊勢貞昌連	島津忠長証状案	島津家久書状	島津家久書状	日置島津家文書(卷子)	瀬口加左衛門尉寛書	某寛書	某寛書	木脇永喜寛書	某寛書	某寛書	某寛書	某寛書	某寛書	某寛書	某寛書
一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一															
(永祿 六年)		(永祿 五年)			(永祿 三年)																				
閏十二月九日	八月四日	二月廿五日	八月二日	六月廿一日	三月四日	五月十六日	二月十八日	六月五日	六月廿七日																
島津義久書状	島津義久書状	島津義久書状	島津忠平義書状	島津貴久書状	島津義久書状	島津義久書状	島津貴久書状	島津貴久書状	島津貴久書状	島津貴久書状	島津貴久書状	島津久平綱書状	島津久平綱書状	島津光久書状	島津光久書状	島津光久書状	島津光久書状	島津光久書状	島津光久書状	島津光久書状	島津光久書状	島津光久書状	島津光久書状	島津光久書状	島津光久書状

松原神社文書

二二	(永祿 七年)	七月廿六日	島津義久書狀
二三	(永祿 九年)	閏八月十八日	島津伯圍久書狀
二一		廿九日	島津義久書狀
二〇	(永祿 八年)	十一月十二日	島津貴久書狀
一九		二月十一日	島津義久書狀
一八		十一月十二日	島津義久書狀
一七		正月 廿日	島津義久書狀
一六		正月廿九日	島津貴久書狀
一五		三月廿九日	島津義久書狀
一四		二月 八日	島津義久書狀
一三		十二月十三日	島津義久書狀
一二		正月十一日	島津義久書狀
一一		二月廿三日	島津義久書狀
一〇	(天正 元年)		

鹿児島県史料編さん関係者

史料編さん 東京大学 史料編纂所 所長 加藤友康

国立歴史民俗博物館 館長 宮地正人

尚古集成館 前館長 芳野正人

鹿児島大学 名誉教授 五味克夫

委員 安藤保晋 哲哉

原口泉 日隈正守

三木靖宮 下満郎

山田尚二 堂満幸子

大賀郁夫

鹿児島県歴史資料センター 黎明館

館長 今吉弘

調査史料室 長尾義男

学芸専門員 林匡

資料調査員 狩川博子 相良億代

資料調査員 高原千鶴 那加野文恵

濱田亜樹子 樋渡美佳子

鹿児島県史料

旧記雑録拾遺 家わけ九

平成14年1月31日 印刷
平成14年3月1日 発行

非売品

編集 鹿児島県歴史資料センター黎明館

発行 鹿児島県

印刷所 株式会社 きょうせい